工　　事 …… 129
直轄工事の施行が不良なもの〔北陸、近畿両地方建設局〕(324)—(326) …… 129
補　助　金 …… 131
公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか23都県〕(327)—(365) …… 131
災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔北海道ほか18県〕(366) …… 133
昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況 …… 136
（1） 補助工事の施行および災害復旧事業費の査定について …… 136
（2） 立体交差化工事等の実施について …… 136
第7節　会計事務職員に対する検定 …… 137
第1　出納職員に対する検定 …… 137
第2　物品管理職員に対する検定 …… 137
第3章　政府関係機関その他の団体の会計 …… 139
第1節　決算の検査完了 …… 139
第2節　各機関別の事項 …… 140
第1　日本専売公社 …… 140
第2　日本国有鉄道 …… 142
不　当　事　項 …… 145
工　　事 …… 145
保守用踏切舗装工事の施行にあたり計画当を得ないため不経済となっているもの〔日本国有鉄道東海道新幹線支社東京保線所〕(367) …… 145
舗装工事の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道下関工事局〕(368) …… 146
物　　件 …… 147
アーマーロッドの購入にあたり不必要なベリリゥム銅粉を塗布させることとしため不経済となっているもの〔日本国有鉄道関東地方資材部ほか3箇所〕(369) …… 147
改善の意見を表示した事項 …… 149
自動信号化等工事に伴う撤去機械信号機器の活用について …… 149

昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況 …… 150
（1） ケーブル埋設工事における労務費の積算等について …… 150
（2） ずい道工事における工事費の積算について …… 151
（3） 道路と鉄道との立体交差化工事について …… 151
第3　日本電信電話公社 …… 153
不　当　事　項 …… 155
工　　事 …… 155
地下管路工事の土留工の積算にあたり工事単金の適用を誤ったため工事費が高価と認められるもの〔日本電信電話公社近畿電気通信局滋賀電気通信部〕(370) …… 155
ケーブル埋設工事の土砂入替が設計と相違しているもの〔日本電信電話公社信越電気通信局〕(371) …… 156
不　正　行　為 …… 157
職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの〔日本電信電話公社九州電気通信局長崎電気通信部佐世保電報電話局〕(372) …… 157
改善の意見を表示した事項 …… 158
工事用図面等のトレース、青写真朱入れおよび青写真焼付の請負契約について …… 158
第4　国民金融公庫 …… 160
第5　住宅金融公庫 …… 161
昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況 …… 162
中高層耐火建築物等の住宅部分の無断用途変更の防止について …… 162
第6　農林漁業金融公庫 …… 164
第7　中小企業金融公庫 …… 166
第8　北海道東北開発公庫 …… 167
第9　公営企業金融公庫 …… 168
第10　中小企業信用保険公庫 …… 169
第11　医療金融公庫 …… 170

第12　日本開発銀行 …… 171
第13　日本輸出入銀行 …… 173
第14　日本住宅公団 …… 174
改善の意見を表示した事項 …… 175
土地買収予定価格の評定について …… 175
第15　愛知用水公団 …… 177
第16　日本道路公団 …… 179
改善の意見を表示した事項 …… 181
高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等について …… 181
昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況 …… 184
高速自動車国道建設工事における土工量の精算について …… 184
第17　首都高速道路公団 …… 186
第18　水資源開発公団 …… 188
第19　日本鉄道建設公団 …… 189
第20　雇用促進事業団 …… 190
第21　海外移住事業団 …… 192
第22　日本原子力研究所 …… 194
第23　東北開発株式会社 …… 195
第24　電源開発株式会社 …… 198
昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況 …… 199
発電所建設工事の請負人の決定について …… 199
第25　帝都高速度交通営団 …… 200
昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況 …… 201
工事用貸与鋼材の調達および運用について …… 201
第26　日本放送協会 …… 202

第3節　会計事務職員に対する検定 …… 204
物品管理職員に対する検定 …… 204
別　表 …… 205
第1　租税の徴収過不足をきたしたもの〔大蔵省〕(4)—(115) …… 205
第2　公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔農林省〕(171)—(272)… 229
第3　公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔建設省〕(327)—(365)… 260
付　表 …… 271
第1　昭和40年度一般会計決算未確認額表 …… 271
第2　既往年度一般会計決算未確認額表 …… 273
第3　既往年度各特別会計決算未確認額表 …… 277

第1章　総　　論

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づき、昭和 40 年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定、改善の意見を表示した事項等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行なっているものの検査事項を掲記した。

第1節　歳入歳出決算

昭和 40 年度歳入歳出決算は、41 年 10 月 22 日これを受領し、その検査を了して 41 年 12 月 6 日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は、次表のとおり

	一般会計	特別会計(43)	総計
	千円	千円	千円
歳入	3,773,096,775	7,216,047,881	10,989,144,657
歳出	3,723,016,761	6,406,370,938	10,129,387,699
歳入超過	50,080,014	809,676,942	859,756,957

であって、一般会計の歳入超過は 500 億 8001 万余円であるが、これを前年度の歳入超過 1357 億 9920 万余円に比べると 857 億 1919 万余円の減少を示している。

また、本院において、上記決算額の総計から各会計間の重複額および前年度剰余金受入等を控除して純計額を概算すると、歳入 6 兆 9991 億円、歳出 6 兆 6109 億円で、前年度に比べると歳入において 9706 億円、歳出において 8152 億円の増となっている。

第1　歳　　入

昭和 40 年度一般会計の歳入決算額は、前記のとおり 3 兆 7730 億 9677 万余円である

が、このうちには昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和41年法律第4号）に基づき、租税および印紙収入の減少を補うため発行された公債の収入金1972億円が含まれている。また、収納未済額は17億5090万余円で、そのおもなものは、弁償及返納金3億7732万余円、公共事業費負担金2億6722万余円、共有船舶利用収入2億5763万余円、国有財産売払収入2億1510万余円である。いま、一般会計の収納未済額に国税収納金整理資金の取扱分を含めて収納未済額を計算するとその徴収決定済額に対する割合は3.4％に当たり、前年度の3.8％に比べて減少している。

国税収納金整理資金への受入金の徴収決定済額は3兆2546億4600万余円、収納済額は3兆1098億4104万余円、収納未済額は1421億0210万余円であって、収納未済額の徴収決定済額に対する割合は4.3％に当たり、前年度の4.5％に比べて減少している。

各特別会計の収納未済額は274億1928万余円で、そのおもなものは、食糧管理の国内米売払代で延納を認められているものなどを除くと、厚生保険の保険料収入128億7640万余円および雑収入8億6675万余円、失業保険の保険料収入25億5872万余円および雑収入6億4452万余円、労働者災害補償保険の保険料収入24億8495万余円、開拓者資金融通の償還金収入19億2428万余円、船員保険の保険料収入5億2753万余円である。

一般会計および各特別会計の収納未済額に国税収納金整理資金の収納未済額を合計すると1712億7229万余円であるが、このほかに既往年度の収納未済額で本年度においてもなお収納にいたらなかったものが685億1512万余円に上っており、そのうち大部分を占めるものは国税収納金整理資金の分447億7249万余円である。

第2 歳　　出

昭和40年度一般会計の歳出決算額は、前記のとおり3兆7230億1676万余円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は426億4714万余円で、そのおもなものは、だ捕漁船船主乗組員等特別給付金39億9914万余円、住宅対策費39億5802万余円、工業用水道事業費30億6791万余円、特殊対外債務処理費29億6245万余円、水資源開発事業費23億5131万円、港湾事業費20億9968万余円、道路整備事業費15億2615万余円、防衛本庁13億8728万余円、空港整備事業費13億5774万余円、治水事業費11億7353万余円、公立文教施設整備費補助11億6825万余円、沖縄援助其他諸費11億6112万余円、宮廷費10億4719万余円であり、また、不用となった額は212億2861万余円で、そのおもなものは、中小企業対策費38億2013万余円、失業対策事業費36億4084万余円、環境衛生対策費10億7352万余円、社会保険国庫負担金7億2622万余円、飼料需給安定費7億円、国民年金国庫負担金5億1943万余円、児童保護費5億0428万余円、政府出資金5億円である。

第2節　債権および債務

第1 債　　権

昭和40年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次表のとおり

区　　分	40年度末現在額	39年度末現在額	差引増△減
	千円	千円	千円
歳入	437,403,792	422,247,407	15,156,385
歳入外	5,707,602	5,370,044	337,558
積立金	791,166,778	761,451,678	29,715,100
国民年金印紙	4,123,782	4,196,534	△ 72,751
資金	4,391,987,514	3,548,221,197	843,766,316
計	5,630,389,471	4,741,486,862	888,902,609

であって、前年度末現在額に比べると8889億0260万余円の増加を示しており、そのおもな事由は、積立金において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の公共団体貸付金債権、資金において、一般会計の各税受入金債権、資金運用部特別会計の政府関係機関貸付金債権、地方公共団体貸付金債権、特別法人貸付金債権および電源開発株式会社貸付

金債権が増加したためである。

年度末における債権現在額のおもなものを示すと、歳入において、一般会計の貸付金等回収金収入1586億6634万余円、産業投資特別会計の運用金回収642億6288万余円、積立金において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の公共団体貸付金債権4963億7602万余円、同特別会計の政府関係機関貸付金債権1601億1301万余円、同特別会計の契約者貸付金債権747億4290万余円、同特別会計の特別法人貸付金債権599億3484万余円、資金において、一般会計の各税受入金債権2524億8493万余円、資金運用部特別会計の政府関係機関貸付金債権2兆3441億4523万余円、同特別会計の地方公共団体貸付金債権1兆0555億4871万余円、同特別会計の特別法人貸付金債権4269億1316万余円、同特別会計の電源開発株式会社貸付金債権2742億7178万余円である。

第2 債　　務

昭和40年度一般会計国の債務に関する計算書および各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額は、次表のとおり

種別	40年度末現在額 千円	39年度末現在額 千円	差引増△減 千円
予算総則で債務負担の限度額が定められているものにかかる債務負担額	41,157,173	24,103,553	17,053,620
歳出予算の繰越債務負担額	39,077,686	42,475,354	△ 3,397,667
保険給付の繰越債務額	103,731	110,587	△ 6,855
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	17,474,705	12,673,479	4,801,226
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	243,311,303	145,826,427	97,484,876
財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為		187,969	△ 187,969
法律、条約等で債務の権能額が定められているものにかかる債務負担額（公債および借入金にかかるものを除く。）	442,861,985	325,077,482	117,784,502

種別	40年度末現在額 千円	39年度末現在額 千円	差引増△減 千円
公債	744,857,052	493,222,344	251,634,707
内国債	689,517,729	434,698,976	254,818,752
外国債	55,339,323	58,523,367	△ 3,184,044
英貨債	17,488,989 (17,350,187)	19,083,997 (18,932,537)	△ 1,595,008 (△ 1,582,349)
米貨債	15,725,196 (43,681,100)	17,310,960 (48,086,000)	△ 1,585,764 (△ 4,404,900)
仏貨債	9,137 (12,531)	12,410 (17,019)	△ 3,272 (△ 4,488)
スイス貨債	4,116,000 (50,000,000)	4,116,000 (50,000,000)	
ドイツ貨債	18,000,000 (200,000,000)	18,000,000 (200,000,000)	
借入金	302,345,748	199,382,350	102,963,397
邦貨借入金	265,319,373	162,086,226	103,233,147
外貨借入金（米貨）	37,026,374 (102,851,041)	37,296,124 (103,600,346)	△ 269,749 (△ 749,305)
短期証券	718,200,000	655,545,000	62,655,000
一時借入金		270,000	△ 270,000
他会計への繰入未済金	62,128,052	58,509,731	3,618,321
未納付益金	5,397,471	2,790,093	2,607,377
保証債務（損失補償にかかる債務を含む。）	1,280,386,207	994,143,901	286,242,306
予算総則で保証の限度額が定められているものにかかる保証債務負担額	1,278,233,252	991,796,546	286,436,706
法律、条約等で保証の権能額が定められているものにかかる保証債務負担額	2,152,954	2,347,354	△ 194,400
計	3,897,301,118	2,954,318,274	942,982,843

備考　外国債および外貨借入金は邦貨換算額によるものであり、（ ）内で当該外貨額を示し、その単位は、英貨についてはポンド、米貨についてはドル、仏貨については千フラン、スイス貨についてはスイス・フラン、ドイツ貨についてはドイツ・マルクである。

であって、前年度末現在額に比べると、保証債務（損失補償にかかる債務を含む。）、公債、法律、条約等で債務の権能額が定められているものにかかる債務負担額（公債および借入金にかかるものを除く。）、借入金等が増加を示し、歳出予算の繰越債務負担額等が減少を示している。

公債の年度中の増減のおもなものは、増においては40年度における租税および印紙収入の減少を補うため発行したもの2000億円、国際通貨基金に出資する通貨代用国庫債券として発行したもの599億3999万余円、農地被買収者等に対する給付金として交付するため発行したもの171億5044万円であり、減においては内国債を償還したもの591億2696万余円、英貨債を償還したもの15億9500万余円である。

また、借入金の年度中の増減のおもなものは、増においては資金運用部資金からの借入れ1260億7572万余円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金からの借入れ57億円であり、減においては資金運用部資金への償還275億5400万余円である。

第3節　国庫金、国有財産および物品

第1　国　庫　金

昭和41年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、前年同期に比べると次表のとおりである。

種別	41年3月末現在	40年3月末現在	差引増△減
	千円	千円	千円
当座預金	92,323,847	179,018,325	△ 86,694,477
別口預金	30,006,794	20,605,821	9,400,973
指定預金	3,368,253	3,140,220	228,033
小額紙幣引換準備預金	493	493	△ 0
計	125,699,389	202,764,860	△ 77,065,470

第2　国　有　財　産

昭和40年度国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は5兆0860億4723万余円であって、前年度末現在額3兆9953億8668万余円に比べると1兆0906億6054万余円の増を示している。

これは、年度中における増加額が行政財産において8974億9963万余円、普通財産において4862億3148万余円計1兆3837億3112万余円あり、他方、減少額が行政財産において2420億6537万余円、普通財産において510億0519万余円計2930億7057万余円あったためである。

いま、その増減事由のおもなものを示すと、所管換等によるもののほか、増においては出資1918億2990万余円、建物の新築544億2301万余円、工作物の新設356億9496万余円、船舶等の新造208億0526万余円、土地等の購入152億9983万余円、工作物の増設148億8742万余円、土地等の交換107億7349万余円、建物の増築94億6802万余円、立木竹の実査65億8427万余円、ほかに価格改定によるもの9396億4042万余円があり、減においては土地等の売払136億4255万余円、立木竹の実査122億0685万余円、出資金回収83億6601万余円、ほかに価格改定によるもの1724億1514万余円がある。

また、昭和40年度国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は693億0517万余円であって、前年度末現在額300億2476万余円に比べると392億8040万余円の増を示している。

第3　物　品

昭和40年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は3116億1957万余円であって、前年度末現在額2750億3965万余円に比べると365億7991万余円の増を示している。

年度中における増加額は829億8462万余円で、そのおもなものは、土木機器141億4077万余円、車両及び軌条133億8393万余円、試験及び測定機器102億3466万余円であり、また、減少額は464億0470万余円で、そのおもなものは、土木機器146億3608万余円、車両及び軌条111億2301万余円、通信機器43億9488万余円である。

第4節 政府関係機関その他の団体

会計検査院法その他の法律によって会計の検査を行なったものは、政府関係機関13、国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計および法律によりとくに会計検査院の検査に付するものと定められた会計70（閉鎖機関に指定されまたは解散して清算中のもの10を含む。）のほか、国から補助を受けている都道府県、市町村、各種組合等の会計である。

第5節 検査の結果の概要

昭和40年12月から41年11月までの間に、国および政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書および証拠書類を検査したものは21万7千余冊、5689万余枚である。会計検査に伴い関係者に対し質問を発したものは7千余件である。

（不 当 事 項）

検査の結果、不当事項として記載するものを所管別または政府関係機関別にあげると次表のとおり合計372件である。

所管または政府関係機関	租税	工事	物件	保険	補助金	不正行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件
総理府			2					2
法務省						1		1
大蔵省	112							112
文部省					5			5
厚生省		1		3	9	1		14
農林省		21	1	14	120			156
通商産業省					1		6	7
運輸省		2			15			17

所管または政府関係機関	租税	工事	物件	保険	補助金	不正行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件
郵政省						6		6
労働省				3				3
建設省		3			40			43
日本国有鉄道		2	1					3
日本電信電話公社		2				1		3
計	112	31	4	20	190	9	6	372

備考 件数は本検査報告の番号の数による。

これらの不当事項をその態様別にみると、

租税収入の徴収不足をきたしたものなど	112件	535百万円
工事施行の計画等が適切を欠いたため経費の使用が不経済となっていると認めたもの	4件	53百万円
工事費等の積算が適切を欠いたため契約額が高価にすぎたと認めたもの	7件	17百万円
工事の監督および検査が適切でなかったため支払が過大となっているもの	23件	76百万円
保険料の徴収不足をきたしまたは保険金等の支払が適正を欠いたものなど	20件	232百万円
補助事業の実施および経理が適切を欠いたもの	187件	183百万円
職員の不正行為により国または政府関係機関に損害を与えたもの	9件	67百万円
そ の 他	7件	19百万円

また、

災害復旧事業費の査定額を減額是正させたもの	3件	436百万円

となっている。

上記のうち、そのおもなものの概要を述べると次のとおりである。

（租税収入について）

税務署等において、課税資料の収集または活用が適確でなく、また、申告書等についての調査が十分でなかったことにより、源泉所得税において配当、賞与の性質を有する給与、申告所得税において譲渡所得、不動産所得、雑所得等、法人税において減価償却、退職給与引当金、同族会社の留保金額等に関する処理が適切でなかったためひいて租税の徴収不足をきたしたものなどである。

（工事施行の計画等について）

事業の着手にあたっては、十分な調査と準備を行ない、綿密な計画を策定し、適切な設計、仕様を決定することが必要であるのに、これらの配慮を欠いたため、不経済な結果となっているものであって、

防衛庁で、トラクタ・ドーザ用部品の購入にあたり個々の単品を別々に購入して組み立てた方が廉価でありそのようにしても使用上支障がないのに組部品を購入することとしたもの、

農林省で、土えん堤工事の施行にあたり盛土に使用する山土の採取場が工事現場の近くにあったのにそれに気付かず遠隔の地で採取することとしたもの、

日本国有鉄道で、東海道新幹線保守用車両の開発が遅れているのにその実態を調査することなく保守用踏切舗装工事を施行したため、踏切舗装が活用されないばかりでなく、軌道保守作業に障害をきたし撤去を余儀なくされたもの、東海道新幹線電車線のちょう架線に巻きつけておくアーマーロッドの購入にあたり不必要な添加物を塗布させることとして購入したもの

である。

（工事費等の積算について）

積算は、単なる所要経費の見込計算であるにとどまらず、契約価額決定の基礎となる

重要な経理処理であって、適正な積算なくしては適正な契約価額の決定は期しがたいものである。しかして、積算にあっては、施行現場の状況に最も適応した経済的な作業方法や機械等の能力等を検討し、新機種の機械設備を使用する場合はとくに他の先例を参考とし、また、業者の見積や既定の価格を参考とする場合にはその内容を十分審査して適切な価格を適用すべきであり、さらにこれら積算の作業にあたり計算誤り等の誤びゅうをおかすことは厳にこれを避けるべきであるのに、それらの配慮を欠いたため、結局、契約額が高価となったと認められるものであって、

防衛庁で、航空路図誌の製版料の標準料金の適用が適切を欠いたもの、

農林省で、土えん堤工事の盛土転圧に使用する機械の走行速度を低く見込んだもの、干拓工事に使用する作業船の整備費累計率や船価を先例より過大に見込んだもの、道路工事の敷砂利等や導水路工事のスパイラル溶接鋼管の見積価格の適用が適切を欠いたもの、

日本国有鉄道で、貨物駅積卸場改良工事の施行にあたり経済的な機械施行が可能であるのに人力施行によることとし、また、資材価格の適用を誤つて高価としたもの、

日本電信電話公社で、地下管路埋設工事の土留工の単金の適用を誤ったもの

である。

（工事の監督および検査について）

契約は、適切な監督により適正な履行が確保され、給付の完了を確認する検査の結果に基づいて支払をすることとなっているものである。しかしながら、工事現場における監督が必ずしも十分に行き届かず、施行が不良となっていて設計に比べて強度が低下しまたは出来高が不足しているのに、検査にあたりそれに気付かず、契約どおり給付が完了したものとして検収を了しているものであって、

農林省の治山えん堤等工事、運輸省の防波堤工事、建設省の道路擁壁や河川護岸工事におけるコンクリート工事や玉石コンクリート工事で、コンクリートの練混ぜや

つき固め、玉石の配列が粗雑であったため内部に空げきを生じているもの、

運輸省の空港周辺排水路護岸コンクリートブロック積工事で、護岸背後の地山を余分に切り取り、しかもその埋めもどしも不十分であったため不安定となっているもの、

建設省の道路法面保護工事で、竹しがらを組むくいの径や長さが不足しているもの、

日本電信電話公社のケーブル埋設工事で、道路復旧の土砂入替が設計と相違しているもの

などであって、とくに、農林省の治山えん堤等工事の施行が不良なものが多数に上っている。

（保険について）

国が特別会計を設けて経営する保険事業に関するもので、

厚生省の健康保険、厚生年金保険、船員保険、労働省の労働者災害補償保険、失業保険において、保険料算定の基礎となる被保険者の報酬についての調査が十分でなかったため保険料の徴収不足をきたしたもの、

厚生省の健康保険、労働省の失業保険、農林省の漁船再保険において、保険給付の原因となる事実の調査が十分でなかったため保険金等の支払が適正を欠いたもの、

農林省の農業共済再保険において、農業共済組合が共済金の一部を組合員に支払わず、または補償対象外のものを含めて共済金を配分するなど共済事業の運営が適切でないもの

である。

（補助金について）

農林、建設、運輸各省所管の公共事業関係国庫補助工事については、十数年来毎年不当な事例を検査報告に掲記して注意を促し、とくに、農林、建設両省所管のものについては、40年、改善の意見をも表示したところであるが、41年中の検査の結果は、関係当局の努力の跡が見受けられ、不当な事例が相当数減少している。しかしながら、なお、工事の施行が不良となっているものなど多数の不当な事例が絶えない状況にかんがみ、今後一層指導監督の強化徹底を図るなど工事の適正な施行について配慮の要があるものと認められる。

その他の国庫補助事業については、その種類も多く態様も多岐にわたっており、たとえば、厚生省の簡易水道事業、農林省の農業構造改善事業等において工事の施行が不良なものや事業費の精算が過大なものなどが多数見受けられたほか、農林省の農業改良資金助成補助金等を財源とする都道府県の貸付金の運営が適切を欠きひいて補助金が所期の目的に反して使用されていると認められる事例が多数見受けられた。

（職員の不正行為について）

職員の不正行為により国または政府関係機関に損害を与えた事例は、とくに、郵便局において毎年見受けられてきたところであるが、依然として郵便局で多数の事例が見受けられたほか、地方法務局の出張所長、船員保険保険料を収納するため県保険課から魚市場に配置されている駐在員等地方の小規模官署に勤務する職員により現金等を領得されたものがあり、また、特定郵便局長および同局長代理が地方公共団体の収入役と共謀して簡易生命保険及び郵便年金積立金の短期貸付に関する書類を偽造して貸付の認可を受け貸付金相当額を領得するという新たな事態が見受けられた。

（改善の意見を表示した事項）

検査の結果、会計検査院法第36条の規定に基づき、主務大臣等の責任者に対し法令、制度または行政に関して改善の意見を表示したものが9件あり、これらはそれぞれ各所管別または機関別に掲記した。その内訳は、

国の機関については、

農林省の国営かんがい排水事業の施行に関するもの、国営干拓建設事業の施行に関するもの、国有林野の交換に関するもの、

郵政省の小包配達業務の運営に関するもの、

労働省の都道府県労働基準局および労働基準監督署における経理に関するもの、

政府関係機関その他の団体については、

日本国有鉄道の自動信号化等工事に伴う撤去機械信号機器の活用に関するもの、

日本電信電話公社の工事用図面等のトレース、青写真朱入れおよび青写真焼付の請負契約に関するもの、

日本住宅公団の土地買収予定価格の評定に関するもの、

日本道路公団の高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等に関するもの

である。

上記の不当事項または改善の意見を表示した事項のほか、検査の結果、今後予算の執行等にあたり留意を要すると認めたものを各所管別または機関別に掲記した。いまその概要を述べると次のとおりである。すなわち、

事業計画樹立の段階におけるものとしては、

農林省で食糧庁が外国麦類を購入する際包装させている麻袋について、需給事情を適確には握してなるべく経済的な麻袋を使用するよう配慮する要があること、国内米の運送について、俵、かますより軽量な麻袋包装のものが逐年増加していることに即応して適切な運送諸掛を算定するよう配慮する要があること、

建設省で施行しているバイパス造成工事について、予算の配分を重点的に行なって予算使用の効果が早期に発揮されるよう努める要があること、

東北開発株式会社のセメント生産計画策定またはセメントサービスステーション建設について、過去の実績等について十分な調査を行なって将来の見通しを誤らないよう配慮する要があること、

事業実施の段階におけるものとしては、

防衛庁の航空機の修理、文部省の観測ロケットの製造、日本国有鉄道の交流電化に伴う通信設備の誘導支障補償および雇用促進事業団の移転就職者用宿舎の建設について、関係者相互間の連絡調整を密にし、不経済な事態などをきたしたり、経理処理が適切を欠いたりすることがないよう配慮する要があること、

日本道路公団の高速道路建設工事について、基礎に使用している既製品のくいに仕様と異なるものが相当数見受けられたが、この種のものは工事完成後検査や手直しを行なうことは不可能であるから、監督および検査を入念に行なう要があること、

事業実施後の管理の段階におけるものとしては、

農林省の農業構造改善事業等の補助事業により取得した施設、機械について、取得後の管理活用にも十分注意し事業効果が発揮されるよう配慮する要があること

などである。

また、留意を要すると認めたもので関係省庁が多数にわたる次のようなものがある。

(ア)　<都道府県の市町村等に対する補助金等の交付について>　国が都道府県を経由して市町村等に交付する補助金および委託費は多額に上っているが、41年中、秋田県ほか19都府県を選び総理府および厚生、農林、自治各省所管の87費目226億余円について調査したところ、国が都道府県に交付してから60日以上を経過した後ようやく市町村等に交付されたものが37億余円あり、都道府県における市町村等に対する補助金等の交付が必ずしも円滑に行なわれているとは認めがたい状況であるので、今後、交付事務の促進について、国においても十分検討するとともに、都道府県に対し適切な指導を行なう要があると認められる。

(イ)　<公共の用に供しなくなった公共用財産の処理について>　農林、運輸、建設各省が所管する公共用財産のうち都道府県知事が管理するものは、公共の用に供しなく

なり行政財産として存置の要がなくなったときは国有財産法の規定により大蔵大臣に引き継ぐなどの処置をとることとなっているが、41年中、福島県ほか6都県を選び建設省所管の分について調査したところ、引継等の処置を要することが判明しているのに処置未済となっているものが2千余箇所318万平方メートルあり、なかには、引継等の処置を要する状態となってから長期間放置されていたり、無断で使用されたりしているものが多数見受けられ、処置が適切を欠いていると認められたので、今後、処理の促進について配慮の要があると認められる。

第2章　国　の　会　計

第1節　決算の検査確認

第1　一　般　会　計

	決算額 円	左のうち未確認額 円
歳入	3,773,096,775,572	
歳出	3,723,016,761,033	24,396,046,788

上記決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

事由	歳出 円
前金払の精算未了	17,672,870,438
概算払の精算未了	6,723,176,350
計	24,396,046,788

であり、その各科目の金額および未確認とした理由は付表第1のとおりである。

第2　特　別　会　計

所管および会計名	決算額 歳入 円	決算額 歳出 円
大蔵省		
造幣局	8,788,670,871	8,901,928,249
印刷局	15,338,133,983	13,824,899,371
資金運用部	290,847,488,885	285,401,734,606
国債整理基金	580,952,552,159	489,042,724,346
貴金属	1,018,857,965	252,562,719
外国為替資金	20,942,453,533	15,664,436,154
産業投資	66,606,659,522	61,831,067,893
経済援助資金	552,191,013	0
余剰農産物資金融通	4,094,971,386	3,587,455,568

所管および会計名	決算額 歳入 円	決算額 歳出 円
賠償等特殊債務処理	39,192,883,861	23,712,706,402
国有財産特殊整理資金	744,595,784	
大蔵省及び自治省		
交付税及び譲与税配付金	809,327,590,322	808,620,308,893
文部省		
国立学校	167,975,992,087	166,655,296,372
厚生省		
厚生保険		
健康勘定	270,500,910,534	269,506,622,026
日雇健康勘定	32,641,125,264	32,803,512,608
年金勘定	381,547,544,248	39,820,344,635
業務勘定	11,965,523,594	11,163,370,101
船員保険	21,653,147,816	15,218,153,024
国立病院	32,213,116,338	31,481,477,243
あへん	745,460,001	280,339,368
国民年金		
国民年金勘定	49,722,643,627	1,944,784,643
福祉年金勘定	43,122,756,315	41,537,588,992
業務勘定	32,411,895,481	32,390,286,975
農林省		
食糧管理		
国内米管理勘定	1,114,800,694,016	1,111,999,196,170
国内麦管理勘定	73,135,502,961	72,818,223,898
輸入食糧管理勘定	183,926,272,064	181,056,273,816
農産物等安定勘定	8,308,184,581	8,308,184,581
砂糖類勘定	32,670,937,952	32,670,937,952
輸入飼料勘定	55,089,370,095	53,808,262,563
業務勘定	31,929,781,602	31,696,457,565
調整勘定	900,732,524,650	900,732,524,650

所管および会計名	決算額 歳入 円	決算額 歳出 円
農業共済再保険		
再保険金支払基金勘定	10,128,707	10,128,000
農業勘定	7,294,005,799	17,160,913,025
家畜勘定	2,740,320,936	2,083,158,242
業務勘定	164,371,523	156,724,850
森林保険	1,430,192,252	474,661,213
漁船再保険		
普通保険勘定	5,482,642,208	3,156,853,548
特殊保険勘定	261,935,618	110,957,919
給与保険勘定	40,606,374	13,995,965
業務勘定	67,798,105	67,446,687
自作農創設特別措置	3,794,367,919	1,580,725,123
開拓者資金融通	8,147,041,004	7,454,878,572
国有林野事業		
国有林野事業勘定	107,082,412,803	103,725,270,815
治山勘定	14,930,112,080	14,862,770,742
糸価安定	5,782,100,005	96,505,501
中小漁業融資保証保険	1,256,870,499	78,593,791
特定土地改良工事	32,066,373,194	29,294,370,773
通商産業省		
アルコール専売事業	6,104,380,538	4,829,974,771
輸出保険	17,805,469,239	2,482,098,603
機械類賦払信用保険	1,231,217,203	669,371,032
中小企業高度化資金融通	3,493,300,035	2,845,251,000
運輸省		
木船再保険	369,182,916	185,291,517
自動車損害賠償責任再保険		
保険勘定	65,175,230,668	16,784,097,729
保障勘定	2,965,475,606	301,615,678

所管および会計名	決算額 歳入	決算額 歳出
	円	円
業務勘定	119,879,492	118,857,185
港湾整備		
港湾整備勘定	50,334,841,797	48,620,871,797
特定港湾施設工事勘定	3,489,145,285	3,206,310,310
自動車検査登録	1,933,883,196	1,734,305,084
郵政省		
郵政事業	363,711,804,977	366,531,345,475
郵便貯金	179,326,988,504	150,149,017,846
簡易生命保険及郵便年金		
保険勘定	318,596,131,749	219,010,904,217
年金勘定	3,682,768,941	2,139,629,350
労働省		
労働者災害補償保険	104,849,311,829	68,597,926,265
失業保険	150,413,603,759	137,759,314,474
建設省		
道路整備	344,974,760,246	341,905,292,244
治水		
治水勘定	98,290,652,770	97,368,845,193
特定多目的ダム建設工事勘定	15,128,141,374	14,071,002,926
計	7,216,047,881,660	6,406,370,938,845

上記各特別会計決算額は、これを検査確認した。

第3 昭和39年度以前の未確認額の検査確認

昭和39年度以前の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算のうちの未確認額で、なお検査確認するにいたらないものは合計24,813,313,168円であって、その他のものはこれを検査確認した。なお検査確認するにいたらないものの各科目の金額および理由は付表第2および第3のとおりである。

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

		受払額
		円
受入	収納済額	3,109,841,040,271
支払	支払命令済額	76,599,482,087
	歳入組入額	3,024,287,939,590

上記受払額は、これを検査完了した。

第3節 農業近代化助成資金の増減及び現在額計算書の検査完了

	円
昭和39年度末資金現在額	29,834,399,776
40年度資金増	1,890,399,919
40年度資金減	1,928,013,794
40年度末資金現在額	29,796,785,901

上記増減および現在額は、これを検査完了した。

第4節 決算額と日本銀行証明額との対照

第1 一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において次表のとおり不符合がある。

歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増
円	円	円
3,773,096,775,572	3,773,192,708,031	95,932,459

上記は、

出納整理期限までに日本銀行に払込未済のもの	767,848円

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し767,848円減となっているが、他方、

41年度歳入を40年度歳入として誤納したもの　161,940円
旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金を40年度歳入として払い込んだもの　96,538,367円

があったため日本銀行証明額は決算額に対し96,700,307円増となっている結果、差引き前記のとおり95,932,459円の差増を生じたものである。

第2 特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において次表のとおり不符合がある。

所管および会計名	歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増	事由
	円	円	円	
農林省				
国有林野事業	122,012,524,883	122,021,826,681	9,301,798	出納整理期限までに日本銀行に払込未済のもの △6,857,118円 前年度において出納整理期限までに払込未済であったものを40年度において払い込んだもの 16,158,916円

なお、郵政事業特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第5節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和40、41両年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続をとっていないものは、41年12月5日現在で次表のとおりである。

1. 40年度分

（1）一般会計

所管	使用決定額
	千円
総理府	385,866
法務省	200,912
外務省	72,034
大蔵省	209,090
文部省	894,000
厚生省	3,171,883
農林省	2,466,884
運輸省	196,085
郵政省	9,216
労働省	58,298
建設省	419,727
自治省	79,023
計	8,163,018

（2）特別会計

所管	会計名	使用決定額
		千円
大蔵省	資金運用部	9,884
文部省	国立学校	300,000
厚生省	船員保険	240,000
農林省	食糧管理	
	国内米管理勘定	5,000,000
	国内麦管理勘定	390,000
	砂糖類勘定	691,732
	農業共済再保険	
	農業勘定	1,385,213
	森林保険	145,480
	漁船再保険	
	普通保険勘定	350,365
	国有林野事業	
	国有林野事業勘定	921,363
運輸省	自動車損害賠償責任再保険	
	業務勘定	700
郵政省	郵政事業	2,000,000
	郵便貯金	3,000,000
労働省	労働者災害補償保険	4,666,600
	失業保険	75,279
計		19,176,616

2. 41年度分

（1）一般会計

所管	使用決定額
	千円
国会	676,850
総理府	119,419
外務省	2,517,124
大蔵省	64,135
文部省	174,528
厚生省	90,630
農林省	4,582,713
運輸省	1,709,568
建設省	12,994,637
自治省	163,811
計	23,093,415

（2）特別会計

所管	会計名	使用決定額 千円
大蔵省	賠償等特殊債務処理	58,235
文部省	国立学校	54,576
農林省	食糧管理	
	国内米管理勘定	55,000,000
	国有林野事業	
	国有林野事業勘定	236,600
	治山勘定	401,888
	特定土地改良工事	81,835
通商産業省	輸出保険	6,124,000
運輸省	港湾整備	
	港湾整備勘定	80,300
建設省	道路整備	1,996,750
	治水	
	治水勘定	1,643,474
計		65,677,658

第6節　各所管別の事項

第1　総　理　府

（防　衛　庁）

（一　般　会　計）

昭和40年度（組織）防衛本庁の支出済歳出額は2917億7322万余円で、36億1064万余円を翌年度へ繰り越し、5億4822万余円を不用額としている。また、国庫債務負担行為および継続費に基づく債務負担額は732億7315万余円で、既往年度からの繰越債務額を加えると債務総額は1444億1019万余円となるが、40年度中に債務の消滅したものが600億0377万余円あるので、40年度末における債務額は844億0641万余円となっている。支出済歳出額のうちおもなものは、人件費関係を除くと、航空機修理費214億9624万余円、艦船の建造費139億6964万余円、糧食費112億0101万余円、航空機購入費110億4437万余円、施設整備費98億3696万余円、通信機器購入費78億8795万余円である。

つぎに、（組織）防衛施設庁の支出済歳出額は148億7849万余円で、9億3446万余円を翌年度へ繰り越し、2億0904万余円を不用額としている。支出済歳出額のうちおもなものは、人件費関係を除くと、施設提供に伴う補助金54億2677万余円である。

検査の結果、別項記載のとおり、トラクタ・ドーザ用部品の調達にあたり購入方法が適切でなかったため不経済となっているもの（27ページ）、製版料の積算が適切を欠いたため航空路図誌の購入価額が高価と認められるもの（28ページ）があるほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

（航空機の修理の実施について）

防衛庁における航空機の修理は、航空機の飛行時間の増加等に伴って、逐年修理工事および修理用部品の調達の経費が増大しているが、昭和41年中、これら修理工事の実施および修理用部品の調達について検査したところ、

（ア）　航空機の改装工事は、緊急を要する場合を除き、定期修理工事にあわせて実施することとなっているが、その調整についての配意が十分でなく、定期修理工事の実施時期が接近しているものについて定期修理工事の実施時期に先立って単独に改装工事を実施したため両工事間に工程の重複が生じ不経済となっているものがF－104航空機の改装工事において見受けられたので、改装工事の実施時期の調整についてなお一層配慮の要があると認められる。

（イ）　航空機修理用部品の調達において、S２F－１航空機等に使用する発動機修理用部品の調達にあたり、在庫数量の把握が十分でなかったため調達数量が適切を欠く結果となったもの、F－86D航空機修理用部品の調達にあたり、すでに購入手配を行ない入庫予定となっているものがあるのにこれを算入しないで調達所要量を決定し購入契約を締結したもの、C－46航空機修理用部品の調達にあたり、同航空機の定期修理工事内容が変更されたのにこれを考慮しないで調達を行なったものなど適切を欠いている事例が見受けられたので、今後部品の保有状況を適確に把握し、修理工事内容に即して適正な調達を行なうよう十分配慮する要があると認められる。

（教育施設等騒音防止対策事業補助金の交付について）

防衛施設庁で、昭和40年度中、自衛隊または駐留軍の航空基地等の周辺に所在する学校教育施設等の騒音防止対策として当該施設の設置者が事業主体となって行なう防音工事等に対し交付した国庫補助金は50億9898万余円に上っているが、41年中、本件補助金の経理等を検査したところ、東京、福岡両防衛施設局において、事業主体から提出された補助金の交付の申請書に添付されている工事実施設計書によるガラス

ブロック等の数量が設計図面による数量と相違し、またはコンクリート型わく損料を過大に見込んでいたのに調査が十分でなかったため、これをそのまま認めて補助金交付の決定をし補助金の交付が適切を欠いた結果となっている事例が見受けられたので、今後補助金の交付の決定にあたっては、審査体制の充実を図り調査を十分に行ない、補助金交付の適正を期する要があると認められる。

不当事項

物件（1）(2)

（1）　トラクタ・ドーザ用部品の調達にあたり購入方法が適切でなかったため不経済となっているもの

（一般会計）（組織)防衛本庁　（項)防衛本庁

陸上自衛隊施設補給処および北海道ほか２地区補給処(注)で、昭和40年度中、随意契約により小松サービス販売株式会社および北日本重機株式会社からトラクタ・ドーザD7型用部品下転輪（組部品）198個を総額7,944,588円で購入しているが、購入方法が適切でなかったため、約210万円が不経済となっていると認められる。

本件下転輪(組部品)は、トラクタ・ドーザD7型の履帯を保持誘導するため車体の両側下方に装着されている部品で、下転輪軸支え２個および下転輪(小組部品)１個の単品３個から構成されている組部品であって、この購入価格についてみると、前記補給処ではいずれも小松サービス販売株式会社が発行した部品定価表記載の価格を採用し、これから計画調達の場合11.9％、臨時調達の場合7.7％を値引きして、１個当り37,178円から43,381円で購入したものであるが、下転輪（組部品）の構成部品は、それぞれ単品として購入することができるもので、その価格は前記部品定価表に記載されていて、単品として購入する場合下転輪(組部品)１個を構成する単品の価格を合計すると28,218円から30,487円となり、組部品として購入する場合の価格に比べて１

個当り 8,520 円から 12,894 円低価となるものである。

しかして、本件下転輪(組部品)は使用部隊等において整備の際使用するもので、使用部隊等ではその構成部品の一部が損耗した場合にはその部分について単品として取り替え、また、構成部品の大部分が損耗した場合には下転輪全体を組部品として交換するものであるが、構成部品を前記のように単品で購入のうえ補給した場合でも必要に応じ使用部隊等で容易に組部品に組み立てることができるものであり、かつ、本件組部品は価格も高価でその購入数量も多いのであるから、以上の点を考慮すれば、購入にあたり十分検討のうえ経済的な購入方法をとるべきであったと認められる。

いま、仮に本件下転輪について組部品としての購入に代えてその構成部品を単品として購入する方法をとることとすれば、購入価額は総額 5,768,544 円で足り、本件購入価額に比べて約 210 万円を節減することができたものと認められる。

（注）　北海道、東北、関西各地区補給処

（ 2 ）　製版料の積算が適切を欠いたため航空路図誌の購入価額が高価と認められるもの

（一般会計）（組織)防衛本庁　(項)防衛本庁

航空自衛隊第1補給処東京支処で、昭和 40 年度中、各月、随意契約により株式会社雄建社から航空路図誌計 27,428 冊を総額 11,096,363 円で購入しているが、製版料の積算が適切を欠いたため予定価格が過大となり、購入価額が約 300 万円高価となっていると認められる。

本件航空路図誌は、航空路、飛行場施設等航空機の運航に必要な図面と記事が記載されているもので、記事だけのページ(以下「記事ページ」という。)と図面を含むページ(以下「図面ページ」という。)とからなっており、各月、記載内容に変更がある場合は航空自衛隊保安管制気象団で修正のうえ上記支処から貸与する原稿によって作製するものであるが、その予定価格の積算にあたっては、製版料、印刷料、用紙代および

製本料等に一般管理費、利益を加算し、1ページ当り単価を無修正のページは1円 265、修正のある記事ページは2円 939、修正のある図面ページは修正の度合に応じて6円 501 から 17 円 523 とし、これにそれぞれのページ数を乗じて1冊当り単価を算定しているものである。

しかして、このうち修正のある図面ページの製版料についてみると、東京都写真製版工業組合が定めたプロセス製版標準料金表により、A5判多色版平凹版料金 3,500 円を基礎として1ページ当りの製版料を修正の度合に応じ4円 760 から 14 円 780 と積算しているものである。しかしながら、本件図面ページの製版は、白黒版と白黒版に網がけをしたものとを組み合わせることによって行なわれ、多色版に比べて複雑な工程を要しないものであるから高価な多色版の料金によって積算する要はなく、この種製版料の算定にあたっては、白黒版のものは白黒版平凹版料金 700 円を、また、白黒版に網がけをするものは単色網版平凹版料金 1,500 円を適用すれば足りたものと認められる。

いま、仮に修正のある図面ページの製版料について前記標準料金表により白黒版平凹版料金または単色網版平凹版料金を適用(40年10月前記標準料金表が改訂されているので同月以降分については改訂料金による。)し計算すると、製版料は1ページ当り0円 490 から4円 284、これに印刷料等を加えた修正のある図面ページの1ページ当り単価は1円 754 から5円 992 となるから、本件予定価格を修正計算すると総額 8,056,821 円となり、本件購入価額はこれに比べて約 300 万円高価となっていると認められる。

昭和 39 年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

電気需給契約の契約種別について

陸上、海上、航空各自衛隊で、動力用の使用電力量が多い航空自衛隊のレーダー基地、航空基地および補給処、海上自衛隊の航空基地ならびに陸上自衛隊の補給処において、電気需給契約の締結にあたり、契約種別の検討が十分でなかったり、受電系統の分離についての配慮が欠けたりしていたため、電気料金の高価な「業務用電力」によって電気の供給を受けている結果不経済となっている事例が見受けられたので、動力用の使用電力量が多い箇所について、電気需給契約を「業務用電力」から電気料金の低廉な「高圧電力」に変更し、経費の節減を図るよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、各自衛隊においては、電気需給契約の契約種別について検討を加え、各電力会社と契約種別を「業務用電力」から「高圧電力」に変更するための交渉を実施し、逐次現設備のまま「高圧電力」に変更するなどの措置を講じ経費の節減に努めており、41年4月までの間に、陸上、航空両自衛隊で7箇所について「業務用電力」を「高圧電力」に変更している。

第2 法　務　省

不当事項

不正行為

(3) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(一般会計)

鹿児島地方法務局中種子出張所で、昭和37年5月ごろから41年3月ごろまでの間に、出張所長法務事務官前野某により、登録税として納付される収入印紙に代えて受領した現金をほしいままに領得されたものが2,221,645円ある。

本件は、同人が出張所長として勤務し登記事務に従事中、登録税として納付される収入印紙に代えて現金を受領しながら、不動産所有権移転登記申請書記載の課税価格および登録税額を少額に改ざんするなどして領得したものである。

第3 大 蔵 省

不 当 事 項

租 税

(4)
(115) **租税の徴収過不足をきたしたもの**

(一般会計) 国税収納金整理資金

租税の徴収過不足をきたしていたものについて会計検査の結果是正させたものが、税額1事項10万円以上のもので集計すると横浜税関、横浜税関山下埠頭出張所および麹町ほか229税務署において徴収不足942事項533,618,511円、徴収過4事項1,720,980円あるが、これを国税局等別、税目別に示すと次のとおり

国税局等	源泉所得税 事項数	源泉所得税 徴収不足 千円	申告所得税 事項数	申告所得税 徴収不足 千円	法人税 事項数	法人税 徴収不足徴収過(△) 千円	関税 事項数	関税 徴収不足 千円	合計 事項数	合計 徴収不足徴収過(△) 千円
横浜税関							2	699	2	699
東京国税局	55	41,410	171	89,355	226	153,668			452	284,434
					1	△ 1,217			1	△ 1,217
関東信越〃	13	3,670	36	15,896	24	11,744			73	31,310
大阪 〃	11	5,790	64	33,259	79	72,387			154	111,437
					2	△ 251			2	△ 251
札幌 〃	1	100	11	3,448	24	10,125			36	13,673
仙台 〃	2	260	11	3,488	9	3,652			22	7,400
名古屋 〃	5	811	32	15,964	58	26,261			95	43,038
金沢 〃			7	3,496	15	8,055			22	11,551
広島 〃			3	738	23	8,743			26	9,481
					1	△ 251			1	△ 251
高松 〃			7	1,408	12	4,000			19	5,408
福岡 〃	2	375	6	2,213	11	3,477			19	6,065
熊本 〃			10	4,539	12	4,578			22	9,117
合計	89	52,417	358	173,808	493	306,693	2	699	942	533,618
					4	△ 1,720			4	△ 1,720

であり、

これらの過誤のおもな態様を示すと、次のとおり

1 源泉所得税においては、配当(66事項)または賞与の性質を有する給与(12事項)に関するもので、

配当については、徴収義務者の納付未済のものに対し監査が十分でなかったため、また、賞与の性質を有する給与については、課税資料について部内の連絡が適切でなかったため課税処理をしていなかったことによるもの

であり、

2 申告所得税においては、譲渡所得(131事項)、資産所得の合算(45事項)、不動産所得(35事項)、雑所得(32事項)、配当控除(31事項)、給与所得(20事項)、事業所得(18事項)、損益通算(18事項)および一時所得(11事項)に関するもので、

譲渡所得、不動産所得、雑所得、事業所得および一時所得については、資産の異動、不動産賃貸料、貸金利子、不動産売買仲介料、立退料等に関する課税資料の収集、連絡または活用が適確でなかったため課税処理をしていなかったことによるもの、

資産所得の合算については、主たる所得者の所得および世帯員の資産所得の合算に関する調査が十分でなかったため課税処理をしていなかったことによるもの、

配当控除および損益通算については、納税義務者が所得税額から控除する控除額の計算および事業所得等の損失額を譲渡所得等の金額から控除する場合の計算を誤っていたのに調査が十分でなかったため是正処理をしていなかったことによるもの、

給与所得については、賞与の性質を有する給与等の課税資料について部内の連絡が適切でなかったため課税処理をしていなかったことによるもの

であり、

3　法人税においては、固定資産の減価償却(137事項)、退職給与引当金(86事項)、同族会社の留保金額(61事項)、役員賞与(41事項)、受取利益配当等の益金不算入(30事項)、輸出所得(23事項)、繰越欠損金控除(19事項)、交際費(17事項)および有価証券の評価(11事項)に関するもので、納税義務者が申告書等において法令の適用、税額の計算等を誤っていたのに調査が十分でなかったことなどのため、是正処理をしていなかったことによるもので、

固定資産の減価償却については、耐用年数を誤ったり、割増償却または特別償却ができない資産についてこれらの償却をしたりしていたもの、

退職給与引当金については、損金繰入額を過大に計算したり、従業員が退職した場合における益金算入額を過少に計算したりしていたもの、

同族会社の留保金額については、同族会社であるのに非同族会社としたり、留保金額の計算を誤ったりしていたもの、

役員賞与については、損金と認められない役員賞与を損金としていたもの、

受取利益配当等の益金不算入については、配当等から控除すべき株式等の取得に要した負債の利子額を過少に計算したり、証券投資信託の収益の分配で配当等にかかる部分の金額の計算を誤ったりしていたもの、

輸出所得については、特別控除額を過大に計算したり、輸出の証明がされない場合の益金算入額を過少に計算したりしていたもの、

繰越欠損金控除については、所得から控除することができない繰越欠損金を控除していたもの、

交際費については、損金不算入額を過少に計算していたもの、

有価証券の評価については、増資により取得した株式等に付すべき価額の計算を誤っていたもの

である。

前記徴収過不足をきたしていたもののうち税額の合計額が1税務署当り100万円以上となるものをあげると別表第1(205ページ)のとおり112件徴収不足741事項483,190,929円、徴収過3事項1,609,500円である。

昭和39年度決算検査報告掲記の是正改善の処置を要求した事項に対する処置状況

普通財産の管理について

大蔵省所管の普通財産について、不法占拠されているのに適確な処置がとられていなかったり、契約未済または貸付料の更新未済で使用料の徴収処置がとられていなかったり、契約の目的に違反した事態となっていたり、財産の実態が明らかでないのに確認の処置がとられていなかったりするなど管理が当を得ないと認められるものが多数見受けられたので、適切な処置を講ずるよう、昭和40年11月、是正改善の処置を要求したところ、大蔵省においては、不法占拠されまたは契約未済となっている財産については、一定基準による優先順位を定め重点的に処理することとしたり、貸付料の更新未済となっているものについては、その算定基準を改正して貸付事務の促進を図ったり、契約において用途を指定した財産については、違反の有無について監査を励行するとともに売払財産について買いもどし特約の登記を行なうこととしたり、実態不明財産については、経済的価値の高いものを日限を定め早急に調査することとしたりするなど逐次是正の処置を講じており、指摘した3,284件のうち是正済のものは41年9月末現在1,804件となっている。

第4 文部省

（国立学校特別会計）

昭和40年度歳入歳出決算額は、歳入1679億7599万余円、歳出1666億5529万余円であり、歳入においては一般会計より受入1358億3024万余円、借入金33億3000万円、附属病院収入204億4013万余円、授業料及入学検定料36億6972万余円等、歳出においては国立学校947億8431万余円、大学附属病院252億9730万余円、大学附置研究所123億0304万余円、施設整備費341億0381万余円等である。

検査の結果、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

（観測ロケット関係経費の経理について）

東京大学宇宙航空研究所における観測ロケットの関係経費は、逐年増加しており、その経理について検討を要すると認められるものがある。たとえば、ロケット本体の製造請負契約についてみると、製造に着手しているのに契約書が作成されていなかったり、請負業者の参考見積がそのまま契約金額として採用されたりしている実情である。観測ロケットは開発途上のもので、設計開始から製造完了までの間同研究所の研究部門と請負業者の間で詳細な検討を行いつつ製造を進めている関係もあり、製造に着手する前にその価格を予定することは困難と思料されるが、研究開発の進展に伴いこのような製造請負契約が引続き行なわれることでもあり、今後は、研究部門と経理部門との連携を保ち、発注にあたって可能な範囲の見積計算により契約を締結し、完成後実際製造に要した費用の実績を確認したうえ契約金額を確定することができるような方途を講ずるよう配慮の要があると認められる。

不当事項

補助金

（116）
（120）

国庫補助金等の経理当を得ないもの

（一般会計）（組織）文部本省 （項）義務教育費国庫負担金 （項）初等中等教育助成費 （項）産業教育振興費 （項）社会教育助成費

文部省所管の国庫補助金または国庫負担金（以下「国庫補助金」という。）のうち都道府県および市町村等が事業主体となって施行した義務教育費国庫負担、初等中等教育助成、産業教育振興および社会教育助成に対する国庫補助金の経理に関し、昭和41年中、青森県ほか20都県管内の3,773事業のうち904事業について検査したところ、過大な精算を行なっているもの、補助の対象とは認められない事業に対して国庫補助金を交付したものなどが1事項の国庫補助金10万円以上のもので17事項3,337,798円あり、このうち1事項の国庫補助金20万円以上のものをあげると次表のとおり5件1,639,303円である。

（1） 初等中等教育助成費

県名	事業名	事業主体	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
（116）福岡県	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	遠賀郡水巻町	40	2,943,710	1,766,226	656,596	393,958

小、中学校6校の要保護および準要保護の児童生徒について教科書費322,030円、学用品費1,645,080円、修学旅行費976,600円計2,943,710円を給与したとしているが、実際は教科書費126,309円、学用品費1,252,605円、修学旅行費908,200円計2,287,114円を給与したにすぎない。

（117）同	要保護及び準要保護児童生徒援助費（学校給食費）補助事業	遠賀郡水巻町	40	2,964,600	1,778,760	787,740	472,644

小学校4校の準要保護児童について学校給食費2,964,600円を給与したとしているが、実際は2,176,860円を給与したにすぎない。

計				5,908,310	3,544,986	1,444,336	866,602

（2）　産業教育振興費

県名	事業名	事業主体	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
（118）福岡県							
	高等学校産業教育施設及び設備整備費（施設費）にかかる事業	学校法人永末学園	40	8,699,376	2,899,000	663,417	220,400

高等学校の自動車科シャシ工場ほか2施設の建築事業費に8,699,376円を要したとしているが、実際は8,035,959円で施行したものである。

（119）同							
	高等学校産業教育施設及び設備整備費（施設費）にかかる事業	学校法人南福岡産業学園	40	1,444,000	722,000	625,860	313,000

工業高等学校の機械科鋳造工場の建築事業費に1,444,000円を要したとしているが、実際は818,140円で施行したものである。

計				10,143,376	3,621,000	1,289,277	533,400

（3）　社会教育助成費

県名	事業名	事業主体	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
（120）福岡県							
	青年学級運営の事業	北九州市	40	2,371,800	730,000	899,680	239,301

27青年学級において運営費2,371,800円を要したとしているが、実際は講師謝金等1,472,120円を使用したにすぎない。

第5　厚　生　省

不　当　事　項

工　　事

（121）　園路工事の施行が設計と相違しているもの

（一般会計）（組織）厚生本省　（項）国立公園等管理費

群馬県で、厚生省の委任を受け、昭和40年8月、指名競争契約により池原工業株式会社に6,000,000円で請け負わせ施行した上信越高原国立公園鹿沢国民休暇村園路工事は、11月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、練積石垣の胴込コンクリートを設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、群馬県吾妻郡嬬恋村田代地内に延長931メートルの園路を新設するもので、うち、土留および路側練積石垣674平方メートルの胴込コンクリート80立方メートル（工事費517,433円）は、設計書および仕様書によると、配合比1：3：6で平方メートル当り0.12立方メートルを施行することとなっているのに、実際は配合の悪い粗悪なもので半量程度の40立方メートルを施行したにすぎないため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。また、裏込れきは平方メートル当り0.3立方メートル総量202立方メートルを施行することとなっているのに、実際は平方メートル当り0.2立方メートル総量134立方メートル程度を施行したにすぎず、工事費67,000円相当額の出来高が不足している。

保　　険 (122)—(124)

(122) 健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(厚生保険特別会計) (健康勘定) (款)保険収入 (項)保険料収入
(年金勘定) (款)保険収入 (項)保険料収入

健康保険および厚生年金保険事業における保険料の徴収の適否について、北海道ほか25都府県の札幌東ほか71社会保険事務所で、管内の217,677事業所のうち1.9％に当たる4,350事業所について保険料算定の基礎となる報酬を実地に調査したところ、事業主の届出が適正に行なわれない傾向があり、これに対する実施機関側の調査も不十分なため、保険料の徴収不足の事態が札幌東ほか70社会保険事務所に見受けられ、これを是正させたものが1,300事業所(調査済被保険者191,675名の4.0％に当たる7,693名)で健康保険保険料15,067,929円、厚生年金保険保険料10,825,606円計25,893,535円あり、都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

都道府県別	社会保険事務所	調査済納付義務者数	徴収不足 納付義務者数	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計
				円	円	円
北海道	札幌東ほか4	147	32	114,607	89,787	204,394
宮城県	仙台ほか1	91	22	231,641	169,188	400,829
秋田 〃	秋田ほか1	136	42	320,781	234,793	555,574
山形 〃	山形	29	5	49,275	28,612	77,887
茨城 〃	水戸	56	16	78,078	56,024	134,102
群馬 〃	前橋ほか1	81	11	66,690	51,444	118,134
東京都	麹町ほか19	2,185	625	7,931,025	5,711,235	13,642,260
神奈川県	鶴見ほか2	101	18	283,044	178,348	461,392
新潟 〃	新潟ほか1	40	9	51,737	37,581	89,318
石川 〃	金沢ほか1	100	25	210,245	140,246	350,491
福井 〃	福井	88	42	895,870	653,540	1,549,410
岐阜 〃	岐阜ほか1	149	51	429,753	283,252	713,005
愛知 〃	中村ほか1	93	17	116,504	86,924	203,428

都道府県別	社会保険事務所	調査済納付義務者数	徴収不足 納付義務者数	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計
				円	円	円
京都府	上京ほか2	123	50	617,490	479,166	1,096,656
大阪 〃	淀川ほか2	85	27	129,339	114,169	243,508
兵庫県	三宮ほか1	102	55	1,099,973	771,984	1,871,957
奈良 〃	奈良ほか1	90	33	293,454	221,562	515,016
鳥取 〃	鳥取ほか1	62	29	155,224	119,947	275,171
島根 〃	松江ほか1	51	11	49,707	36,282	85,989
広島 〃	呉ほか1	51	14	71,591	48,579	120,170
徳島 〃	徳島	98	28	207,612	139,434	347,046
高知 〃	高知	103	53	910,683	655,498	1,566,181
佐賀 〃	佐賀ほか1	64	21	216,279	130,241	346,520
長崎 〃	長崎ほか1	84	29	211,680	153,553	365,233
大分 〃	大分ほか1	70	14	114,975	60,794	175,769
宮崎 〃	宮崎ほか1	60	21	210,672	173,423	384,095
合計		4,339	1,300	15,067,929	10,825,606	25,893,535

(123) 船員保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(船員保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入

船員保険事業における保険料徴収の適否について、宮城県ほか14都府県および1社会保険事務所で、管内の4,612船舶所有者のうち6.4％に当たる298船舶所有者について保険料算定の基礎となる報酬月額を実地に調査したところ、保険料の徴収不足の事態が宮城県ほか12都府県および1社会保険事務所に見受けられ、これを是正させたものが106船舶所有者(調査済被保険者10,920名の10.6％に当たる1,164名)で8,397,787円あり、都府県ごとに集計すると次表のとおりである。

このような事態を生じているのは、汽船船員等の報酬月額について、昇給により標準報酬の改定を要するのにこれをしなかったり、報酬月額に算入すべき諸手当を脱漏したり、歩合により報酬を受ける漁船船員の報酬月額について、その算定の基礎とな

る歩合金配分率等の調査が不十分であったりしたため、標準報酬を低く決定していたことなどによるもので、標準報酬の適正な決定についてはなお一層努力の要があると認められる。

都府県名	調査済納付義務者数	徴収不足	
		納付義務者数	保険料 円
宮城県	20	6	378,925
山形〃	7	4	1,429,046
東京都	25	7	905,848
神奈川県	26	3	191,732
新潟〃	18	9	649,331
石川〃	18	7	133,233
福井〃	5	2	498,107
愛知〃	19	8	310,897
大阪府	39	25	888,636
兵庫県	20	5	116,964
広島〃	14	6	104,671
徳島〃	13	8	580,962
高知〃	25	4	34,757
佐賀〃	16	12	2,174,678
合計	265	106	8,397,787

備考　山形県の分は鶴岡社会保険事務所所掌のものである。

(124)　保険給付の適正を欠いたもの

(厚生保険特別会計)(健康勘定)(項)保険給付費

健康保険事業における保険給付のうち傷病手当金の給付の適否について、北海道ほか25都府県の札幌東ほか71社会保険事務所で、傷病手当金受給者13,354人を実地に調査したところ、実施機関側の事業所に対する指導調査が不十分なため、事業所から報酬を受けている者に対して傷病手当金を給付していたものなどが札幌東ほか70社会保険事務所で1,894人5,207,559円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

都道府県別	社会保険事務所	受給者調査人員	保険給付の適正を欠いたもの	
		人	人員 人	金額 円
北海道	札幌東ほか4	149	21	54,775
宮城県	仙台ほか1	283	22	62,910
秋田〃	秋田ほか1	309	22	62,329
山形〃	山形ほか1	181	40	156,236
群馬〃	前橋ほか1	461	68	126,748
東京都	麹町ほか19	4,062	646	2,315,638
神奈川県	鶴見ほか2	429	48	186,565
新潟〃	新潟ほか1	379	79	142,647
石川〃	金沢ほか1	301	48	107,114
福井〃	福井	186	18	60,263
岐阜〃	岐阜ほか1	777	125	257,632
愛知〃	中村ほか1	633	154	235,303
京都府	上京ほか2	406	107	270,266
大阪〃	淀川ほか2	781	68	147,880
兵庫県	三宮ほか1	410	30	89,997
奈良〃	奈良ほか1	560	112	201,124
鳥取〃	鳥取ほか1	184	22	35,397
島根〃	松江ほか1	230	39	42,738
広島〃	呉ほか1	424	68	71,969
徳島〃	徳島	348	44	129,767
高知〃	高知	414	38	275,863
佐賀〃	佐賀ほか1	456	14	19,680
長崎〃	長崎ほか1	562	25	69,698
大分〃	大分ほか1	138	14	19,693
宮崎〃	宮崎ほか1	226	22	65,327
合計		13,289	1,894	5,207,559

補 助 金 (125—133)

(125)—(132) 国庫補助金の経理当を得ないもの

(一般会計) (組織)厚生本省 (項)環境衛生対策費 (項)国立公園等管理費

(1) 簡易水道等施設費補助金等

(125)—(130) 昭和39、40両年度において市町村が事業主体となって施行した簡易水道等施設に対する国庫補助金の経理に関し、北海道ほか26都府県の工事現場783箇所のうち338箇所について検査したところ、工事の施行が不良なため補助の目的を達していないものまたは工事の出来高が不足しているものがあり、国庫補助金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが宮城ほか5県(注)において7工事2,786,833円となっており、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると次表のとおり6件2,634,500円である。

(注) 次表に掲記した県のほか栃木県

県名 工事名	事業主体	事業年度	工事費 円	左に対する国庫補助金 円	補助工事費除外すべきから額 円	左に対する国庫補助金 円
(125) 宮城県						
宮城郡泉町七北田地区簡易水道新設事業	泉町	40	50,604,000	12,651,000	978,000	244,500
(126) 茨城県						
新治郡桜村南地区簡易水道新設事業	桜村	40	40,006,000	10,000,000	817,000	204,250

配水管布設に伴う道路復旧延長2,984メートルは、掘さく土2,897立方メートルを捨土し、その埋めもどしは下層に砂1,604立方メートル、上層に切込砂利1,293立方メートルを施行したこととしているが、実際は上層はその大部分を掘さく土等の土砂で施行し、切込砂利は3割程度の392立方メートルを施行したにすぎない。

配水管布設に伴う道路復旧延長3,870メートルは、掘さく土2,428立方メートルを埋めもどし、その上層に切込砂利265立方メートルおよび砂利398立方メートルを施行したこととしているが、実際は切込砂利は4立方メートル、砂利は59立方メートルを施行したにすぎない。

県名 工事名	事業主体	事業年度	工事費 円	左に対する国庫補助金 円	補助工事費除外すべきから額 円	左に対する国庫補助金 円
(127) 群馬県						
勢多郡粕川村広域簡易水道新設事業	粕川村	39	42,000,000	10,500,000	1,715,000	428,750

配水管布設に伴う道路復旧延長2,039メートルは、掘さく土1,740立方メートルのうち1,327立方メートルを捨土し、その埋めもどしは下層に掘さく土413立方メートル、上層に切込砂利1,302立方メートルを施行したこととしているが、実際は切込砂利は346立方メートル程度を施行したにすぎない。

(128) 徳島県						
勝浦郡勝浦町中山横瀬地区簡易水道新設事業	勝浦町	39	15,373,000	3,843,250	2,861,000	715,250

配水池の側壁、底版等のコンクリート80立方メートルは配合比1:2:4で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったため、コンクリートとしての強度が著しく低下し、すでに側壁の数箇所から貯りゅう水が浸透している。

(129) 大分県						
直入郡荻町荻地区簡易水道拡張事業	荻町	40	21,122,345	5,280,586	2,876,000	719,000

配水池3箇所の側壁、底版等のコンクリート75立方メートルは配合比1:2:4で施行したこととしているが、実際は水を多量に使用した配合の悪い粗悪なもので施行したばかりでなく、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため、コンクリートとしての強度が著しく低下し容易に破砕される状況である。

(130) 同						
宇佐郡宇佐町水の神地区簡易水道新設事業	宇佐町	40	8,796,000	2,199,000	1,291,000	322,750

配水池の側壁、底版等のコンクリート29立方メートルは配合比1:2:4で、また、送水管および配水管の防護コンクリート20立方メートルは配合比1:3:6で施行したこととしているが、実際はいずれも配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めおよび養生も不十分であったため、コンクリートとしての強度が著しく低下し容易に破砕される状況である。

県名 / 工事名	事業主体	事業年度	工事費	左に対する国庫補助金	補助工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金
			円	円	円	円
計			177,901,345	44,473,836	10,538,000	2,634,500

（2）　国立公園等施設整備費補助金

(131)
(132)　昭和39、40両年度において都道府県が事業主体となって施行した国立公園等施設に対する国庫補助金の経理に関し、北海道ほか26都府県の工事現場141箇所のうち73箇所について検査したところ、工事の施行が不良なため補助の目的を達していないものがあり、国庫補助金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが栃木ほか2県(注)において4工事1,610,000円となっており、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると次表のとおり2件1,220,000円である。

(注)　栃木、宮崎、広島各県

県名 / 工事名	事業主体	事業年度	工事費	左に対する国庫補助金	補助工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金
			円	円	円	円
(131) 栃木県						
日光国立公園男体道路改良事業	栃木県	39	18,560,000	9,280,000	1,293,000	646,500
道路延長494メートルの改良にあたり、土留練積石垣563平方メートルは控35センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平方メートル当り0.18立方メートル総量101立方メートル、裏込コンクリート平方メートル当り0.15立方メートルまたは0.35立方メートル総量117立方メートルを配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際は胴込および裏込コンクリートは冬期間の施行であるにもかかわらず養生が不十分であったため凍結し、容易に破砕される状況である。						
(132) 宮崎県						
霧島屋久国立公園えびの園地事業	宮崎県	39	5,500,000	2,750,000	1,147,000	573,500
歩道延長632メートルの新設にあたり、路側から積石垣470平方メートルおよびから石張側溝390平方メートルはいずれも控20センチメートルのぐり石を使用し、胴込および裏込砂利平方メートル当り0.3立方メートルまたは0.303立方メートル総量259立方メートルを施行したこととしているが、実際はぐり石は規格に満たないものを多量に使用し、石積、石張ともその施行が粗雑となっているばかりでなく、胴込および裏込砂利は全く施行しておらず、から積石垣およびから石張側溝としての強度が著しく低下しており、すでに各所に崩壊を生じている。						
計			24,060,000	12,030,000	2,440,000	1,220,000

(133)　国民健康保険普通調整交付金の交付が適正を欠いているもの

(一般会計)　(組織)厚生本省　(項)国民健康保険助成費

国民健康保険普通調整交付金は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき国民健康保険の財政を調整するため市町村に対して交付するもので、その交付については当該市町村における医療費を考慮して算定する調整対象需要額から被保険者にかかる所得などを考慮して算定する調整対象収入額を控除した額を基準として交付額を算定して行なうものであるが、昭和40年度における交付の実態に関し、41年中、北海道ほか22都府県および管内の63市町村について検査したところ、市町における調整対象収入額の算定が、被保険者の所得額を脱漏していたこと、所得額の年度を誤っていたことなどにより過少となっているのに、都県の調査が不十分であったため、交付金の交付が適正を欠いているものが群馬県ほか3都県において次表のとおり8,711,000円ある。

都県名	市町名	普通調整交付金交付済額	正当交付額	交付済額と正当交付額との差額	摘要
		円	円	円	
群馬県	高崎市	543,000	0	543,000	被保険者の所得額を脱漏していたことなどによるもの
東京都	西多摩郡秋多町	2,346,000	393,000	1,953,000	被保険者の所得額の年度を誤っていたことによるもの
福井県	敦賀市	3,571,000	0	3,571,000	被保険者の所得額を脱漏していたことによるもの
同	丹生郡越前町	2,134,000	1,475,000	659,000	被保険者の所得額の年度を誤っていたことによるもの

都県名	市町名	普通調整交付金交付済額	正当交付額	交付済額と正当交付額との差額	摘要
		円	円	円	
岐阜県	関市	4,890,000	2,905,000	1,985,000	被保険者の所得額の集計を誤っていたことによるもの
計		13,484,000	4,773,000	8,711,000	

不正行為

(134)　職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(船員保険特別会計)　(款)保険収入　(項)保険料収入

岩手県厚生部保険課および宮城県民生部保険課で、昭和37年9月から39年8月までの間に、分任収入官吏地方事務官佐藤某により船員保険保険料をほしいままに領得されたものが3,394,768円(岩手県分346,000円、宮城県分3,048,768円、うち41年9月末現在補てんされた額岩手県分49,732円、宮城県分522,500円)ある。

本件は、同人が宮城県民生部保険課に勤務し、岩手、宮城両県の分任収入官吏として船員保険保険料の収納事務に従事中、領収した保険料の全部または一部を国庫に払い込まないで領得したものである。

第6 農　林　省

(一般会計)

昭和40年度歳入歳出決算額は、歳入201億2741万余円、歳出3967億7694万余円で、歳出決算額のうちおもなものは食糧管理ほか5特別会計に対する繰入金1826億2319万余円、地方公共団体等の施行する事業に対する国庫補助金、負担金、交付金および補給金1553億6654万余円、国が直轄でまたは都道府県に委託して施行した土地改良等の事業費234億9477万余円である。上記の国庫補助金は216費目1407億6017万余円に上っており、そのうち公共事業関係は土地改良、災害復旧等の事業に対する121費目978億8516万余円であり、公共事業関係以外は農業構造改善事業等に対する95費目428億7500万余円となっている。

国が直轄で実施した工事は、かんがい排水事業、開墾建設事業および漁港修築事業等202億7641万余円となっており、41年中、これらのうち80億9720万余円を実地に検査したところ、別項記載のとおり、道路工事の施行にあたり敷砂利等の価格を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの(57ページ)があり、また、国営かんがい排水事業の施行について、41年7月、農林大臣あて改善の意見を表示した(87ページ)。

公共事業関係の国庫補助金については、41年中、その事業の実施および経理について実地に検査したところ、別項記載のとおり、国庫補助金等の経理当を得ないもの(75ページ)がある。

公共事業関係を除く国庫補助金については、41年中、その交付および使用の状況について実地に検査するとともに、既往年度に施行した補助事業により取得した施設等のその後の管理状況等の適否を調査したところ、別項記載のとおり、農業構造改善事業等において国庫補助金の経理当を得ないもの(78ページ)、農業改良資金助成補助金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得ないもの(81ページ)があるほか、次のとおり

留意を要すると認められるものがある。

なお、災害復旧事業については、事業費査定の適否につき検査したところ、別項記載のとおり、査定額を減額させたもの(84ページ)がある。

(補助事業により取得した施設等の管理について)

昭和37年度以降農業構造改善事業等の補助事業により市町村、各種組合等が取得した乳牛舎、鶏舎等の農業施設およびトラクタ等の農業機械について、552件18億2007万余円につきその利用状況を実地に調査したところ、取得にあたり現地の土地条件、作付体系、ほ場整備の状況、その他関連する事業の進ちょく状況、関係農家の利用体制などについての検討が十分でなく、また、その後も利用運営について適切な対策を講じていないなどのため、乳牛舎、鶏舎等の農業施設およびトラクタ等の農業機械が全く使用されていなかったり、わずかに使用されただけで遊休化していたり、または使用されてはいるが効率的でなかったりしていて、取得後の管理が適切を欠くと認められるものが97件1億4076万余円見受けられた。

ついては、これら施設および機械の効率的な利用を図るよう適切な処置を講ずるとともに、今後の事業採択にあたっては実施後の利用運営の見込について十分配慮の要があると認められる。

(食糧管理特別会計)

本特別会計は、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、砂糖類、輸入飼料、業務および調整の各勘定に区分して経理している。

(1) 国内米管理勘定、国内麦管理勘定および輸入食糧管理勘定(以下「食糧管理勘定」という。)の昭和40年度歳入歳出決算額の合計は歳入1兆3718億6246万余円、歳出1兆3658億7369万余円であり、その損益についてみると、

(ア) 国内米管理勘定においては、国内米の買入717万余トン(トン当り平均108,407円)、売渡665万余トン(トン当り平均95,649円)などによって生じた売買損失669億9360万余円と集荷、運搬、保管および事務人件費等の費用から違約金等の収益を差し引いた額(以下「中間経費」という。)664億5908万余円とにより1334億5268万余円の損失を生じており、

(イ) 国内麦管理勘定においては、国内麦類の買入121万余トン(トン当り平均小麦45,352円、大麦39,217円、はだか麦46,870円)、売渡104万余トン(トン当り平均小麦32,052円、大麦27,284円、はだか麦30,543円)などによって生じた売買損失174億2682万余円と中間経費68億1342万余円とにより242億4025万余円の損失を生じており、

(ウ) 輸入食糧管理勘定においては、外国米の買入107万余トン(トン当り平均58,014円)、売渡94万余トン(トン当り平均84,554円)および外国麦類の買入262万余トン(トン当り平均27,247円)、売渡259万余トン(トン当り平均36,143円)によって生じた売買利益469億9591万余円と中間経費74億9761万余円とにより差引394億9830万余円の利益を生じている。

上記の食糧管理勘定の利益394億9830万余円および損失1576億9293万余円と業務勘定の利益50億8190万余円を調整勘定に移して整理した結果、1131億1273万余円の損失を生じたので、その損失相当額を一般会計から受け入れた調整資金の40年度末現在額1275億7203万余円(うち40年度受入額1205億円)から減額して処理した。

(2) その他の勘定についてみると、

(ア) 農産物等安定勘定においては、でん粉の買入5万余トン(トン当り平均47,763円)、売渡8万余トン(トン当り平均49,659円)によって生じた売買利益5億2041万余円と中間経費5億2730万余円とにより差引689万余円の損失を生じており、これは41年度への繰越損失として処理している。

(イ) 砂糖類勘定においては、てん菜糖等の買入20万余トン(トン当り平均87,064

円)、売渡32万余トン(トン当り平均64,791円)によって生じた売買損失52億8969万余円と中間経費11億6303万余円とにより64億5273万余円の損失を生じているが、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和40年法律第109号)の施行に伴い国内産砂糖類等を40年10月から糖価安定事業団が取り扱うこととなったので、41年度以降砂糖類勘定を廃止し、繰越損失は農産物等安定勘定に帰属させることとなった。

(ウ)　輸入飼料勘定においては、輸入ふすまおよび飼料用外国麦類等の買入159万余トン(トン当り平均27,322円)、売渡151万余トン(トン当り平均26,248円)などによって生じた売買損失13億7883万余円と中間経費19億9866万余円とにより33億7749万余円の損失を生じており、同勘定は一般会計から34億円を受け入れてこれを補てんしている。

(3)　40年度中に取り扱った食糧等の所要経費は、買入費1兆0275億5016万余円、集荷、運搬、保管等に要する管理費402億4237万余円ならびに食糧証券の償還および利子支払等に充てるための国債整理基金特別会計への繰入3515億6968万余円等総額1兆4449億0219万余円で、この財源には食糧等の売払代9079億9973万余円、一般会計から受入1314億5951万余円および食糧証券収入4060億9000万円等総額1兆4524億0540万余円を充てている。

しかして、41年中、食糧庁および北海道ほか26食糧事務所について実地に検査したところ、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(外国麦類の包装用麻袋の使用について)

食糧庁で、外国麦類の包装を輸入商社等の申請により新麻袋または古麻袋で行なわせてこれを買い入れ外国麦類とともに製粉業者等に売り渡しているが、麻袋の売渡価格は麦製品の消費者価格に影響を与えないよう考慮して買入価格を下回るところで決定されているため、昭和40年度に使用した麻袋は3108万余枚でその財政負担は約14億円の多額に上っている。このうち売買差損の大きいものは新麻袋であって、その使用実績は288万余枚(買入価額5億1693万余円)となっている。

しかして、新麻袋の使用にあたっては、過去6箇年度の古麻袋の平均回収率72.3%から推算した古麻袋の年度供給見込量が年度所要量に対し不足する数量の範囲内で行なうこととしているものであるが、最近においては、麻袋込みで輸入された外国米の売渡数量の増加に伴い、その空麻袋の発生量が増加しているなどのため、供給過剰の傾向にあり、古麻袋の回収率も38年度は84.1%、39年度は88.2%となっている状況であるから、前記回収率(72.3%)に基づく需給推算は実情にそわないものとなっている。

ついては、麻袋の需給推算および使用にあたっては、最近の古麻袋の回収率および外国米から発生する空麻袋の数量等を考慮して供給見込量の算定を適切に行ない、また、古麻袋の需給事情などを適確には握し、経済的な麻袋の使用を図るよう配慮する要があると認められる。

(国内米の運送契約単価の算定について)

政府所有食糧等の運送に伴い支払われる諸掛の契約単価は、契約年度に最も近接した既往1箇年(米穀年度)に実施した運送数量について、陸上、船舶および中継の運送形態別、県間、県内の運送区分別ならびに俵、かますおよび麻袋等の包装別等の実態調査を行ない、集計された区分別の運送数量に契約時の各種認可料金等を適用してトン当り料金を算出することとしており、この料金が包装込みの重量に対し支払われることとなっているので、集計された包装別数量を国内米(60キログラム入り)のトン当り標準個数、俵入り15.3個、かます入り15.8個、麻袋入り16.4個で加重平均してトン当り個数を求め1個当りの単価を算定することとしている。

しかして、昭和40年度中、上記方法により求めた国内米のトン当り個数は、県間運送の場合は発地15.612個、着地15.571個、県内運送の場合は15.760個とし、陸上運送した国内米5714万余個について運送諸掛38億9505万余円を支払っている。

しかしながら、本院で38年度契約分以降における実態調査結果の包装別数量を調査したところ、包装容器の合理化等のため逐年俵入りのものの数量が減少している一方、麻袋入りのものの数量が急速に増加している状況であるから、包装の大部分が俵入りであった当時に決定された現行の方式で俵、かますおよび麻袋を一本化して契約単価を算定することは、包装の変化に即応しないばかりでなく、包装重量の重い俵入りのものの運送数量を多く見積る割高な契約単価になっているものと認められる。

ついては、最近における国内米の包装別数量の変化に伴い現行の契約単価の算定方式を改め、包装別運送数量の実態調査結果を基礎としてトン当り料金を算出のうえ、前記トン当り標準個数で契約単価を算定し、運送した包装別の数量に応じて、その料金を支払うよう検討する要があるものと認められる。

(国有林野事業特別会計)

本特別会計は、国有林野事業および治山の両勘定に区分して経理している。

(1)　昭和40年度の国有林野事業勘定の収益総額は1033億7473万余円、これに対し費用総額は1036億6945万余円、差引き当年度損失2億9472万余円を計上していて、これを前年度に比べると、41億2281万余円の利益の減少となっている。

40年度における事業実施状況をみると、販売事業においては、立木1638万余立方メートル443億2498万余円、素材538万余立方メートル等532億3748万余円合計975億6246万余円の売渡を行ない、一方、製品生産事業は素材554万余立方メートル等の生産を187億3958万余円で、造林事業は8万余ヘクタールの新植および58万余ヘクタールの保育等を156億5611万余円で、林道事業は自動車道1千余キロメートルの新設等を185億7613万余円で、国有林野内の治山事業は崩壊地復旧2千余ヘクタール等の山地治山施設の新設等を57億6532万余円で、それぞれ行なっている。

また、同年度末現在における国有林野面積は856万余ヘクタールであって、そのうち要存置林野は、855万余ヘクタール、不要存置林野は、9千余ヘクタールとなっている。なお、同年度中において民有保安林等8千余ヘクタール7億0244万余円の買入、不要存置林野1千余ヘクタール8億3249万余円の売払および受財産3千余ヘクタール3億7432万余円と渡財産1千余ヘクタール5億8100万余円との交換を行なっている。

しかして、41年中、林野庁、各営林局および稚内ほか87営林署について実地に検査したところ、別項記載のとおり、直轄治山工事の施行が設計と相違しているもの(61ページ)があり、また、国有林野の交換について、41年12月、農林大臣あて改善の意見を表示した(98ページ)。

(2)　40年度の治山勘定の歳入歳出決算額は、歳入149億3011万余円、歳出148億6277万余円で、歳入においては一般会計より受入143億7090万円、地方公共団体工事費負担金収入4億9346万余円等、歳出においては直轄治山関係事業費20億0829万余円および地方公共団体施行の治山事業に対する国庫補助金128億5447万余円である。

しかして、41年中、上記国庫補助金のうち13億2853万余円について検査したところ、別項記載のとおり、公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(75ページ)がある。

(特定土地改良工事特別会計)

本特別会計は、国営土地改良事業の早期完了を図るため設置されたもので、昭和40年度歳入歳出決算額は歳入320億6637万余円、歳出292億9437万余円、実施した事業は、直轄かんがい排水事業、直轄干拓事業および代行干拓事業計69地区261億0862万余円である。

しかして、41年中、これらのうち30地区152億8951万余円について検査したところ、別項記載のとおり、法面保護工事の施行にあたり山土の採取地の選定が適切を欠い

たため不経済となっているもの(56ページ)、土えん堤工事の施行にあたり盛土転圧費を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの(58ページ)、導水路工事の施行にあたりスパイラル溶接鋼管の価格等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの(60ページ)、代行工事の施行にあたり作業船損料を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの(66ページ)があり、また、国営干拓建設事業の施行について(96ページ)、国営かんがい排水事業の施行について(87ページ)、それぞれ41年7月、農林大臣あて改善の意見を表示した。

不当事項

工　　事　(135)—(155)

(135)　法面保護工事の施行にあたり山土の採取地の選定が適切を欠いたため不経済となっているもの

(特定土地改良工事特別会計)　(項)土地改良事業費

東北農政局八郎潟干拓事務所で、指名競争契約により、昭和40年6月、石黒建設株式会社に正面堤防法尻保護工事その他工事を9,400,000円、同年8月、佐藤工業株式会社に中央干拓2級1号幹線道路工事その2その他工事を43,150,000円(当初契約額25,300,000円)計52,550,000円で請け負わせ施行しているが、法面保護に用いる山土の採取地の選定が適切を欠いたため、約250万円が不経済となっていると認められる。

本件両工事は、堤防延長3.3キロメートル、道路延長6キロメートルの法面保護等を施行するもので、その予定価格52,570,000円についてみると、法面保護に用いる山土張り74,763.4平方メートルについては、砂盛土の法面に山土3,738立方メートルを厚さ5センチメートル張り付けることとし、山土の採取地については、工事現場から西方約14キロメートルの寒風山付近にある採取地が風致の関係で採取を制限されたため他の採取地を求めることとし、寒風山に接続した北方の県道沿い付近の台地について

調査を行なったところ、耕地が多かったなどのためこの付近で採取することは困難であると判断し、本件工事現場から30キロメートルおよび31キロメートル離れた萱刈沢付近で採取することとして設計し、平方メートル当り86円計6,427,067円と積算したものである。

しかしながら、当局は県道沿いの台地について調査を行なっただけであるが、県道から西方2キロメートル程度の地点に前記寒風山に接続した台地が東北に広がっており、この地域には本件設計と同質と認められる山土を十分採取できる箇所が各所にあり、とくにこの地域のうち本件現場から11キロメートルおよび13キロメートル離れた鵜ノ木付近においては本件設計と同質の山土が同干拓事務所の他の工事用として採取されており、この地域を調査すれば適当な採取地が近距離にあることが容易に判明したにもかかわらず、調査不十分のまま山土の採取地を遠距離に求め設計積算したのは適当とは認められない。

いま、仮に本件工事の山土を鵜ノ木付近で採取することとして工事費を再計算すると、当局計算によっても山土張りは平方メートル当り57円および62円計4,457,923円で足り、その他の経費を合わせると総額は49,950,807円となり、本件工事費に比べて約250万円を節減することができたものと認められる。

(136)　道路工事の施行にあたり敷砂利等の価格を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)農用地開発事業費

東北農政局で、昭和40年8月、指名競争契約により株式会社留岡組に裳ケ石開拓建設事業第1号幹線道路第2工区第2次工事を23,900,000円で請け負わせ施行しているが、道路に使用する敷砂利等の価格の積算が適切を欠いたため予定価格が過大となり、ひいて工事費が約350万円高価となっていると認められる。

本件工事は、幅員6メートル、延長3,739メートルの開拓道路の敷砂利、橋りょう

等を施行するもので、その予定価格23,940,000円についてみると、敷砂利等に使用する砂利、ぐり石、洗砂計7,150立方メートルについては、40年4月、当局が岩手県南砂利業協同組合から見積価格を徴したところ、種目別立方メートル当り、採取場渡し価格300円から700円、持込価格4キロメートルまでは650円から1,150円、1キロメートルを増すごとに20円を加算することとなっているにもかかわず、上記持込価格を十分検討しないで採取場渡し価格だけを採用し、運搬はすべて運送業者に請け負わせることを建前とした運搬費（運搬距離13.5および14キロメートル）を加算して立方メートル当り1,200円から2,048円計9,549,201円と積算している。

しかしながら、前記見積の持込価格は、本院の調査によると本地域における通常の取引価格と認められるものであるから、採取場渡し価格に運搬を運送業者に請け負わせることを建前として運搬費を加算した高価な価格によることなく、低廉な前記見積の持込価格を採用して積算すべきであったと認められる。

いま、仮に上記により工事費を再計算すると、砂利等7,150立方メートルに要する経費は種目別立方メートル当り850円から1,540円計6,932,303円で足り、その他の工事費を合わせると総額20,369,000円となり、本件工事費はこれに比べて約350万円高価となっていると認められる。

（137）　**土えん堤工事の施行にあたり盛土転圧費を過大に積算したなどのため工事費が高価と認められるもの**

（特定土地改良工事特別会計）（項）土地改良事業費

関東農政局で、昭和40年4月、随意契約により大豊建設株式会社に大井川農業水利事業池ヶ谷池工事を39,450,000円（当初契約額38,870,000円）で請け負わせ施行しているが、堤体盛土の転圧速度の積算が適切を欠いたなどのため予定価格が過大となり、工事費が約150万円高価となっていると認められる。

本件工事は、堤体積34,803立方メートルのえん堤等を施行するもので、その予定

価格39,450,000円についてみると、盛土の転圧については、土量57,857立方メートルを小松製作所製D—80型ブルドーザでけん引する6トン級タンピングローラまたはD—120型ブルドーザでけん引する8トン級タイヤローラにより、毎時2.34キロメートルまたは2.46キロメートル（ブルドーザ変速機の歯車組合せ第1速による走行速度に相当する。）で、はがね土8回、さや土5回転圧することとして時間当り能力70立方メートルまたは105立方メートル、立方メートル当り11円から52円とし、堤防法面の整形費については、築堤盛土が終了した後法面4,886平方メートルを人力により深さ15センチメートルまで切り取って整形し、切土量730立方メートルをダンプトラックで上流190メートルの付近に運搬捨土することとして平方メートル当り59円とし、機械損料を合わせ転圧および整形費を13,722,239円と積算している。

しかしながら、本件工事における転圧回数および速度については、あらかじめ農林省農業土木試験場に試験を依頼した結果、転圧回数8回または5回、速度毎時4キロメートル以下であれば設計の堤体強度が十分得られることが判明しており、これにより仕様書にも転圧速度を毎時4キロメートル以下と定めているものであるから、積算にあたっては、使用するブルドーザの性能諸元からみて、毎時4キロメートルに最も近接した走行速度である第2速の毎時3.7キロメートルまたは3.3キロメートルを基礎として計算すべきであったと認められ、これによれば時間当り能力は99立方メートルまたは126立方メートルとなり、また、法面整形については、前記のように法面切土することなく、一般に施行しているように盛土の進ちょくに応じブルドーザにより転圧整形を行なえば足りたものと認められる。

いま、仮に上記により工事費を再計算すると、当局の計算によっても、転圧費は立方メートル当り8円から47円、また、法面整形費は平方メートル当り1円、機械損料を合わせ転圧および整形費は計12,402,679円で足り、その他の工事費を合わせると総額は37,938,000円となり、本件工事費はこれに比べて約150万円高価となっている

と認められる。

(138)　**導水路工事の施行にあたりスパイラル溶接鋼管の価格等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの**

(昭和39年度)　(特定土地改良工事特別会計)　(項)土地改良事業費

九州農政局で、昭和39年9月、指名競争契約により西松建設株式会社に綾川農業水利事業籾木導水路第1期工事を71,250,000円(当初契約額72,600,000円)で請け負わせ施行しているが、スパイラル溶接鋼管の価格等の積算が適切を欠いたため予定価格が過大となり、ひいて工事費が約330万円高価となっていると認められる。

本件工事は、逆サイフォン工311メートル等を施行するもので、その予定価格71,250,000円についてみると、

(ア)　鋼管の製作すえ付費15,375,000円は、逆サイフォンに使用するスパイラル溶接鋼管(内径1,070ミリメートル、厚さ7ミリメートルおよび13ミリメートル)311メートル、68.41トンを工場で製作し、すえ付けるもので、積算にあたり、上記鋼管が受注生産品であるため市販価格がないものとし、製作会社からすえ付費込みの参考見積を徴するなどして、うち直管277メートル、55.386トンについてはトン当り製品価格136,212円、梱包費2,300円計7,671,678円としている。

しかしながら、この種の鋼管は、受注生産品ではあるが、需要が多く相当量生産されており、それぞれの規格に応じた価格で販売されていて、その製品価格については積算関係資料等によっても比較的容易に知ることができるものであり、これによるとトン当り65,000円程度となっている。いま、トン当り製品価格を65,000円とすれば、これに当局修正計算による梱包費4,304円を見込んでも69,304円計3,838,471円で足りる計算となる。

(イ)　労務宿舎損料、間接労務費計4,141,995円は、算出の根拠となる直接労務者人数を重複計算しているためこれを修正すると3,808,880円となり、また、異形鉄筋

15.675トンは889,728円と積算しているが、当時の市場価格により計算すれば670,278円となる。

いま、仮に上記各項により、また、業者持主要既成品取扱経費等の過小積算額1,245,562円があるので、これらを修正し工事費を再計算すると総額67,878,221円となり、本件工事費はこれに比べて約330万円高価となっていると認められる。

(139)
(154)　**直轄治山工事の施行が設計と相違しているもの**

(国有林野事業特別会計)　(国有林野事業勘定)　(項)国有林野治山事業費

昭和40年度中、営林局署において国有林野治山事業費5,753,396,971円のうち2,863,383,693円で崩壊地復旧等の渓間工事635工事を施行しているが、北見ほか5営林局および中頓別ほか53営林署について、そのうち99工事673,208,286円を実地に検査したところ、コンクリートまたは玉石コンクリートのえん堤等の施行が設計と相違し、コンクリートの練混ぜおよびつき固め、玉石の配列が粗雑であったなどのため堤体内部に空げきを生じ、強度が設計に比べて著しく低下していると認められる事例が熊本営林局および中頓別ほか11営林署で次表のとおり16件工事費40,781,072円見受けられた。

しかして、営林局署で施行しているコンクリートえん堤等の工事については、検査の結果不当と認めた事項を昭和38、39両年度の検査報告に掲記してその是正につき注意を喚起したところであるが、なお前記のように工事の施行が不良な事例が多数発生している原因について検討すると、監督について、監督職員のコンクリート工事に対する知識経験の不足が見受けられること、監督職員による工事の施行管理が十分に行なわれていないこと、監督職員をコンクリート打設等の時期に重点的に立ち会わせる配慮に欠けていること、また、検査について、堤体内部等明視できない部分の品質検査が適確に行なわれていないことなどコンクリート工事における監督および検査が

適切でなかったことによるものと認められる。

ついては、このような事態の発生を防止するため、

(1)　監督職員に対しコンクリート工事施行に関する研修および指導を徹底してその能力を向上させるとともに、監督職員に工事の実態をは握できるような写真等の記録を整備保存させること、監督職員を工事の施行過程に応じ適期適切に立ち会わせるなど工事施行体制を整備すること、

(2)　堤体の検査にあたっては、その規模に応じ適切なせん孔注水検査の位置、深度、箇所数を決定して堤体内部の品質を確認できるようにするとともに、その合否を合理的に判定できる具体的基準を設け、検査の厳正実施を徹底すること、

(3)　上記の監督、検収の充実強化のほか、工事の発注にあたっては、業者の資力、技術水準、工事用機械の保有状況、手持工事量等について十分配慮すること

など適切な処置を講ずることが緊要と認められる。

	庁名	工事	請負人	契約年月 検収年月	工事費 円	施行不良工事費 円
(139)	中頓別営林署	平太郎沢荒廃防止	吉良土木株式会社	40. 5 〃 7	3,646,296	1,255,691

えん堤延長33メートルの新設にあたり、えん体231立方メートルはセメント191キログラム配合のコンクリートで施行したこととしているが、実際は中央部48立方メートル、右岸側そで部38立方メートル、左岸側そで下部34立方メートル計120立方メートルは練混ぜおよびつき固めが不十分であったことなどのため、モルタルと砂利とが分離して堤体内部に空げきを生じている状況で、コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(140)	上川営林署	高山沢崩壊地復旧	株式会社千葉組	40. 9 〃 11	7,025,010	1,091,963

えん堤延長35メートルおよび床固め延長22メートルの新設にあたり、えん体477立方メートルおよび125立方メートルはいずれも配合比5：5の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際はえん堤の下部130立方メートルは玉石の配列が粗雑となっていること、コンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクリートとしての強度が著しく低下している。

	庁名	工事	請負人	契約年月 検収年月	工事費 円	施行不良工事費 円
(141)	阿寒営林署	雄別治山	北炭建設株式会社	40. 5 〃 8	7,380,000	3,674,788

谷止め延長40メートルの新設にあたり、えん体793立方メートルはセメント220キログラム配合のコンクリートで施行したこととしているが、実際は下部444立方メートルは練混ぜおよびつき固めが不十分であったことなどのため、モルタルと砂利とが分離して堤体内部に空げきを生じている状況で、コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(142)	同	雄別(災害)治山	村井建設木材工業株式会社	40. 8 〃 12	4,199,325	790,951

谷止め延長32メートルの新設にあたり、えん体411立方メートルはセメント220キログラム配合のコンクリートで施行したこととしているが、実際は中段部88立方メートルは練混ぜおよびつき固めが不十分であったことなどのため、モルタルと砂利とが分離して堤体内部に空げきを生じている状況で、コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(143)	寒河江営林署	四ツ谷川治山	大飼工業株式会社	40. 5 〃 10	6,150,000	3,844,048

床固め延長70メートルの新設にあたり、えん体543立方メートルは配合比5：5の玉石コンクリート404立方メートルをセメント228キログラム配合のコンクリート厚さ20センチメートル119立方メートル等で被覆したこととしているが、実際は右岸側367立方メートルは玉石の配列が粗雑となっていること、コンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(144)	山形営林署	ナヘ沢治山	羽陽土建工業株式会社	40. 5 〃 10	4,870,000	1,570,169

えん堤延長23メートルの新設にあたり、えん体322立方メートルは配合比5：5の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は右岸側上部154立方メートルはコンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(145)	河津営林署	白川下流治山	株式会社河津組	40. 6 〃 10	4,049,314	4,049,314

えん堤延長29メートルの新設にあたり、えん体364立方メートルはセメント241キログラム配合のコンクリート等で施行したこととしているが、実際は練混ぜおよびつ

庁	名　工　事	請負人	契約年月 検収年月	工事費 円	施行不良工事費 円

き固めが不十分であったことなどのため、モルタルと砂利とが分離して堤体内部に空げきを生じ、全面的に漏水している状況で、コンクリートえん堤としての強度が著しく低下している。

(146) 河津営林署　片瀬治山　東海建設株式会社　40・6 / 〃 11　8,775,819　8,775,819

えん堤2箇所(下流えん堤延長21メートル、上流えん堤延長27メートル)の新設にあたり、えん体416立方メートルおよび382立方メートルはいずれも配合比4:6の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石の配列が粗雑となっていること、コンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクリートえん堤としての強度が著しく低下している。

(147) 臼田営林署　金峰山川荒廃防止第二　株式会社新津組　40・6 / 〃 11　7,931,328　1,779,622

床固め延長47メートルの新設にあたり、えん体755立方メートルはセメント210キログラム配合のコンクリートで施行したこととしているが、実際は上部152立方メートルおよび水表中央部42立方メートル計194立方メートルは練混ぜおよびつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(148) 駒ケ根営林署　ヨウカイ沢崩壊地復旧　株式会社酒井組　40・7 / 〃 10　4,937,514　3,453,430

谷止め3箇所(1号延長25メートル、2号延長22メートル、3号延長20メートル)の新設にあたり、えん体203立方メートル、134立方メートルおよび143立方メートルはいずれも配合比3:7の玉石コンクリートをセメント211キログラム配合のコンクリート厚さ10センチメートル計54立方メートルで被覆したこととしているが、実際は1号および2号谷止め338立方メートルは玉石の配列が粗雑となっていること、コンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクリート谷止めとしての強度が著しく低下している。

(149) 飯田営林署　ワル沢崩壊地復旧　吉川建設株式会社　40・6 / 〃 9　5,435,632　2,197,917

谷止め延長27メートルおよび床固め延長14メートルの新設にあたり、えん体439立方メートルおよび53立方メートル等はいずれもセメント210キログラム配合のコンクリートで施行したこととしているが、実際は谷止めの下部242立方メートルは練混ぜおよびつき固めが不十分であったことなどのため、モルタルと砂利とが分離して堤

庁	名　工　事	請負人	契約年月 検収年月	工事費 円	施行不良工事費 円

体内部に空げきを生じている状況で、コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(150) 岐阜営林署　神崎崩壊地復旧治山　武宮建設株式会社　40・6 / 〃 9　3,600,000　3,600,000

谷止め延長20メートルの新設にあたり、えん体317立方メートルは配合比6:4の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は玉石の配列が粗雑となっていること、コンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクリート谷止めとしての強度が著しく低下している。

(151) 同　大河原崩壊地復旧治山　富田屋土建有限会社　40・10 / 〃 12　7,693,785　829,145

えん堤延長37メートルの新設にあたり、えん体744立方メートルは配合比6:4の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は中段部87立方メートル、右岸側そで上部14立方メートル計101立方メートルは玉石の配列が粗雑となっていること、コンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(152) 下呂営林署　川上崩壊地復旧治山　今井建設株式会社　40・5 / 〃 10　6,211,851　599,602

谷止め3箇所(2号延長23メートル、3号延長23メートル、4号延長15メートル)の新設にあたり、えん体188立方メートル、105立方メートルおよび65立方メートルはいずれも配合比6:4の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は2号谷止めのうち上部69立方メートルは玉石の配列が粗雑となっていること、コンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(153) 小坂営林署　鹿山(カエル又)崩壊地復旧治山　岐阜県岩佐某　40・5 / 〃 8　4,089,664　1,983,808

えん堤延長34メートルの新設にあたり、えん体447立方メートルは配合比6:4の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は下部278立方メートルは玉石の配列が粗雑となっていること、コンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクリートとしての強度が著しく低下している。

(154) 熊本営林局　鶴見岳国有林崩壊地復旧新設　橋本建設株式会社　40・7 / 〃 10　4,750,000　1,284,805

えん堤2箇所(下流延長27メートル、上流延長21メートル)の新設にあたり、えん体

庁	名	工	事	請	負	人	契約年月 検収年月	工費 円	費 円	施行事費	不良工 円
							年 月				

294立方メートルおよび233立方メートルはいずれも配合比7：3の玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は下流えん堤の中段部および両そで部71立方メートル、上流えん堤の中段部および右岸側そで部97立方メートル計169立方メートルはいずれもコンクリートのつき固めが不十分であったことなどのため、堤体内部に空げきを生じている状況で、玉石コンクートとしての強度が著しく低下している。

計		90,745,538	40,781,072

(155)　代行工事の施行にあたり作業船損料を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの

(特定土地改良工事特別会計)　(項)土地改良事業費

中国四国農政局で、広島県に施行させている代行干拓建設事業西野地区のうち、同県が昭和40年10月、指名競争契約により株式会社水野組に代行干拓建設事業西野地区中潮遊池及び排水路掘削工事を15,614,000円(当初契約額16,280,000円)で請け負わせ施行しているが、掘さく工事に使用するマイクロポンプドレッジャ(小型ディーゼルポンプ式しゅんせつ船の一種)の損料の積算が適切を欠いたため予定価格が過大となり、ひいて工事費が約110万円高価となっていると認められる。

本件工事は、干拓地区内の排水路等の掘さく62,077立方メートルを施行するもので、広島県は、九州農政局が同農政局管内の水路掘さくに使用した50馬力マイクロポンプドレッジャを使用することとし、同農政局積算にならい耐用時間12,000時間、整備費累計率1.1、船価5,000,000円として損料を積算することについて中国四国農政局と協議の結果、マイクロポンプドレッジャが34年4月農林省で定めた積算要領別表に掲記されていないため、これに類似している50馬力ディーゼルポンプ式しゅんせつ船の積算要領に基づき耐用時間25,000時間、整備費累計率1.65を採用することに改めたほか、船価については見積書を徴し11,000,000円と評価して、本件50馬力マイクロポンプドレッジャの損料を4,117,528円と積算し、本件工事の予定価格を

15,696,000円と算出したものである。

しかしながら、マイクロポンプドレッジャは、同一出力であっても一般のディーゼルポンプ式しゅんせつ船より船価が低廉で、かつ、整備費累計率も低率なものであって、このことは前記のように積算当時すでに判明していたものであるから、積算にあたっては、当然、当初の積算方針によるべきであったと認められる。

いま、仮に上記により工事費を再計算すると同船の損料は2,964,948円で足り、その他の工事費を合わせると総額14,485,791円となり、本件工事費はこれに比べて約110万円高価となっていると認められる。

物　　件

(156)　国有財産の管理が適切を欠いているもの

(自作農創設特別措置特別会計)

自作農創設特別措置特別会計に所属する財産の管理が適切を欠いており、その根本的是正を図る必要があることについては、昭和37年6月、是正改善の処置を要求し、さらに、毎年度の検査報告に掲記したところであるが、41年において、引続き同特別会計に所属する既墾地6,039ヘクタール余、未墾地226,671ヘクタール余のうち、既墾地59ヘクタール余、未墾地1,516ヘクタール余につき、東北ほか6農政局および北海道ほか17都県ならびに関係市町村農業委員会について財産管理の状況を調査したところ、その後管理体制を強化し、財産管理の適正化に努めているが、なお管理が適切を欠いているものが次表のとおりあり、一段と管理体制の強化を図り、これらを是正することが緊要である。

態様	区分	件数	面積 m²	摘要
農業上の用に供するため貸付を行なっているもののうち他用途に転用されているもの	既墾地	30	11,912	徴収すべき弁償金 3,021,554円
農業上の用に供しないことが明らかであるのに他用途に一時貸付を継続しているもの	既墾地	69	162,549	
	未墾地	6	9,906	

態様	区分	件数	面積 m²	摘要
所在または境界が不明となっているもの	既墾地	15	19,589	
	未墾地	7	264,906	
無断で使用されているもの	既墾地	68	45,898	徴収すべき弁償金 4,193,974円
	未墾地	19	51,531	同 507,555円
無断で売却または私権を設定されているもの	既墾地	1	264	
	未墾地	14	12,419	
農耕または開拓不適地を長期間保有しているもの	既墾地	19	31,166	
	未墾地	31	3,405,917	
計	既墾地	202	271,378	徴収すべき弁償金 7,215,528円
	未墾地	77	3,744,679	同 507,555円

保　　険　(157)—(170)

(157)(166) 農業共済保険事業の運営が適切でないもの

(農業共済再保険特別会計)

農業共済保険事業の運営が適切を欠いている事例については、毎年度の検査報告に掲記してその適正を図るよう注意してきたところである。昭和41年においては、農作物共済に関し北海道ほか10府県の85農業共済組合および4町村(共済金1,260,049,395円)について調査を行なったところ、共済金の一部を組合員等に支払わず、これをそのまま共済掛金、賦課金、組合業務費に充当したり、共済金を補償対象外の組合員を含め引受面積割等で配分したりしているなど共済金の経理当を得ないと認められるものが21組合および1町において254,059,695円(国庫負担推定額1億3976万余円)あり、これを不当の態様別に示すと次表のとおりである。

府県名	調査済共済組合等数	調査済共済金額	共済金の一部を組合員等に支払わないもの		共済金を補償対象外の被害3割未満のものを含めて配分しているもの		計	
			組合等数	共済金額	組合等数	共済金額	組合等数	共済金額
		円		円		円		円
青森県	6	49,467,700			2	11,157,200	2	11,157,200
茨城〃	6	96,054,630	1	7,389,936			1	7,389,936

府県名	調査済共済組合等数	調査済共済金額	共済金の一部を組合員等に支払わないもの		共済金を補償対象外の被害3割未満のものを含めて配分しているもの		計	
			組合等数	共済金額	組合等数	共済金額	組合等数	共済金額
		円		円		円		円
三重県	7	78,201,739	1	21,702,801			1	21,702,801
大阪府	14	90,314,762			4	22,686,964	4	22,686,964
奈良県	5	82,700,910	1	3,373,558			1	3,373,558
和歌山〃	10	148,318,044	1	14,454,340	1	7,444,200	2	21,898,540
徳島〃	6	88,345,437	1	18,332,600			1	18,332,600
香川〃	12	265,749,092	2	87,364,833	2	20,605,353	4	107,970,186
愛媛〃	8	98,979,784	4	21,802,503	1	8,406,458	5	30,208,961
熊本〃	11	68,478,807			1	9,338,949	1	9,338,949
計	85	1,066,610,905	11	174,420,571	11	79,639,124	22	254,059,695

これら不当に経理された共済金のうち、正規の基準によらないで交付したものが166,113,497円、未収の掛金、賦課金等に充てているものが9,889,888円あり、また、残額78,056,310円を目的外に使用している。

しかして、調査の結果判明したもののうちには、保険金請求に際し、架空に引き受けていた耕地にも被害があったこととして被害報告を行なったもの、共済金の大部分を別途に経理してこれをそのまま掛金、賦課金に充当し、組合員からは掛金、賦課金を全く徴収していないものも見受けられ、共済金を目的外に使用したものが1組合等当り20万円以上のものをあげると次表のとおり10件78,032,430円あり、これらのうちとくに不当と認められる事例は次のとおりである。

(1) 茨城県筑波郡大穂町吉沼農業共済組合で、39年産水稲、陸稲および麦共済金3,072,156円、40年産水稲、陸稲および麦共済金4,317,780円計7,389,936円を損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は部落ごとに組合独自の基準により6,414,600円を配分し、これから40年産麦共済掛金、賦課金888,845円を部落ごとに一括差し引き、5,525,755円をその後の使途を一任のうえ部落代表に交付しただけで、残額975,336円は従前からの別途保有額および預金利息を合わせ別途に経理し、大部

分を業務費等に使用し、残余は預金で保有していた。

（2） 香川県仲多度郡仲南村農業共済組合で、39年産水稲および麦共済金19,927,517円、40年産水稲および麦共済金19,363,960円計39,291,477円を損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は引受面積割で24,524,515円を交付しただけで、残額14,766,962円は従前からの別途保有額および預金利息2,118,760円を合わせ別途に経理し、一部を40年産水稲、麦等の共済掛金、賦課金および39、40両年度の建物共済掛金に充て、残余は将来の掛金、賦課金の財源として保有しており、組合員からは掛金、賦課金を全く徴収していない。

（3） 愛媛県越智郡大西町西越農業共済組合で、39年産麦共済に関し、作付けが行な↗

	農業共済組合等	共済目的	書類上の支払 減収量	書類上の支払 共済金	実際 被害 面積または減収量	実際 被害 金額
			kg	円		円
(157)	茨城県筑波郡大穂町沼古	39 水稲	8,394	251,820	—	—
		〃 陸稲	23,012	1,150,600	—	—
		〃 麦	56,626	1,669,736	—	—
		40 水稲	17,362	520,860	—	—
		〃 陸稲	38,347	2,300,820	—	—
		〃 麦	49,870	1,496,100	—	—
(158)	三重県桑名郡員弁町員弁	39 水稲	136,992	6,849,600	136,992kg	4,626,786
		〃 麦	26,495	515,242	—	—
		40 水稲	260,141	13,007,050	—	—
		〃 麦	45,767	1,330,909	—	—
(159)	奈良県橿原市(橿原橋地金区)	39 水稲	37,111	2,783,325	—	—
		〃 麦	11,998	344,717	—	—
		40 〃	7,225	245,516	—	—
(160)	和歌山県伊都郡かつらぎ町	39 水稲	190,123	14,259,225	24,317kg	1,215,850
		〃 麦	13,516	195,115	9,401 〃	141,015

↗われていない耕地149町7反を含め同麦の引受面積を495町9反として県農業共済組合連合会に引受の通知を行ない、同連合会から前記149町7反のうち21町9反についての架空の減収量26,556キログラムを含め185,920キログラムと損害の認定を受けて保険金3,346,560円（うち架空の減収量に対する保険金相当額478,008円）を受領している。

しかして、同麦共済金3,481,145円を損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は339町8反に対し均等割で3,029,422円を交付しただけで、残額451,723円は従前からの別途保有額を合わせ別途に経理し、これを39年産水稲、40年産麦共済掛金、賦課金の一部および39年度建物共済掛金ならびに業務費等に使用していた。

	の支払計画 均等割その他 配分基準	均等割その他 金額	計（実交付額）	共済金と実交付額との差額 未収の掛金、賦課金等に充てたもの	共済金と実交付額との差額 目的外に使用したもの（会計実地検査当時の未使用額を含む。）
		円	円	円	円
(157)	部落割	201,820	201,820 (201,820)	—	50,000
	同	950,600	950,600 (950,600)	—	200,000
	同	1,400,000	1,400,000 (511,155)	—	1,158,581
	同	2,488,180	2,488,180 (2,488,180)	—	333,500
	同	1,374,000	1,374,000 (1,374,000)	—	122,100
	—	—	4,626,786 (4,259,649)	367,137	2,222,814
	—	—	—	—	515,242
	—	—	—	—	13,007,050
	—	—	—	—	1,330,909
(159)	部落割	2,736,300	2,736,300 (496,987)	—	2,286,338
	同	344,717	344,717 (118,475)	—	226,242
	—	—	—	—	245,516
(160)	—	—	1,215,850 (1,215,850)	—	13,043,375
	—	—	141,015 (141,015)	—	54,100

	農業共済組合等	共済目的	書類上の支払 減収量	書類上の支払 共済金	実際 被害面積または減収量	実際 被害割金額	の支払計画 均等割その他 配分基準金額	の支払計画 計（実交付額）	共済金と実交付額との差額 未収の掛金、賦課金等に充てたもの	共済金と実交付額との差額 目的外に使用したもの（会計実地検査当時の未使用額を含む。）
			kg	円		円	円	円	円	円
(161)	徳島県麻植郡山川町	39 水稲	28,665	2,006,550	28,665kg	1,576,575	—	1,576,575 (1,513,622)	62,953	429,975
		〃 麦	146,912	4,407,360	146,912 〃	2,938,240	—	2,938,240 (2,561,026)	377,214	1,469,120
		40 水稲	145,252	10,167,640	145,252 〃	8,715,120	—	8,715,120 (7,474,939)	1,240,181	1,452,520
		〃 麦	50,030	1,751,050	50,030 〃	1,500,900	—	1,500,900 (1,336,341)	164,559	250,150
(162)	香川県高松市中央（太田ほか4地区）	39 水稲	391,716	15,668,640	51反	466,170	引受面積割等 10,830,491	11,296,661 (11,296,661)	—	4,371,979
		〃 麦	348,076	4,885,866	—	—	同 3,922,706	3,922,706 (3,922,706)	—	963,160
		40 水稲	513,195	25,659,750	—	—	同 13,663,332	13,663,332 (11,663,332)	—	13,996,418
		〃 麦	92,955	1,859,100	—	—	同 580,520	580,520 (580,520)	—	1,278,580
(163)	同仲多度郡仲南村	39 水稲	338,574	16,928,700	—	—	引受面積割 12,825,890	12,825,890 (12,825,890)	—	4,102,810
		〃 麦	126,908	2,998,817	—	—	同 1,170,160	1,170,160 (1,170,160)	—	1,828,657
		40 水稲	241,265	16,888,550	—	—	同 9,950,200	9,950,200 (9,950,200)	—	6,938,350
		〃 麦	70,726	2,475,410	—	—	同 578,265	578,265 (578,265)	—	1,897,145
(164)	愛媛県伊予郡松前町	39 水稲	12,614	630,700	—	—	— —	—	—	630,700
		〃 麦	313,591	7,371,713	—	—	引受面積割 6,171,034	6,171,034 (6,171,034)	—	1,200,679
		40 水稲	45,039	2,251,950	—	—	同 1,669,200	1,669,200 (1,669,200)	—	582,750
		〃 麦	25,525	893,375	—	—	同 752,220	752,220 (752,220)	—	141,155
(165)	同越智郡朝倉村	39 水稲	57,774	2,964,150	57,774kg	1,482,250	掛金、賦課金割 1,427,900	2,910,150 (2,910,150)	—	54,000
		〃 麦	149,570	4,185,590	—	—	引受収量割 2,988,798	2,988,798 (2,988,798)	—	1,196,792
(166)	同同大西町西越	39 麦	185,920	3,481,145	—	—	面積割 3,029,422	3,029,422 (3,029,422)	—	451,723
	計			174,396,691		22,662,906	79,055,755	101,718,661 (94,152,217)	2,212,044	78,032,430

備考　共済目的欄中、39、40はそれぞれ39年産、40年産を略したものである。

(167)(170)　漁船再保険金の支払にあたり処置当を得ないもの

(漁船再保険特別会計)　(普通保険勘定)　(項)漁船再保険費

水産庁で、昭和40年度中、漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)に基づいて全国53漁船保険組合に漁船の滅失、沈没、損傷その他の事故等による組合の支払保険金に対する普通再保険金3,035,582,778円を支出している。このうち小樽湾ほか18漁船保険組合に対する再保険金支払件数349事項395,046,319円について実地に検査したところ、組合が保険金を支払うにあたって行なう損害調査が十分でないため、てん補額を過大に認定しているもの51事項、保険事故でないものに対しててん補しているもの1事項、漁船の要件を欠く船舶の損害をてん補しているもの1事項計53事項あり、水産庁がこれらをそのまま認めて再保険金を支払っているものが3,848,046円ある。

いま、上記のうち1事項20万円以上のものをあげると次表のとおり4件1,996,882円である。

組合名 / 船名	水産庁の決定額 損害額	水産庁の決定額 支払再保険金額	検査の結果妥当と認められる額 損害額	検査の結果妥当と認められる額 支払再保険金額	支払再保険金差額
	円	円	円	円	円
(167) 小樽湾漁船保険組合					
第5正幸丸	296,866	272,522	0	0	272,522
底触事故に対し機関等の損害額を296,866円としているが、実際は通常の維持修理に要した費用でてん補の対象とならない。					
(168) 宗谷漁船保険組合					
第18善宝丸	4,688,350	4,303,905	4,166,672	3,825,004	478,901
かく坐事故に対し船体等の損害額を4,688,350円としているが、修繕費を過大に計上したもので、実際の損害額は4,166,672円である。					
(169) 北海道機船底曳網漁業漁船保険組合					
第32日東丸	24,834,088	22,797,692	24,555,810	22,542,233	255,459

組合名 / 船名	水産庁の決定額 損害額	水産庁の決定額 支払再保険金額	検査の結果妥当と認められる額 損害額	検査の結果妥当と認められる額 支払再保険金額	支払再保険金差額
	円	円	円	円	円
(170) 道南漁船保険組合					
第8光丸	1,100,000	990,000	0	0	990,000
火災事故に対し損害額を1,100,000円としているが、本船は保険引受以前から漁船以外の用途に使用していて漁船の要件を欠くものであるから、てん補の対象とならない。					
計	28,364,119		26,367,237		1,996,882

坐礁事故に対し船体等の損害額を24,834,088円としているが、修繕費を過大に計上したもので、実際の損害額は24,555,810円である。

補助金　(171)—(290)

(171)(272)　公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)土地改良事業費　(項)農用地開発事業費　(項)鉱害復旧事業費　(項)農業施設災害関連事業費　(項)農業施設災害復旧事業費　(項)昭和40年発生農業施設災害復旧事業費　(項)昭和39年発生農業施設災害復旧事業費　(項)昭和38年発生農業施設災害復旧事業費　(項)北海道土地改良事業費　(項)離島振興事業費
(組織)林野庁　(項)林道事業費　(項)山林施設災害復旧事業費
(組織)水産庁　(項)漁港施設費　(項)海岸事業費　(項)漁港施設災害復旧事業費　(項)昭和40年発生漁港施設災害復旧事業費　(項)北海道海岸事業費
(国有林野事業特別会計)　(治山勘定)　(項)治山事業費　(項)北海道治山事業費　(項)離島治山事業費

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行した土地改良、治山施設、林道開設、漁港修築および災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金(以下「国庫補助金」という。)は土地改良法(昭和24年法律第195号)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)等に基づいて交付されるものである。昭和41年中、全国の工事現場53,459箇所のうち北海道ほか34都

府県につきその6.8％に相当する3,638箇所（工事費25,064,700,041円、国庫補助金15,200,078,404円）を実地に検査したところ、国庫補助金の経理当を得ないと認められ国庫補助金を除外すべきことの判明したものが、北海道ほか29都府県(注)において、除外すべき額1工事につき10万円以上のもので152工事57,272,821円（うち国有林野事業特別会計治山勘定の分7工事4,819,711円）あり、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると別表第2（229ページ）のとおり102件49,963,417円である。

公共事業関係国庫補助金の経理については、不当と認めた事例を毎年度の検査報告に掲記して注意を促し、また、40年、これら不当な事態の発生を防止するため適切な処置を講ずるよう改善の意見を表示したところ、関係当局においても工事の監督、検査についての諸規程を改正するとともに、専門検査員制度を新設、拡充し、監督、検査の範囲、方法について具体的な基準を設けて工事の施行体制を整備するなどしており、検査の結果からみても相当程度努力の跡が認められる。しかしながら、なお上記のように不当な事例が絶えないことにかんがみ、今後一層指導監督の強化徹底を図るなど工事の適正な施行について配慮の要があるものと認められる。

いま、検査の結果についてみると、地理的条件の悪いへき地で施行した比較的工事費の少額な工事において不良な事例が多く見受けられる状況であり、その態様について述べると、(ア)コンクリート工事においては、水路の擁壁やつり橋の橋台等の工事で、純コンクリートで施行することになっているのに、粗悪なコンクリートに多量の玉石を投入し、コンクリートのつき固めも十分でなかったため内部に多くの空げきがあるもの、井ぜきや防波堤等の工事で、粗悪なコンクリートで施行し、その練混ぜやつき固めなども十分でなかったため砂利だけの層があるものなどが67工事（国庫補助金24,384,359円）あり、(イ)石垣工事においては、水路や林道の工事で、築石の積み方が粗雑であるばかりでなく、胴込や裏込のコンクリートが粗悪で、なかにはこれらをほとんど施行していないものなどが52工事（国庫補助金14,311,382円）あって、これらコンクリート工事と石垣工事の不良なものが不当事項の大部分を占めている状況であり、(ウ)玉石コンクリート工事においては、山腹崩壊防止のためのえん堤や林道の擁壁等の工事で、表面だけを設計どおりに施行しその内部に玉石ばかりの層があるもの、玉石を多量に混入し、玉石と玉石とが重なり合っているばかりでなく、コンクリートも粗悪なもので施行しているものなどが16工事（国庫補助金9,095,552円）あり、これらのほか、(エ)ため池の堤とう工事で、盛土の締固めを十分行なっていないもの、水路の鉄線じゃかご工事で、規格外の小径の詰石を使用しているものなどが17工事（国庫補助金9,481,528円）ある。

しかして、これらのうち設計に比べて強度が著しく低下していると認められるもののおもな事例を示すと次のとおりである。

1 福井県敦賀市が958,000円（国庫補助金869,864円）で施行した山水路40年災害復旧工事は、水路延長25メートルを復旧したものであるが、水路の擁壁110立方メートルは、設計では純コンクリートで施行することとなっているのに、実際は、水洗いの不十分な規格外の砂を多量に使用した粗悪なコンクリートの中に多量の玉石を投入して施行しており、コンクリート擁壁としての強度が設計に比べて著しく低下している。（241ページ（214）参照）

2 熊本県球磨郡相良村が770,000円（国庫補助金733,810円）で施行した瀬馳頭首工40年災害復旧工事は、コンクリート井ぜき延長9メートル99立方メートルを復旧したものであるが、実際は、えん体は、設計と異なって下部を全く施行していないばかりでなく、きわめて粗悪なコンクリートで施行し、そのつき固めも十分でなかったため砂利だけの層を生じており、すでに内部は水が浸透している状況で、コンクリート井ぜきとしての強度が設計に比べて著しく低下している。（257ページ（267）参照）

3 奈良県生駒郡平群村で受益者が577,000円（国庫補助金375,050円）で共同施行し

た樺原農道40年災害復旧工事は、農道延長22メートルを復旧したものであるが、実際は、法留練積石垣89平方メートルは、石積の施行が粗雑で、築石と築石との間に多くのすき間があるばかりでなく、胴込コンクリートも粗悪なものを設計の半量程度しか施行していない状況で、練積石垣としての強度が設計に比べて著しく低下している。(247ページ(235)参照)

4　青森県が3,890,948円(国庫補助金2,593,965円)で施行した弘前市中泊地内渓流崩壊防止工事は、延長32メートル、高さ8メートル、433立方メートルの治山えん堤を新設したものであるが、えん体は、設計では玉石コンクリートの表面を厚さ10センチメートルの純コンクリートで被覆して施行することになっているのに、実際は、設計どおりに施行しているのはえん体の表面から厚さ50センチメートルの部分だけであり、その内部は玉石ばかりの層とコンクリートの層とに分けて交互に打設しており、コンクリートえん堤としての強度が設計に比べて著しく低下している。(230ページ(177)参照)

(注)　別表第2に掲記した都道府県のほか千葉、徳島、佐賀各県

(273)
(288)

国庫補助金の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)農村振興費　(項)農業構造改善対策費　(項)農産物生産対策費　(項)畜産振興費
(組織)林野庁　(項)林業振興費
(組織)水産庁　(項)水産業振興費

公共事業関係を除く国庫補助金については、昭和41年中、農業構造改善事業に重点をおき、北海道ほか25都府県下の282地域を選定し、これら地域内の同事業施行者に交付された国庫補助金5,959,237,408円について検査を実施するとともに、前記都道府県管内の市町村および各種組合等に交付された飼料生産及流通対策費補助金ほか30費目の国庫補助金667,834,832円についてもあわせて検査を実施したところ、補助金の経理当を得ないと認められたものが、北海道ほか19県(注)で、農業構造改善事業、緊急

飼料作物増産事業等において、事業費を過大に精算しているもの47事項、事業量または工事の出来高が不足しているもの9事項、補助の対象とは認められないもの8事項、工事の施行が不良なため補助の目的を達していないもの1事項計65事項20,360,706円ある。

いま、上記65事項のうち1事項の国庫補助金20万円以上のものをあげると次表のとおり16件16,773,368円である。

(注)　次表に掲記した道県のほか、秋田、茨城、千葉、富山、長野、和歌山、岡山、佐賀、熊本各県

	道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助相当額
					円	円	円	円
(農業構造改善事業)								
(273)	北海道	39	かんがい排水	江別市豊幌土地改良区	21,370,713	10,685,356	940,000	470,000
	農地130ヘクタールのかんがい排水を21,370,713円で施行したこととしているが、実際は20,430,713円で施行している。							
(274)	同	40	乳牛舎	上川郡東神楽町農事組合法人八千代第2生産組合	9,776,774	4,888,387	9,776,774	4,888,387
	乳牛舎を共同利用施設として建設したこととしているが、実際は個人用のもので共同利用施設とは認められない。							
(275)	同	40	乳牛舎	上川郡東神楽町農事組合法人八千代第3生産組合	9,608,000	4,804,000	9,608,000	4,804,000
	乳牛舎を共同利用施設として建設したこととしているが、実際は個人用のもので共同利用施設とは認められない。							
(276)	岩手県	38	暗きょ排水	紫波郡紫波町彦部土地改良区	19,060,000	9,530,000	1,754,561	877,280
	農地89ヘクタールの暗きょ排水を19,060,000円で施行したこととしているが、実際は17,305,439円で施行している。							
(277)	石川県	39	区画整理	鳳至郡穴水町前波土地改良区	17,616,000	8,808,000	3,806,731	1,903,365
	農地16ヘクタールの区画整理にあたり、幹線排水路延長670メートルのから積石垣							

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫相当補助金額
				円	円	円	円

1,344平方メートルのうち832平方メートルは、地盤が軟弱であるため長さ1.5メートルの止めぐいで2メートルごとに固定した梯子胴木で基礎を施行したこととしているが、実際は止めぐいは全く施行していないばかりでなく、一本胴木で施行したため、から積石垣は不安定な状態となっている。

(278) 三重県 39 みかん園造成 多気郡多気町 5,390,000 2,695,000 631,000 315,500

みかん園5ヘクタールの造成を5,390,000円で施行したこととしているが、実際は4,759,000円で施行している。

(279) 奈良県 39 農地造成 五条市霊安寺農地造成共同施行 6,341,000 3,170,000 568,300 284,112

農地20ヘクタールの造成を請負額6,000,000円、用地買収費203,000円、雑費138,000円計6,341,000円で施行したこととしているが、実際は請負額5,392,075円、用地買収費242,625円、雑費138,000円計5,772,700円で施行している。

(280) 広島県 39 みかん園共同防除施設 尾道市吉和柑橘共同防除組合 13,000,000 6,500,000 403,237 201,618

みかん園75ヘクタールの共同防除施設を13,000,000円で施行したこととしているが、実際は12,596,763円で施行している。

(281) 山口県 39 飼料畑造成改良 熊毛郡田布施町石ノ口飼料畑造成組合 4,182,000 2,091,000 561,373 280,686

飼料畑6ヘクタールの造成改良を4,182,000円で施行したこととしているが、実際は3,620,627円で施行している。

(282) 徳島県 40 稚蚕共同飼育所 美馬郡美馬町雨下養蚕組合 2,742,000 1,320,000 600,000 288,842

稚蚕共同飼育所を2,742,000円で施行したこととしているが、実際は2,142,000円で施行している。

(283) 香川県 39 乳牛舎 大川郡長尾町将基酪農組合 3,646,000 1,750,000 441,700 212,033

乳牛舎を3,646,000円で施行したこととしているが、実際は3,204,300円で施行している。

(284) 愛媛県 39 みかん選果所 伊予市伊予園芸農業協同組合 50,230,000 20,000,000 708,508 282,523

みかん選果所を50,230,000円で施行したこととしているが、実際は49,521,492円で施

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫相当補助金額
				円	円	円	円

行している。

(285) 愛媛県 39 ほ場整備 東宇和郡宇和町伊賀上土地改良区 32,452,000 16,195,000 1,789,170 893,022

農地18ヘクタールのほ場整備を32,452,000円で施行したこととしているが、実際は30,662,830円で施行している。

(緊急飼料作物増産事業)

(286) 埼玉県 39 飼料共同化施設 熊谷市酪農農振興会星宮支部 938,000 469,000 938,000 469,000

トラクタ、砕土機および刈取機各1台を共同利用施設として購入したこととしているが、実際は個人用のもので共同利用施設とは認められない。

(287) 奈良県 40 飼料共同化施設 北葛城郡新庄町酪農連絡協議会 635,300 303,000 635,300 303,000

刈取機13台および尿撒布機3台を共同利用施設として購入したこととしているが、実際は個人用のもので共同利用施設とは認められない。

(288) 山口県 39 飼料共同化施設 熊毛郡田布施町田布施酪農組合城南支部 600,000 300,000 600,000 300,000

トラクタ1台、カッタ3台および尿撒布機1台を共同利用施設として購入したこととしているが、実際は個人用のもので共同利用施設とは認められない。

計 197,587,787 93,508,743 33,762,654 16,773,368

(289) 農業改良資金助成補助金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得ないもの

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)農産物生産対策費

農業改良資金は、農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)に基づき、都道府県が国の補助金および自己の一般会計からの繰入金を財源として特別会計を設け、農業経営または農家生活の改善および農業後継者の育成を図るため農業者等に技術導入資金等として無利子で貸し付けられるもので、国はこれに対して昭和31年度以降40年度までに農業改良資金助成補助金として5,629,608,844円(うち40年度分1,838,729,780円)を交付し、都道府県においては、この補助金と自己の一般会計からの繰入金

等2,845,176,019円とを合わせ40年度末までに8,474,784,863円の資金を造成し、累計20,261,607,801円(うち39年度分4,298,360,538円、40年度分5,404,854,901円)の貸付を行なっている。このうち貸付の大部分を占める技術導入資金に関し、貸付が事業実施の適期に行なわれていないものがあると認められたので、40年10月、改善の意見を表示したところであるが、41年においては、北海道ほか23都府県が39、40両年度に貸し付けた12,000事項3,852,125,860円のうち355事項316,112,929円について貸付の当否および貸付金の使用状況を調査したところ、借受者が事業を全く実施しないで、または計画事業費より少額で事業を実施して、貸付金の全部または一部を貸付の対象とならない施設の設置に使用したり、債務の償還に充当したり、団体の経費等に使用したり、貯金のまま保有したりしていて、資金の使用当を得ず、ひいて国庫補助金が目的に反して使用されたと認められるものが北海道ほか21都府県で136事項66,790,615円(国庫補助金相当額4408万余円)あり、これを不当の態様別に示すと次表のとおりである。

都道府県名＼類別	貸付金		左のうち調査したもの		不当貸付金					
					事業を全く実施していないもの		計画事業費より少額で実施しているもの		計	
	事項数	金額	事項数	金額	事項数	金額	事項数	金額	事項数	金額
		円		円		円		円		円
北海道	670	366,098,000	17	23,527,000	2	2,935,000			2	2,935,000
岩手県	660	263,408,800	8	16,490,700	1	2,800,000	2	349,295	3	3,149,295
秋田〃	416	90,656,769	7	6,080,000	6	5,540,000			6	5,540,000
茨城〃	590	183,220,400	7	3,467,900	2	1,029,000	1	210,500	3	1,239,500
埼玉〃	305	124,656,452	3	1,594,000	1	294,000	1	571,180	2	865,180
千葉〃	451	213,665,600	22	13,238,925			13	739,064	13	739,064
東京都	158	18,169,700	15	3,103,000			1	242,120	1	242,120
富山県	389	85,347,300	50	28,606,000	3	711,000	31	9,689,315	34	10,400,315
石川〃	266	81,808,150	7	14,244,802	2	600,000	2	554,756	4	1,154,756
福井〃	94	45,308,000	12	12,235,000	5	5,169,000			5	5,169,000
長野〃	895	213,406,300	10	5,396,900	2	726,800			2	726,800

都道府県名＼類別	貸付金		左のうち調査したもの		不当貸付金					
					事業を全く実施していないもの		計画事業費より少額で実施しているもの		計	
	事項数	金額	事項数	金額	事項数	金額	事項数	金額	事項数	金額
		円		円		円		円		円
三重県	522	107,536,300	11	12,786,800			3	754,816	3	754,816
大阪府	293	195,085,000	34	24,650,599	5	1,980,900	4	5,933,044	9	7,913,944
岡山県	444	196,470,000	20	27,852,500	1	420,000	4	942,519	5	1,362,519
広島〃	902	249,598,000	15	26,474,233			5	1,536,428	5	1,536,428
山口〃	681	122,563,000	14	7,735,000			3	1,188,586	3	1,188,586
徳島〃	420	171,291,850	38	33,321,000	1	400,000	7	2,850,009	8	3,250,009
香川〃	657	171,422,960	8	7,929,000			1	133,294	1	133,294
愛媛〃	558	152,028,000	12	8,635,000	4	1,911,000	7	4,005,179	11	5,916,179
佐賀〃	366	119,712,900	8	5,660,600			1	416,208	1	416,208
熊本〃	716	138,163,579	6	1,311,270	3	432,070			3	432,070
鹿児島〃	910	279,976,600	24	22,904,300	8	11,044,000	4	681,532	12	11,725,532
合計	11,363	3,589,593,660	348	307,244,529	46	35,992,770	90	30,797,845	136	66,790,615

このように資金の使用当を得ない事例が多数に上っているのは、都道府県において、借受者に対し本制度の趣旨を十分徹底させていないこと、借受者の事業実施の状況を把握する努力が欠けていたことによるものと認められる。

しかして、これら不当な事例のうちおもなものをあげると次のとおりである。

(1) 秋田県で、39年度に、平鹿郡平鹿町三島農事研究会が38ヘクタールの秋落水田等改良に要する資材を858,800円で購入するものに対し600,000円を貸し付けているが、実際は借受者は事業を実施しないで貸付金を貯金のまま保有していた。

(2) 大阪府で、39年度に、南河内郡河南町中出荷組合が281アールの大型ビニール栽培に要する資材を5,433,135円で購入するものに対し3,794,000円を貸し付けているが、実際は借受者は資材の一部を939,462円で購入しただけで貸付金の残額を組合員に配分していた。

(3) 徳島県で、40年度に、麻植郡川島町促成なす研究会が園芸作物かん水技術改善用資材を585,000円で購入するものに対し400,000円を貸し付けているが、実際

は借受者は事業を実施しないで貸付金を川島町農業協同組合の出資金に充当していた。

(290)　災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行する農業施設、山林施設、漁港施設の昭和40年発生災害復旧工事の査定を了したもの(農林省査定額40,222,018,000円)に対する検査は、査定済の復旧事業費が6億円をこえる21道府県のうち北海道ほか16府県を選び、40年12月から41年4月までの間に農業施設1,918工事7,721,365,000円、山林施設218工事284,881,000円、漁港施設169工事735,391,000円計2,305工事8,741,637,000円について実施した。

その結果は、既存の施設が被災していなかったり、被害が軽微であったりしているのに災害復旧の査定を受けて改良工事を施行しようとしているもの、護岸の法長、延長等を過大に見込んでいるもの、または機械施行が有利であるのに人力施行で積算しているものなどが見受けられ、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め、当局に対して注意したところ、前記17道府県において農業施設で378工事269,490,000円、山林施設で4工事4,757,000円、漁港施設で29工事17,559,000円計411工事291,806,000円(国庫補助(負担)金相当額268,735,000円)を減額是正する旨の回答があった。これを道府県別、態様別に示すと次表のとおりである。

道府県名＼類別	農林省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費							
					改良工事その他		設計過大		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
北海道	304	2,372,948	108	1,510,652	2	365	16	89,995	8	23,658	26	114,018
新潟県	2,977	5,474,397	177	1,508,839	5	9,438	16	6,877	9	8,652	30	24,967
山梨〃	854	742,565	172	371,648	2	4,066	46	16,716	4	1,394	52	22,176
長野〃	1,213	905,300	54	99,521			8	1,355	3	791	11	2,146

道府県名＼類別	農林省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費							
					改良工事その他		設計過大		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
静岡県	799	1,053,543	107	470,248	1	120	12	11,218	8	3,435	21	14,773
三重〃	1,774	983,831	74	150,007					1	224	1	224
京都府	1,129	1,006,119	140	599,575	1	133	26	6,509	7	13,723	34	20,365
兵庫県	9,158	4,678,788	234	1,103,828			14	4,061	6	13,674	20	17,735
奈良〃	1,777	628,953	56	74,051			5	745			5	745
和歌山〃	2,315	993,576	215	314,365	1	132	24	11,096	8	5,026	33	16,254
島根〃	3,576	1,786,538	245	441,478	3	3,640	42	9,234	10	2,982	55	15,856
岡山〃	2,100	1,205,116	144	331,877	2	1,707	15	4,447			17	6,154
広島〃	3,622	2,434,774	227	642,717	2	965	51	15,583	8	1,671	61	18,219
徳島〃	987	720,467	39	88,835			7	4,136	2	236	9	4,372
香川〃	1,445	1,050,369	114	538,630			2	800	3	593	5	1,393
高知〃	1,129	782,402	45	152,439	1	3,983	1	100	5	2,580	7	6,663
熊本〃	1,702	989,124	154	342,927			23	5,671	1	75	24	5,746
合計	36,861	27,808,810	2,305	8,741,637	20	24,549	308	188,543	83	78,714	411	291,806

しかして、災害復旧事業費の査定については、査定額を減額させた事例を毎年度の検査報告に掲記して注意を促し、また、40年、改善の意見を表示したところ、農林省においても、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱および査定要領等を全面的に改正し、採択すべき範囲、工法についての基準を設けるとともに、主任査定官制度を設けて査定事務の責任体制を確立するなどしており、検査の結果からみても相当程度努力の跡が認められる。しかしながら、なお上記のように不当と認めた事例が絶えないことにかんがみ、今後一層体制の強化を図るなど適正な査定についての配慮を要するものと認められる。

以上のほか、査定の時と状況が変化したため災害復旧工事として施行する必要がないと判明したものを注意して減額是正させたものが3工事525,000円(国庫補助金相当額392,000円)ある。

しかして、前記の是正させたもののうち、おもな事例を示すと次のとおりである。

1　設計が過大と認められるもの

（1）　北海道瀬棚郡今金町住吉頭首工40年災害復旧は、査定額198,124,000円(国庫補助金192,774,652円）で井ぜき延長71メートルを復旧するもので、堤体は土砂吐け2連を設置した可動ぜきとし、基礎にコンクリートパイル575本を打ち込み、その上部に鉄筋コンクリート1,594立方メートルを施行して井ぜきを新設するほか、付帯護岸擁壁は延長190メートルを鉄筋コンクリート746立方メートル等で施行することとしていたものであるが、堤体基礎のコンクリートパイルは河床が砂れき層で安定しており、また、付帯護岸擁壁のうち延長40メートルは被害がないから、いずれも除外すべきである。さらに、応急工事として新設する井ぜき延長47メートルは、うち右岸側延長32メートルは上、下流に鋼矢板301枚を打ち込み、その上部に止水壁コンクリート288立方メートルを打設し、この間の幅20メートルに4層から12層の木工沈床640平方メートルを施行し、また、左岸側延長15メートルはコンクリート89立方メートルの固定ぜきで施行することとしていたが、応急工事は暫定的なものであり、かつ、河床の状況からみて、上、下流に長さ6メートルまたは3メートルの鋼矢板を打設し、この間の下部に玉石混り土砂670立方メートルを中詰とし、その表面に4層の木工沈床幅16メートル752平方メートルを施行することとしても支障がないものと認められる。いま、上記により計算すれば復旧費は163,930,000円となり、34,194,000円(国庫補助金33,270,762円)が過大となっていた。

（2）　新潟県糸魚川市寒谷水路40年災害復旧は、査定額8,973,000円（国庫補助金8,623,053円）で水路延長1,980メートルを復旧することとし、うち延長442メートルの両岸は基礎コンクリート153立方メートルおよび控35センチメートルのコンクリートブロック練積628平方メートルを施行することとしていたが、本件水路は上幅1.65メートル、底幅1メートル、高さ65センチメートル程度の小断面のものであるから、コンクリートブロック練積に代えて配合比1：3：6の三面張コンクリート総量314立方メートルで施行すれば足りるものと認められ、これにより計算すれば復旧費は7,931,000円となり、1,042,000円（国庫補助金1,001,362円)が過大となっていた。

2　積算が過大と認められるもの

北海道勇払郡鵡川町田浦水路40年災害復旧は、査定額5,526,000円（国庫補助金5,481,792円)で水路延長51メートルを三面張鉄筋コンクリート85立方メートル等で復旧するもので、コンクリートミキサ等の機械器具損料はすべて使用時間によって計算しているのであるから、使用時間に時間当りの損料を乗じ281,925円とすべきものを誤って日当りの損料を乗じ1,424,015円と積算しているなどのため、2,064,000円(国庫補助金2,047,488円)が過大となっていた。

改善の意見を表示した事項

（1）　国営かんがい排水事業の施行について

(昭和41年7月30日付41検第210号)

農林省で、土地改良法の規定に基づき昭和40年度に施行している国営かんがい排水事業(北海道における明きょ排水事業および内水排除事業を除く。)は、61地区、総事業費2272億8946万余円で、着工以来40年度までに支出した事業費は1192億3689万余円に上っている。

しかして、本事業は、事業参加資格者からの申請により行なうもので、申請にあたっては、費用の概算、事業の効果等を公告して事業参加資格者の3分の2以上の同意を得ることを要するものとされ、また、国は、事業参加者等に事業費の一部を負担させることとし、事業の施行に伴う利害関係の調整を図るため、工事の着手に先立ち、受益面積、総事業費、完了予定時期、主要工事等に関する事業計画を定め、これ

について公告縦覧等の手続をとらなければならないこととなっている。

したがって、事業採択にあたっては、申請内容についてはもちろん事業の遂行に必要な事項についての調査を十分に行なうとともに、予算規模をもあわせ考慮したうえで慎重に決定すべきであり、決定後は、適確な事業計画を樹立し、公告縦覧等の手続を経て、事業を計画どおり完成させるよう配慮すべきものである。しかるに、事業の施行についてみると、その施行は全般的に遅延しており、前記61地区のうち当初の事業完了予定年度を経過しているのにまだ施行中のものが別表第1のとおり37地区(うち10年以上遅延する見込のものが12地区)、完了予定年度にはいたっていないが予定どおり完了できない見込のものが別表第2のとおり6地区となっており、また、総事業費も当初事業計画の1357億3706万余円が40年度末現在においては前記のとおり2272億8946万余円となっている状況である。このため、計画した事業効果の発現が遅れ、投資効率が低下し、事務費率が増加して不経済な結果をきたしているものが多数見受けられ、そのおもな事例を示すと下記のとおりである。

このような事態を生じているのは、

(1)　予算規模に比べ採択地区数が多きに過ぎ、継続地区、とくに遅延地区にかかる事業に対して予算を重点的に配分し、事業効果を早期に発現させる配慮が不十分であったこと、

(2)　受益者負担金、水没地補償金等について利害関係人との調整が不十分なまま採択し、着工したため、反対が表面化しやむなく工事を中止するなどの処置をとったこと、

(3)　当初事業計画の樹立にあたり調査、設計が十分でなかったため、着工後しばしば設計変更を行なったり、当初計画しなかった大量の追加工事を組み入れたりする必要が生じ、これに伴う調査、変更計画の作成または地元民との利害関係の調整等に著しく年月を要したこと

などによるものと認められる。

ついては、現在施行中の事業については上記諸点を考慮のうえ再検討し、事業を早期に完成し、すみやかに事業効果を発現させるよう格段の配慮が必要であり、また、今後新たに採択する事業についても同様の配慮が必要であると認められる。

記

1　東北農政局で施行している西津軽農業水利事業は、昭和18年度に農地開発営団により着工し、22年度に農林省が引継を受け26年3月事業計画を定め公告縦覧等の手続を了したものであるが、この計画によると、米換算4,259トンを増産する目的で、用水源を小戸六ため池および岩木川等に求め、総事業費9億4000万円、完了予定を32年度としたものである。

しかしながら、小戸六ため池のかさ上げにあたって堤体基礎地盤の調査が不十分であったためかさ上げすることが困難となり、同省において着工後間もなく工事を中止し、34年新たに新小戸六ため池を計画したことなどにより大幅に追加工事を組み入れた結果工期が延伸し、総事業費は、当初計画の9億4000万円(10アール当り9,914円)が28億6000万円(10アール当り30,131円)となっている。上記のように事業の施行が遅延しているため40年度末現在で事業の進ちょく率は62%にとどまり、事業効果の発現は計画増産高の14%程度にすぎず、事務費率は当初計画の3.7%が10.7%に増こうしている。

2　関東農政局で施行している鏑川農業水利事業は、33年度に着工し、34年8月、事業計画の公告縦覧等の手続を了したものであるが、この計画によると、米換算6,302トンを増産する目的で、用水源を南牧川および鏑川の南牧ほか4箇所の頭首工ならびに竹沼ほか4箇所の貯水池に求め、受益面積を4,322ヘクタール総事業費を24億4000万円、完了予定を39年度としたものである。

しかしながら、用水補給をとくに必要としない既成田、桑園および工業予定地を

受益地に含めるなど受益地決定についての検討が不十分のまま着工したため、35年9月にいたり、関係地元民から除外の要望が起こり、36年度から工事を中止し、39年11月にいたり、ようやく受益地の一部を除外し2,577ヘクタールに縮小するなどして工事を再開したもので、これにより工事が遅延し、総事業費は事業縮小の結果23億3000万円に減少したが、10アール当り事業費は当初計画の56,448円に対して90,401円となっている。上記のように事業の施行が遅延しているため40年度末現在で事業の進ちょく率は33％にとどまり、事業効果が全く発現しておらず、事務費率は当初計画の3.4％が10.1％に増こうしている。

3 北陸農政局で施行している手取川農業水利事業は、27年度に着工し、28年3月、事業計画の公告縦覧の手続をとったところ、水没住民の反対があったため、所要の手続を了したのは31年1月となったものであるが、この計画によると、米換算9,376トンを増産するとともに、上水道事業もあわせ金沢市に411万立方メートルの飲料水を補給する目的で、用水源を大日川上流の新設大日川ダムに求め、総事業費を22億3000万円、完了予定を32年度としたものである。

しかしながら、前記水没住民との調整がつかなかったため、34年2月まで本格的な工事の施行ができなかったこと、この間、29年度には、金沢市における飲料水の需要ひっぱく等のため上水道事業が同市単独事業に切り替えられ本事業から離脱したこと、石川県営2発電所計画ならびに木場潟干拓および周辺の用水補給の計画を追加して事業計画に組み入れるなど計画変更を行ないその最終決定をみたのは40年12月であったことなどのため工事が遅延し、総事業費は当初計画の22億3000万円(10アール当り17,779円)が63億3500万円(10アール当り46,708円)となっている。上記のように事業の施行が遅延しているため、40年度末現在で事業の進ちょく率は55％にとどまり、事業効果が全く発現しておらず、事務費率は当初計画の2.9％が4.0％に増こうしている。

4 近畿農政局で施行している愛知川農業水利事業は、27年度に着工し、31年3月、事業計画の公告縦覧等の手続を了したものであるが、この計画によると、米換算12,245トンを増産する目的で、用水源を愛知川上流の新設永源寺ダムに求め、総事業費を31億6500万円、完了予定を35年度としたものである。

しかしながら、水没住民との折衝に長年月を要し、37年度にいたるまで本格的な工事の施行ができず、工事が遅延し、総事業費は当初計画の31億6500万円(10アール当り40,314円)が63億5600万円(10アール当り80,959円)となっている。上記のように事業の施行が遅延しているため、40年度末現在で事業の進ちょく率は45％にとどまり、事業効果が全く発現しておらず、事務費率は当初計画の1.8％が3.5％に増こうしている。

5 九州農政局で施行している綾川農業水利事業は、33年度に着工し、34年3月、事業計画の公告縦覧等の手続を了したものであるが、この計画によると、米換算4,436トンを増産する目的で、用水源を綾北川宮崎県営第2発電所放流口に求め、総事業費を11億3500万円、完了予定を38年度としたものである。

しかしながら、地元受益者に負担金が多額であることを理由に反対する者が多く、土地改良区の設立もできない状況であったにもかかわらず、これらの事情を十分検討しないで着工したので、その後、地元受益者の反対が表面化し、用水路敷の買収に応じないなどのため38年度工事を中止したこと、この解決のため当初計画では県営事業としていた末端工事を大幅に本事業に組み入れるなどの負担金軽減についての処置がとられた40年8月までの間本格的な工事の施行ができなかったこと、上記組入れに伴い事業量が増加したことなどのため工事が遅延し、総事業費は当初計画の11億3500万円(10アール当り36,328円)が20億1000万円(10アール当り64,334円)となっている。上記のように事業の施行が遅延しているため、40年

度末現在事で事業の進ょく率は49％にとどまり、事業効果が全く発現しておらず、

別　表　第　1

局別	地区	着工年度	当初事業計画			40年
			完了予定年度	総事業費	増産トン数	完了見込年度
				千円	トン	
北海道開発局	大夕張	28	32	5,042,142	13,427	42
	夕張	26	34	1,093,371	8,547	41
	長都	26	33	766,180	9,050	42
	美唄	32	39	6,770,000	30,071	43
	富良野第1	27	35	500,000	1,799	42
	中士幌	34	40	1,377,000	6,664	42
	秩父別	26	31	420,000	2,684	43
	新十津川	27	32	435,000	1,645	42
	尾白利加	28	34	700,000	3,283	42
	恵岱別	28	34	700,000	2,755	42
	羽幌	28	32	304,000	833	41
	篠津	30	35	5,117,294	28,622	44
東北農政局	雫石川沿岸	34	40	1,300,000	1,871	42
	西津軽	18	32	940,000	4,259	43
	雄物川筋	19	30	888,400	3,940	44
	泉田川	27	32	830,000	3,344	41
	定川	22	32	764,500	5,423	43
	亘理	34	38	800,000	2,418	43
	最上川下流右岸	33	39	2,100,000	4,321	43
関東農政局	鏑川	33	39	2,440,000	6,302	43
	荒川中部	34	39	1,500,000	18,494	41
	大井川	22	29	1,455,000	5,680	42
	鬼怒川中部	32	38	2,600,000	2,613	41

事務費率は当初計画の4.6％が12.5％に増こうしている。

度末現在事業計画		40年度まで施行済額	進ちょく率		40年度末現在増産効果発現率
総事業費	増産トン数	(40年度は見込額)	完了予定年度末(注)	40年度末	
千円	トン	千円	%	%	%
9,430,000	19,763	8,343,916	21	88	65
1,364,764	8,089	1,357,516	76	99	100
1,127,000	12,332	836,247	44	74	85
10,150,000	30,071	4,421,348	35	44	55
978,040	1,973	670,787	42	69	48
2,283,000	6,664	1,393,625	61	61	46
1,075,000	3,040	661,670	18	62	91
1,029,000	2,396	921,399	31	90	82
1,865,000	3,570	1,443,142	27	77	0
1,838,000	3,012	1,231,359	14	67	0
654,294	833	589,718	7	90	0
13,097,000	29,173	11,024,886	52	84	74
2,090,000	1,871	1,116,487	53	53	53
2,860,000	5,537	1,771,423	28	62	14
5,856,000	7,647	2,477,594	11	42	31
2,576,840	5,110	2,232,840	14	87	0
3,150,000	5,333	1,967,749	19	62	72
2,005,000	2,418	927,925	25	46	45
5,160,000	2,956	2,906,128	42	56	0
2,330,000	2,224	762,430	18	33	0
1,697,000	18,494	1,677,000	93	99	14
4,680,000	5,680	4,279,025	29	91	79
3,394,957	2,613	3,345,238	50	99	100

局別	地区	着工年度	当初事業計画			40年度末現在事業計画			40年度まで施行済額	進ちょく率		40年度末現在増産効果発現率
			完了予定年度	総事業費	増産トン数	完了見込年度	総事業費	増産トン数	(40年度は見込額)	完了予定年度末(注)	40年度末	
				千円	トン		千円	トン	千円	%	%	%
北陸農政局	阿賀野川	16	30	2,739,000	14,663	42	6,075,000	14,647	4,574,012	34	75	66
	第2九頭龍川	39	40	360,000	2,749	41	418,976	2,949	408,976	98	98	100
	新川	20	30	1,742,500	25,634	43	5,873,000	15,024	4,047,319	23	69	55
	小矢部川	34	40	3,170,000	3,040	42	4,400,000	3,040	3,919,119	89	89	0
	手取川	27	32	2,230,000	9,376	42	6,335,000	12,837	3,502,713	21	55	0
東海農政局	宮川用水	32	38	2,350,000	7,210	40	3,947,676	5,077	3,906,676	64	99	51
	濃尾用水	32	38	3,250,000	3,773	41	5,050,160	2,220	4,689,160	70	93	100
近畿農政局	十津川紀の川	25	32	2,856,000	10,399	44	9,340,000	10,081	4,661,764	38	50	53
	愛知川	27	35	3,165,000	12,245	43	6,356,000	10,767	2,861,991	14	45	0
	大和平野	33	39	1,421,821	5,921	43	3,355,000	5,921	2,065,812	55	62	39
中国四国農政局	道前道後平野	32	38	5,060,000	6,091	42	10,800,000	7,435	10,047,274	78	93	74
九州農政局	嘉瀬川	24	30	1,300,000	5,485	44	4,610,000	5,485	3,160,304	51	69	50
	笠野原	33	37	1,950,000	9,477	42	4,242,000	9,478	2,192,990	13	52	0
	綾川	33	38	1,135,000	4,436	43	2,010,000	4,436	982,145	44	49	0

(注)　完了予定年度末進ちょく率＝$\dfrac{\text{完了予定年度までの支出済額}}{\text{40年度末事業費を完了予定年度末事業費に換算したもの}}$

別表第2

局別	地区	着工年度	当初事業計画			40年度末現在事業計画			40年度まで施行済額	40年度末進ちょく率
			完了予定年度	総事業費	増産トン数	完了見込年度	総事業費	増産トン数	(40年度は見込額)	
				千円	トン		千円	トン	千円	%
北海道開発局	美瑛川	37	44	1,940,000	2,263	45	2,625,000	2,263	665,094	25
	大野	36	42	1,529,667	4,198	43	2,686,000	4,198	1,844,162	69
	富良野第2	38	41	241,000	565	42	294,960	565	65,105	22
	厚真	37	44	1,657,363	3,851	45	2,274,000	3,851	741,006	33
北陸農政局	阿賀野川用水	36	43	6,690,000	10,883	45	8,892,000	10,883	2,053,779	23
近畿農政局	紀の川用水	39	45	2,800,000	3,985	46	3,074,000	3,985	209,467	7

(2) 国営干拓建設事業の施行について

(昭和41年7月30日付41検第211号)

農林省で施行している国営干拓建設事業は、食糧の確保、農業構造改善事業の基盤造成等を目的とし、土地改良法の規定に基づき施行するもので、昭和31年度まで一般会計で施行してきた事業の進ちょくを図り、さらに、事業規模を拡大するため、32年度に特定土地改良工事特別会計を設置し、その後は本事業をすべて本特別会計で施行しているもので、32年度から40年度までに総額868億0887万余円を支出しているものである。

本事業は、農耕用地を造成するため干拓等の工事を施行するものであって、相当の工事期間、多額の工事費を要し、しかも投資額の回収には長年月を要するものであるから、その事業目的を遂行し、投資効果を十分発揚させるためには、干拓地区の採択にあたっては、将来事業目的を変更する場合が生ずるおそれのないよう関係行政庁とも十分協議するとともに、土地造成後、当該土地は本来農地として長期にわたって維持すべきものであると認められる。

しかして、32年度から40年度までの間に工事を完了しまたは中止したもの64地区9,910ヘクタール(工事費相当額241億4254万余円)についてみると、地方公共団体等から工業用地等に使用する目的で譲り受けたい旨の要望があり、これを受け入れて農業以外の用途に売払等の処分をしたり、売払等の処分にいたらないまま工事を中止し、または打切完了したものが上記9,910ヘクタールの25.9%に当たる2,566ヘクタール(19地区、工事費相当額53億5245万余円)に達している状況である。上記のうち売払等の処分にいたらないものについては、造成地等が相当期間遊休しており、投下された事業費が回収されないため、これを他の土地改良事業の財源とすることができず、しかも事業費の一部を借入金でまかなっているため支払利子が累増し、不経済な結果をきたしており、次のような事例も見受けられる。

(ア) 東海農政局で施行した鍋田地区の事業は、愛知県海部郡弥富町地先の海面633ヘクタールを干拓する計画で、21年度に着工し、38年度までに工事費11億6434万余円で堤防等の工事を施行したものであるが、うち215ヘクタール(工事費相当額3億2554万余円、ほかに工事期間中の支払利子556万余円、打切完了後40年度までの支払利子1128万余円)については、36年6月、愛知県から工業用地として譲り受けたい旨の要望を受けた際、それが緊要かつ確実なものであるかどうかなどを十分に検討しないで、時期、価額等の取決めも行なわないまま工事を打切完了し遊休している。

(イ) 中国四国農政局で施行した笠岡地区の事業は、岡山県笠岡市地先の海面104ヘクタールを干拓する計画で、21年度に着工し、33年度までに工事費3億6895万余円で完了したものであるが、33年12月、岡山県から全面積を住宅、道路、工場用地等として譲り受けたい旨の要望を受けて、上記のうち70ヘクタールを35年3月から37年3月までの間に財団法人岡山県開発公社等に売り払い、残りの34ヘクタール(工事費相当額9068万余円、ほかに完了後39年度までの支払利子90万余円)は、農地として配分することとしたが、37年6月、同県からの再度の要望を受けた際、前項同様配慮が十分でないまま土地配分を取りやめ遊休している。

本事業の特性および上記の実情にてらして同省における干拓地区の選定および干拓地転用についてみると、その取扱いは必ずしも十分とは認められず、とくに転用に関しての方針が明確でなく、部内関係部局間および関係行政庁との間の連絡調整も緊密でない状況であり、また、転用譲渡することとした場合、その時期、価格等の取決めに不十分な点が見受けられる。

ついては、今後干拓地区の採択について関係行政庁とも十分協議するなど慎重を期するとともに、干拓地を工業用地等に転用するなど事業の目的を変更する場合は、転用に関しては、公用、公共用または国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急

の必要があり、しかもその用に供されることが確実なものに限るなど転用の基準を明確にするとともに、部内関係部局間および関係行政庁との間の連絡協議等の体制を整備して審議を慎重に行ない、転用の決定に際しては、干拓地の譲受希望者等と売払時期、価額、対価徴収方法等につき具体的な取決めを行なって投下事業費の回収を適確にする要があり、また、現在遊休している干拓地等についてはすみやかに適切な処置を講ずる要があると認められる。

(3) 国有林野の交換について

(昭和41年12月2日付41検第336号)

林野庁各営林局における昭和38年度から40年度までの間の国有林野の取得および処分は、保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)の規定によるものを除き、それぞれ森林原野9,074ヘクタール等17億0469万余円、同じく5,817ヘクタール等36億4079万余円となっているが、そのうち、国有財産法または国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の規定に基づき交換を行なったものは受財産森林原野4,393ヘクタール等9億4549万余円、渡財産同じく2,329ヘクタール等15億6447万余円に上っている状況である。

しかして、41年中、これらのうち前橋、大阪両営林局における1契約につき受財産の面積100ヘクタール以上の交換6件について実地に検査したところ、

(1) これらの交換契約をみると、本来国の必要とする受財産を取得するため渡財産と交換するものであるのに、相手方からの渡財産の払下申請に対し交換によることとしてその代替地の受財産を提示させている状況で、受財産のなかには相手方が交換契約直前に第三者から取得してこれを提供したものもあり、受財産についてみると、在来の国有林野のうちには林相改良を要する天然林が相当量あるのに、さらに林相改良を要する天然林を取得したり、林木の収穫量および林産物の価格からみて有利なすぎまたはひのきの造林に適する土地であるのに、収益性の低いあかまつが

植栽されている幼令林で、しかもその除伐、下刈等の保育事業が十分でないものを取得したりしているものがあり、取得後についてみても、伐採跡地について新植更新を行なっていなかったり、幼令林について適切な保育事業を行なっていなかったりする状況で、財産取得にあたって計画性が欠けていると認められるものが見受けられる。

(2) 交換財産の評価にあたり、渡財産について、現状が山林であるため山林として評定しているが、現地の状況を十分は握し、相手方の使用目的を勘案すれば、宅地見込地または雑種地として評価するのが適当と認められるのにこれをしなかったり、近傍類似地の売買実例価格、精通者の鑑定評価格等の調査が十分でなかったりしたなどのため、土地価格の評定が適切を欠いていると認められるものが見受けられる。

そのおもな事例をあげると下記のとおりである。

このような事態を生じているのは、

(1) 本来交換制度は例外的なものであって、これを適用するにあたっては慎重に考慮すべきであるのにこの認識に欠け、森林原野の取得にあたり大幅に交換に依存していること、

(2) 交換にあたり、相手方が渡地を先に選定し、経営上の必要性、有利性および各営林局署の造林能力、予算額等の検討が不十分のまま受財産の決定がなされていること、

(3) 交換財産の評価にあたり、渡財産は現況が未開発ではあるが観光予定地または市街地周辺地の山林であるため適正な評定には困難性があるとしても、現地の状況を十分は握し、相手方の使用目的を勘案して宅地見込地等として評定する配慮に欠けていたこと、売買実例価格等の資料のしゅう集、精通者の鑑定評価格の調査検討が十分でなかったこと、

(4) 交換は各営林局長にその権限がゆだねられているが、林野庁においても、その計画および実施について指導監督が十分でないこと、森林原野の交換ならびにそれ以外の取得および処分に関する統轄事務が一元的に処理されるような機構になっていないこと

などによるものと認められる。

ついては、国有林野の交換に関し、次の事項について総合的かつ具体的に検討を加え、すみやかに抜本的対策を講じ、その処理の適正を期することが緊要と認められる。

(1) 森林原野の取得は、経営計画の編成上必要かつ有利と認められる民有林野につき全国的視野から取得計画を策定し、例外的処置として交換を行なうのは、その計画の範囲内で取得しようとしたが相手方が金銭に代えて国有林野を要求したようなやむを得ない場合に限定するとともに、実施にあたっては、各営林局署の造林能力、予算額等について十分配慮して行なうものとする。

(2) 交換財産の評価にあたっては、処分地につき最も効率的な使用方法を前提として評価するように努めるとともに、その評価の基準を明確化することを検討し、また、売買実例価格等の資料のしゅう集を十分に行ない、精通者の鑑定評価格にはその積算内容を明らかにした資料を添付させ、これらを十分検討して適正な予定価格を算定する方法を考慮する。

(3) 森林原野の取得および処分にあたっては、林野庁において全国的視野からみて各営林局長に対し指導監督を一層徹底するとともに、統轄事務の機構の一元化を図る。

上記のほか、渡財産の選定にあたっては、国民の福祉のための考慮に基づき十分に方針および方法を検討のうえ慎重に行なうよう配慮する必要があり、また、処分後の状況をみると、契約当時の払下申請の用途に供されていなかったり、他用途に使用されたりしているものがあるが、このような事態にかんがみ交換の場合においても売払の場合に準じ相当期間用途指定を行なうことを検討する必要があると認められる。

記

1 前橋営林局

交換契約年月日	区分	所在地	数量	評価額
年月日				円
39. 3.31および40. 7. 7	受財産	新潟県岩船郡関川村	土地 425町9反(422.4 ha) 立木 3,396 m³ 幼令林 242.0 ha	86,186,100
	渡財産	栃木県那須郡那須町	土地 370町9反(367.8 ha) 立木 24,565 m³ 幼令林 38.4 ha	87,999,700

(1) 受財産は、相手方が37年5月渡財産の払下申請をした後38年8月および39年7月第三者から取得して提供したものであって、422.4ヘクタールのうち242.0ヘクタールは、成林のときすぎに比べ収穫量および素材価格について不利となるあかまつを主体とする幼令林で平均10年生のものが大部分であるが、取得前および取得後の保育手入れが不十分であったため雑木が繁茂しており、40年度に保育手入れを行なった23.9ヘクタールを除き早急にこれを実施する必要があるものと認められる。また、136.4ヘクタールの地上立木3,396立方メートルは広葉樹等の天然林で、今後林相改良にあたっては相当の造林費を必要とするものと認められる。

(2) 渡財産の評価についてみると、

ア 39年3月の交換契約分については、同年1月、同営林局において山林として各種課税標準価格を基とした価格等により3.3平方メートル当り64円と評価しているが、本件土地の周辺は近年別荘分譲地等として開発されつつあり、評価時においては、土地会社が別荘分譲予定地として地元民等から購入したものが相当あり、位置環境等からみて本件土地よりも品位が劣ると認められるもので3.3平方メートル当り平均350円で購入されている例もあったのであるから、評価にあたりこれら売買実例価格を十分に調査したとすれば相当有利になるように相手方と交渉できたものと認められる。

現に、本件土地のうち59.7ヘクタールは、湯本温泉市街地に近いなど良好な

箇所ではあるが、39年7月、3.3平方メートル当り2,200円程度で転売されている状況である。

イ　40年7月の交換契約分については、39年11月、同営林局において山林として各種課税標準価格を基とした価格、売買実例価格および民間精通者の鑑定評価格を平均して3.3平方メートル当り56円と評価しているが、売買実例として採用している価格は、地元民が山林経営のため購入した場合のものであり、現地の状況からみてこれを採用したのは適切とは認められず、また、鑑定評価格についても十分調査をしないで採用したのは適切とは認められない。さらに、前記39年7月の転売の事実も登記簿等について十分調査を行なっていれば判明したものと認められ、その後さらに土地会社が別荘分譲予定地として地元民等から購入したものが相当判明していた状況であり、評価にあたりこれを十分調査したとすれば、相当有利になるように相手方と交渉できたものと認められる。

現に、本件土地のうち66.7ヘクタールは前回同様良好な箇所ではあるが、40年8月および12月、3.3平方メートル当り3,000円程度で転売されている状況である。

2　大阪営林局

交換契約年月日	区分	所在地	数量	評価額
年月日				円
38. 10. 2	受財産	広島県佐伯郡佐伯町	土地 110町9反 (110.0 ha) 立木 4,184m³ 幼令林 0.2ha	19,800,715
	受財産	広島県双三郡君田村	土地 169町9反 (168.5 ha) 立木 1,396m³	8,746,534
	受財産	計	土地 280町9反 (278.5 ha) 立木 5,580m³ 幼令林 0.2ha	28,547,249
	渡財産	高槻市	土地 36町4反 (36.1 ha) 立木 1,962m³ 幼令林 22.6 ha	34,968,555

(1)　受財産は、相手方が37年12月渡財産の払下申請をした前後に第三者から取得して提供したものであって、土地278.5ヘクタールのうち109.7ヘクタールの地上立木4,184立方メートルは20年生から40年生のあかまつを主体とする針葉樹と価値の低い広葉樹との混交林であり、また、12.0ヘクタールの地上立木1,396立方メートルは40年生から70年生の広葉樹の天然林であって、いずれも今後林相改良にあたっては相当の造林費を必要とするものと認められる。

(2)　渡財産の評価にあたっては、38年7月、民間精通者の鑑定評価格を平均して3.3平方メートル当り233円と評価しているが、鑑定評価格についての調査が十分でなく、本件に隣接する山林を37年9月3.3平方メートル当り1,250円で売買されているものを基礎として算定されているなどの実情をは握していない状況であり、同営林局においてはこれらの鑑定内容を十分に調査し、その基礎となった売買実例等をは握していたとすれば、相当有利になるように相手方と交渉できたものと認められる。

現に、相手方は39年4月交換渡地の隣接地を3.3平方メートル当り1,500円程度で購入しており、また、40年7月、同じく本件渡地の隣接地が3.3平方メートル当り1,900円程度で売買されている状況である。

3　大阪営林局

交換契約年月日	区分	所在地	数量	評価額
年月日				円
39. 10. 26	受財産	広島県佐伯郡吉和村	土地 519町3反 (515.0 ha)	22,489,400
	渡財産	西宮市	土地 4町1反 (4.1 ha) 立木 131m³	25,603,239

受財産は、伐採跡地で、41年9月現在においても交換当時の状況のままで、42年度から44年度までの間毎年度40ヘクタールの新植および保育を予定しており、残面積の分は次期以降の経営計画で考慮することとなっている状況で、育林事業は

今後相当期間を要するものと認められる。

昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

（1） 地方拓植基金造成費補助金について

地方拓植基金造成費補助金について、各地方拓植基金協会の保証実績が農林省の見込と著しく相違していて、同補助金を財源として造成した基金の額が実情にそわない過大なものとなっており、補助の効果が十分あがっていないと認められたので、基金の効果的な活用を図るとともに、今後の基金造成に対する補助金の交付についても配慮するよう、昭和40年10月、改善の意見を表示したところ、農林省においては、基金の効率的な利用拡大を図るため、既移住者の援護資金に対する債務保証も行なうことができるよう保証範囲を拡大するとともに、41年度の予算措置にあたって、当初計画で新規に設立を予定していた2協会の設立および保証残高の少ない4協会に対する補助金の交付を見合わせることとして1200万円を減額する処置を講じている。

（2） 農業改良資金助成補助金を財源とする技術導入資金の運営について

農業改良資金助成補助金を財源として貸付を行なっている技術導入資金について、農林省と都道府県との事務手続の不円滑などのためその貸付が適期を失しており、本制度の趣旨にそわない運営となっていると認められたので、事務処理の促進を図るなど適切な処置を行ない、年間を通じて借受者の事業実施の希望に応じた貸付ができるよう、昭和40年10月、改善の意見を表示したところ、農林省においては、41年4月および7月、農林事務次官通達をもって、各地方農政局長に対し、地方農政局の補助金交付事務および都道府県の地方農政局に対する計画の協議等の手続を簡素化し、地方農政局の貸付予定額のわくの決定および補助金の配分額の通知を早めるなど事務処理の円滑を図るよう指示するとともに、都道府県に対しては繰越金の利用、暫定的

に償還期間の短縮を行なうなどして貸付が適期に行なわれるよう指導している。

（3） 補助工事の施行および災害復旧事業費の査定について

農林省所管農林水産業施設等の新設、改良、災害復旧等の工事の施行については、事業主体の実施体制が十分でないなどのため工事の適正な施行を阻害している事例が見受けられ、また、災害復旧事業費の査定については、農林省および事業主体の実施体制が十分でないなどのため現地に適合した復旧計画が作成されていないなどの不当な事例が見受けられたので、これらにつき適正な処置を講ずるよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、関係当局においては、工事の施行については工事の監督、検査に関する諸規定を改正したり、専門検査員制度を新設、拡充し、工事の監督、検査の範囲、方法について具体的な基準を設けるなど制度の整備等を図り、また、査定については農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱および査定要領等を全面的に改正し、採択すべき範囲、工法についての基準を設けるとともに、主任査定官制度を設けて査定事務の責任体制を確立するなどの処置を講じている。

（4） 輸入飼料の売渡について

農林省で飼料需要者団体等に輸入飼料を売り渡す場合、用途の指定、手数料等の制限その他必要な条件を付し、または魚油の注入を実施させるなどして転売防止の手段を講じているのに、所定の料率をこえる手数料等を加算して売り渡されているもの、魚油を注入させているにもかかわらず他用途に転売されていると認められるものなどがあったので、輸入飼料の流通の各段階にわたり、その実態をは握し、需要者団体に対する指導監督を強化するなどして国の財政負担の効果を十分発揮することに努めるよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、農林省においては、流通過程の合理化についての検討を行ない、かつ、需要者団体に対する指導監督を強化するとともに、所定の料率をこえる手数料等の徴収を取りやめさせるなどの処置を講じ、また、魚油の注入については、これに代え変形加工を実施させることとした。

第7 通商産業省

(中小企業高度化資金融通特別会計)

昭和40年度歳入歳出決算額は、歳入34億9330万余円、歳出28億4525万余円で、これを歳入歳出予算額67億2040万余円に比べるとそれぞれ32億2710万余円、38億7515万余円の開差を生じている。これは工場団地、小売商業店舗および商業団地の造成等を行なうものが予定より少なかったなどのため道府県の貸付が予定より少なかったことによるものである。

一方、北海道ほか44府県においては国から支出された高度化資金貸付金28億4525万余円に自己資金28億3743万余円、償還金等6億9619万余円を合わせ63億7887万余円を道府県の特別会計に受け入れ、工場等集団化資金貸付金64事項25億1577万余円、商工業協業化資金貸付金705事項24億1574万余円および商業集団化等資金貸付金15事項13億2175万余円計784事項62億5326万余円の貸付を行なっている。

しかして、41年中、青森県ほか23府県における貸付事業について調査したところ、別項記載のとおり、高度化資金貸付金を財源とする県の貸付金の運営当を得ないもの(107ページ)がある。

なお、工場等集団化資金貸付金については、経済不況等による借受者の資金難、団地進出意欲の低下などのため団地造成が整地の完了または一部建屋の建設程度で中止状態となったり、工場建屋が企業の進出がないまま遊休したりしているなど団地造成事業が計画どおり進ちょくしておらず、現状においては本資金貸付の効果があがっていないと認められるものがある。

不当事項

補助金

(291) 中小企業近代化促進費補助金を財源とする県の貸付金の運営当を得ないもの

(一般会計)(組織)中小企業庁　(項)中小企業対策費

中小企業近代化資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づき都道府県が国の補助金と自己資金で特別会計を設けて中小企業者に貸し付け運営している設備近代化資金の貸付事業に対して、昭和40年度中、中小企業庁で国庫補助金4,147,279,000円を都道府県に交付し、都道府県は11,373事項15,062,492,000円の貸付を行なっているが、本院において、青森県ほか19府県における貸付325事項651,067,000円について貸付の当否および貸付金の使用状況を調査したところ、貸付の対象とならないものに貸し付けるなど資金の使用当を得ず、ひいて国庫補助金が所期の目的に反して使用されたと認められるものが、宮城、埼玉両県において3事項3,230,000円これに対する国庫補助金相当額1,586,200円あり、そのおもなものをあげると次のとおりである。

埼玉県で、建設業者が設置するドーザショベル5,300,000円を貸付の対象として2,650,000円(国庫補助金相当額1,298,500円)を貸し付けているが、本件対象設備は既往年度に設置したもので貸付の対象とならないものである。

その他

(292)・(297) 高度化資金貸付金を財源とする県の貸付金の運営当を得ないもの

(中小企業高度化資金融通特別会計)　(項)高度化資金貸付金

中小企業近代化資金助成法に基づき都道府県が国の貸付金と自己資金で特別会計を設けて事業協同組合等に貸し付け運営している高度化資金の貸付事業に対して、昭和40年度中、中小企業庁で国の高度化資金貸付金2,845,251,000円を道府県に貸し付けているが、本院において、青森県ほか23府県における貸付160事項4,255,703,000円

(うち38年度分685,654,000円、39年度分761,419,000円)について貸付の当否および貸付金の使用状況を調査したところ、対象施設を申請額より低額で設置したりまたは貸付の対象とならないものに貸し付けたりしているなど資金の使用当を得ず、ひいて国の貸付金が所期の目的に反して使用されたと認められるものが、宮城ほか5県において8事項23,328,332円これに対する国の貸付金相当額11,664,164円あり、そのうち1事項の国の貸付金相当額20万円以上のものをあげると次表のとおり6件22,622,469円これに対する国の貸付金相当額11,311,233円ある。

	県名	貸付対象事業	年度	事業内容	事業費(同上に対する貸付額) 円	不当事業費(同上に対する貸付相当額) 円	左に対する国の貸付金相当額 円
(工場等集団化資金の分)							
(292)	福島県	漆器工場等集団化事業	39	共同工場ほか19点	63,922,000 (31,160,000)	48,594,100 (9,612,550)	4,806,275
			40	共同工場ほか35点	120,710,000 (60,355,000)	11,219,338 (5,609,669)	2,804,834
	共同施設として貸付対象とした工場および倉庫29むね2,190坪は組合員個人の専用工場等として使用しているもので、共同施設としての貸付対象とはならない。						
(293)	同	木材木工工場等集団化事業	40	土地ほか4点	71,590,000 (35,795,000)	1,666,612 (833,306)	416,653
	土地造成費5,300,000円のうち1,666,612円は砂利道の造成に要した費用で、貸付の対象とはならない。						
(294)	栃木県	玩具工場等集団化事業	38	計算センターほか18点	265,800,000 (104,542,000)	2,327,779 (1,163,889)	581,944
			39	共同門塀ほか38点	119,688,260 (58,950,000)	855,000 (418,500)	209,250
	計算センターを15,002,000円で建設したこととしているが、実際は12,674,221円で建設し、また、共同門塀666メートルを1,998,000円で設置したこととしているが、実際は576メートルを1,143,000円で設置していた。						
	計				641,710,260 (290,802,000)	64,662,829 (17,637,914)	8,818,956
(商業集団化等資金の分)							
(295)	群馬県	商店街近代化事業	39	店舗および倉庫	33,229,200 (11,076,000)	6,315,300 (2,105,100)	1,052,550

	県名	貸付対象事業	年度	事業内容	事業費(同上に対する貸付額) 円	不当事業費(同上に対する貸付相当額) 円	左に対する国の貸付金相当額 円
	店舗および倉庫3,091平方メートルのうち587平方メートルは中小企業近代化資金助成法第2条に規定する中小企業者でない者の事業の用に供するもので、貸付の対象とはならない。						
(商工業協業化資金の分)							
(296)	宮城県	クリーニング業者共同施設設置事業	40	クリーニング工場ほか28点	10,733,300 (5,365,000)	4,872,010 (2,434,355)	1,217,177
	貸付対象施設を11,433,000円(査定額10,733,300円)で設置したこととしているが、実際は低価で購入したものまたは購入していないものなどがあるため、5,861,290円で設置していた。						
(297)	愛知県	自動車運送業者共同施設設置事業	40	給油設備ほか2点	2,941,000 (1,450,000)	915,200 (445,100)	222,550
	給油設備ほか1点を2,345,600円(査定額2,345,000円)で設置したこととしているが、実際は1,429,800円で設置していた。						
	計				13,674,300 (6,815,000)	5,787,210 (2,879,455)	1,439,727
	合計				688,613,760 (308,693,000)	76,765,339 (22,622,469)	11,311,233

第8　運　輸　省

不　当　事　項

工　　事

(298)
(299)　**直轄工事の施行が不良なもの**

(一般会計)　(組織)運輸本省　(項)空港整備事業費
(港湾整備特別会計)　(港湾整備勘定)　(項)港湾事業費

第二、第三両港湾建設局で、工事の施行にあたり、監督および検査が当を得なかったため施行が設計と相違していて設計に比べて工事の効果が低下していると認められるものが次のとおりある。

(298)　第二港湾建設局で、昭和40年4月、指名競争契約により東洋建設株式会社に宮古港神林木材港防波堤(Ⅲ区およびⅥ区)築造工事を19,950,000円で、また、41年1月、随意契約により同会社に宮古港神林防波堤Ⅴ区、Ⅵ区上部コンクリート工事を11,000,000円で請け負わせ施行し、40年11月および41年3月、いずれも設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、防波堤の上部コンクリートを設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件両工事は、宮古港神林地区の防波堤を築造するため39、40両年度に施行した基礎ブロックまたはケーソンの上部工として場所打コンクリートⅢ区延長30メートル247立方メートル、Ⅴ区延長54メートル446立方メートル、Ⅵ区延長100メートル2,038立方メートル計2,732立方メートル等を施行するもので、設計書および仕様書によると、場所打コンクリートは立方メートル当りセメント253キログラム配合のもので施行することとなっているのに、実際はⅢ区およびⅥ区の全量ならびにⅤ区のうち延長10メートル82立方メートル計2,368立方メートル(工事費10,878,620円)は、コンクリートの練混ぜおよびつき固めがきわめて不十分であったため、モルタルと粗骨材とが分離して内部に多くの空げきを生じており、コンクリートとしての強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

(299)　第三港湾建設局で、昭和40年11月、指名競争後の随意契約により株式会社鴻池組に93,050,000円で請け負わせ施行した大阪国際空港A滑走路14側エプロン等改修工事は、41年3月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、排水路のコンクリートブロックから積護岸を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、既設のA滑走路14側エプロン舗装11,876平方メートルおよび外周排水路護岸延長1,246メートル2,022平方メートル等を施行するもので、設計書および図面によると、護岸は控36センチメートルのコンクリートブロックを使用し、胴、裏込として切込砕石平方メートル当り0.36立方メートルまたは0.74立方メートル総量829立方メートルを施行することとなっているが、うち右岸延長341メートル819平方メートル(工事費3,149,000円)は、護岸施行箇所背後の地山法面を設計より平均35センチメートル余分に切り取り、しかも、ブロック積の施行にあたり、その埋めもどし土および胴、裏込め切込砕石のつき固めがきわめて不十分であったため、ブロック積の上部は背後に傾斜し、下部ははらみ出しており、崩壊のおそれがあると認められる。

補　助　金　(300)—(314)

(300)
(313)　**公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの**

(一般会計)　(組織)運輸本省　(項)海岸等事業費　(項)港湾施設災害関連事業費　(項)港湾施設災害復旧事業費　(項)離島振興事業費
(港湾整備特別会計)　(港湾整備勘定)　(項)港湾事業費　(項)離島港湾事業費

地方公共団体等が施行した港湾等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金(以下「国庫補助金」という。)は、港湾法(昭和25年法律第218号)等に基づいて交付されるもの

である。昭和41年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場3,747箇所のうち北海道ほか16都県につきその26.2％に相当する985箇所（工事費13,389,154,565円、国庫補助金6,664,545,490円）を実地に検査したところ、工事の施行が不良なため工事の効果を著しく減殺しているものなどがあって、国庫補助金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが青森県ほか7都県(注)において17工事10,744,739円となっており、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると次表のとおり14件10,365,006円である。

しかして、この種不当な事例は、主として護岸および防波堤のコンクリート工事等において、その施行にあたり、監督が十分でなかったり、検査が適確に行なわれなかったりしたことによるものであって、これらについて一層の配慮が肝要と認められる。

(注)　次表に掲記した県のほか東京都

県名 工事	事業主体	工事費	左に対する国庫補助金	左のうち40年度までの交付済額	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額（うち41年度以降交付予定額中減額を要する額）
		円	円	円	円	円
（300）青森県						
西津軽郡深浦町深浦港38年災害復旧	青森県	367,000	249,193	249,193	367,000	249,193

護岸延長41メートルの復旧にあたり、被覆コンクリート46立方メートルは配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際は水洗いをしていない砂を使用した配合の悪い粗悪なもので施行したため容易に破砕される状況で、被覆コンクリートとしての強度が著しく低下している。

（301）島根県						
浜田市浜田港39年災害復旧	島根県	740,000	625,300	596,232	433,000	365,885 (29,068)

護岸延長32メートルの復旧にあたり、擁壁コンクリート57立方メートルは配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際はつき固めが不十分であったなどのため内部に多くの空げきを生じており、擁壁としての強度が著しく低下している。

県名 工事	事業主体	工事費	左に対する国庫補助金	左のうち40年度までの交付済額	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額（うち41年度以降交付予定額中減額を要する額）
		円	円	円	円	円
（302）島根県						
周吉郡西郷町西村港38年災害復旧	西郷町	6,450,000	5,869,500	5,869,500	1,621,000	1,475,110

防波堤延長40メートルの復旧にあたり、1個当り重量10トン内外の被覆石のならしは1,461平方メートルを施行したこととしているが、実際はならしの施行が粗雑であったため被覆石のかみ合せが不十分で多くの間げきを生じ、その間げきに1個当り重量50キログラムから200キログラム程度の間詰石をそう入しており、被覆石の一部はすでに崩落している。

（303）同						
知夫郡西ノ島町美田港改修	西ノ島町	7,100,000	7,100,000	7,100,000	949,000	949,000

防波堤延長42メートルの新設にあたり、堤体取付部延長18メートル154立方メートルは配合比1：3：6のコンクリートで施行したこととしているが、実際は練直しおよびつき固めがきわめて不十分であったため内部に多くの空げきおよび砂利だけの層を生じており、コンクリートとしての強度が著しく低下している。

計		14,290,000	13,594,800	13,565,732	3,003,000	2,789,995 (29,068)
（304）山口県						
大島郡東和町白木港高潮対策（第2工区）	山口県	2,270,000	1,135,000	1,135,000	920,000	460,000

護岸延長272メートルの改良にあたり、胸壁コンクリート255立方メートルは配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際はうち上部157立方メートルはつき固めがきわめて不十分であったためモルタルと粗骨材とが分離して内部はほとんど粗骨材だけとなっており、コンクリートとしての強度が著しく低下している。

（305）香川県						
丸亀市青木港改修	丸亀市	9,413,000	9,413,000	9,413,000	972,000	972,000

防波堤延長158メートルの新設にあたり、擁壁コンクリート408立方メートルは配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際はうち内港側延長60メートル149立方メートルは練混ぜおよびつき固めがきわめて不十分であったためモルタルと粗骨材とが分離して内部に多くの空げきを生じており、擁壁コンクリートとしての強度が著しく低下している。

県名 工事	事業主体	工事費	左に対する国庫補助金	左のうち40年度までの交付済額	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額（うち41年度以降交付予定額中減額を要する額）
		円	円	円	円	円
（306）香川県						
木田郡庵治村久通 牟礼町 港局部改良	牟礼町	5,343,000	1,781,000	1,781,000	760,000	253,333
物揚場延長155メートルの新設にあたり、護岸の上部コンクリート373立方メートルは配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際はうち延長52メートル104立方メートルはつき固めが不十分であったため内部に多くの空げきを生じており、すでに各所にき裂を生じている。						
（307）同						
小豆郡土庄町馬越 土庄町 港地盤変動対策	土庄町	2,854,000	1,902,666	1,902,666	649,000	432,666
護岸延長111メートルの改良にあたり、被覆コンクリート196立方メートルは配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際はうち延長35メートル63立方メートルは水を多量に使用した配合の悪い粗悪なもので施行し、そのつき固めも不十分であったため内部に多くの空げきを生じており、被覆コンクリートとしての強度が著しく低下している。						
計		17,610,000	13,096,666	13,096,666	2,381,000	1,657,999
（308）愛媛県						
喜多郡長浜町長浜 港防波堤改修	愛媛県	1,686,100	674,440	674,440	1,686,100	674,440
防波堤延長49メートルの新設にあたり、上部コンクリート272立方メートルは配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際はつき固めが不十分であったため内部に多くの空げきを生じており、コンクリートとしての強度が著しく低下している。						
（309）福岡県						
大牟田市大牟田港 高潮対策（14工区の1）	福岡県	3,711,000	1,484,400	1,484,400	3,711,000	1,484,400
護岸延長142メートルの改良にあたり、基礎コンクリート51立方メートル、被覆およびかさ上げコンクリート436立方メートルはいずれも配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際は基礎コンクリートの全量および被覆コンクリートの下部171立方メートルは配合の悪い粗悪なもので施行したため容易に破砕される状況で、護岸としての強度が著しく低下している。						

県名 工事	事業主体	工事費	左に対する国庫補助金	左のうち40年度までの交付済額	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額（うち41年度以降交付予定額中減額を要する額）
		円	円	円	円	円
（310）長崎県						
壱岐郡石田村壱岐 空港整備	長崎県	9,328,000	9,328,000	9,328,000	1,207,000	1,207,000
滑走路等の整備にあたり、ぐり石張側溝延長1,112メートルはメートル当り粒径15センチメートル内外の割ぐり石0.24立方メートル総量267立方メートルを張り立て、目つぶしモルタル総量89立方メートルを施行したこととしているが、実際はぐり石の8割程度は規格外の大小不ぞろいなものを使用し、その敷並べが粗雑となっているばかりでなく、目つぶしモルタルも総量55立方メートル程度を施行したにすぎず、ぐり石張としての強度が著しく低下している。						
（311）同						
北高来郡飯盛町田 結港高潮対策	長崎県	20,597,784	10,298,892	10,298,892	1,213,000	606,500
護岸延長204メートルの新設にあたり、波返しコンクリート482立方メートルは配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際はうち延長102メートル174立方メートルはつき固めが不十分であったためモルタルと粗骨材とが分離して内部に多くの空げきを生じており、波返しコンクリートとしての強度が著しく低下している。						
（312）同						
南松浦郡玉之浦町 玉之浦港局部改良	長崎県	5,912,000	2,956,000	2,956,000	1,778,000	889,000
防波堤延長30メートルの新設にあたり、上部コンクリート219立方メートルは配合比1：3：6で施行したこととしているが、実際はつき固めが不十分であったなどのためモルタルと粗骨材とが分離して内部に多くの空げきを生じており、コンクリートとしての強度が著しく低下している。また、被覆捨石116立方メートル、同ならし184平方メートルを施行したこととしているが、実際は被覆捨石63立方メートル、同ならし111平方メートルを施行したにすぎないなどのため工事費277,000円相当額の出来高が不足している。						
（313）同						
佐世保市佐世保港 39年災害復旧および災害関連	佐世保市	2,030,000	1,288,378	1,288,378	547,000	346,479
護岸延長132メートルの復旧にあたり、被覆コンクリート200立方メートルは配合比						

県名 工事	事業主体	工事費	左に対する国庫補助金	左のうち40年度までの交付済額	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額（うち41年度以降交付予定額中減額を要する額）
		円	円	円	円	円
		1：3：6で施行したこととしているが、実際はうち延長96メートル73立方メートルはつき固めが不十分であったため内部に多くの空げきを生じているばかりでなく、一部には玉石を混入しており、被覆コンクリートとしての強度が著しく低下している。				
計		37,867,784	23,871,270	23,871,270	4,745,000	3,048,979
合計		77,801,884	54,105,769	54,076,701	16,813,100	10,365,006 (29,068)

(314)　災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体が施行する公共土木施設の昭和40年発生災害復旧工事の査定を了したもの(運輸省査定額5,982,858,000円)に対する検査は、査定額の比較的多かった青森ほか5県を選び、40年12月から41年4月までの間に、総工事数436箇所査定額3,435,083,000円のうち185工事1,409,245,000円について実施した。

その結果は、前記6県のうち5県において査定工事費の設計および積算が過大となっていると認められるものがあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、次表のとおり29工事32,448,000円(国庫負担金相当額23,639,000円)を減額是正する旨の回答があった。

類別 / 県	運輸省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費					
					設計過大		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円
青森	27	267,786	11	78,455			1	409	1	409
静岡	49	1,078,977	43	461,352			11	2,651	11	2,651
兵庫	155	1,099,241	44	150,881	2	139	2	186	4	325
香川	128	288,672	36	184,385	5	12,251	4	1,803	9	14,054
高知	31	495,762	22	468,868	3	14,230	1	779	4	15,009
合計	390	3,230,438	156	1,343,941	10	26,620	19	5,828	29	32,448

第9　郵　政　省

(郵政事業特別会計)

昭和40年度の収益総額は2736億8354万余円、これに対し損失総額は2781億1360万余円で、本年度欠損金44億3006万余円を計上しており、前年度において利益金26億5786万余円を計上していたのに比べると、事業収支の状況が著しく悪化している。しかして、上記欠損金は積立金を減額して整理することとしている。

このような事態を生じたのは、主として、前年度に比べ、事業収入において切手収入等の郵便業務収入の伸びが低下したため248億4604万余円増加したにとどまったのに対し、業務費において人件費が給与改定等により増こうしたため317億1181万余円増加したことによるものである。

検査の結果、別項記載のとおり、小包配達業務の運営について、41年11月、郵政大臣あて改善の意見を表示した(120ページ)ほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(物品の調達および管理について)

郵政省においては、郵便作業の合理化によって作業能率の向上とあわせて経費の節減を図るため種々の施策を講じているが、これに伴う物品の調達にあたって、実験用として保有しているものを試用すれば足りるのに、配備局も未定のまま重ねて郵便物自動選別機を購入したため有効に使用されていないもの、郵便差出箱用取集袋の購入に際し軽量かつ取扱が容易で使用目的からみても適当と認められる仕様の研究がなされていたのにこれを採用しないで高価な仕様のものを購入し、また、購入数量の決定も適切を欠いているもの、試用の結果使用に適さないことが判明していたのに重ねてポリプロピレン製は束糸を購入したため有効に使用されていないもの、郵便物計数はかりを購入した後その活用につき適切な指導を行なわなかったため有効に使用されてい

ないものが見受けられた。ついては、今後郵便作業の合理化に伴いこの種物品の調達の増加が予想されるので、その調達にあたっては、事前に十分検討のうえ購入計画を立てるとともに、その後の管理についても適切な処置をとるよう配慮の要があるものと認められる。

不当事項

不正行為

(315)
(320)　**職員の不正行為により国に損害を与えたもの**

(郵政事業特別会計)
(簡易生命保険及郵便年金特別会計)

戸倉ほか44郵便局で、昭和35年7月から41年6月までの間に、関係職員により繰替払現金等をほしいままに領得されたものが1事項5万円以上のもので45事項59,337,938円(うち41年9月末現在補てんされた額19,879,737円)ある。

これらは、上記各郵便局において、

(ア)　窓口事務担当の内務員が現金受払事務に従事中、通常郵便貯金等の預入金を受領しながらその全部もしくは一部について受入処理をしないで、または郵便貯金払いもどし金受領証、公務扶助料給与金受領証等を偽造して現金を領得したもの、

(イ)　貯金、保険担当の外務員が郵便貯金の集金および簡易生命保険保険料の収納事務等に従事中、定額郵便貯金預入金、簡易生命保険保険料を受領しながら受入処理をしないで、または局外で払いもどしを依頼された定額郵便貯金払いもどし金を預金者に交付しないで領得したもの、

(ウ)　特定郵便局長および同局長代理が、地方公共団体の収入役と共謀し、簡易生命保険及び郵便年金積立金の短期貸付に関する書類を偽造して郵政局長に提出し、これにより貸付金相当額を領得し、または特定郵便局長が定期郵便貯金の預入金を受領しながら受入処理をしないで領得したもの

などである。

郵便局における不正行為に対しては、本院において、37年10月、郵政大臣に対しその防止対策について改善の意見を表示しており、当局においてもその防止に努めてはいるが、なお上記のような事例、とくに不正行為期間が長期にわたるものおよび職員を指導監督する地位にある特定郵便局長の不正行為が跡を絶たないのは遺憾である。

前記45事項59,337,938円のうち1事項50万円以上で未補てんのものをあげると、次表のとおり6件47,537,189円(うち41年9月末現在補てんされた額8,411,863円)である。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額(41. 9.30現在)
		年 月	円	円
(315) 長野郵政局管内				
戸倉郵便局	特定郵便局長 柳沢某ほか1名	35. 7 から 40. 5 まで	36,000,000	5,052,369
(316) 金沢郵政局管内				
西浦郵便局	郵政事務官 本間某	36. 6 から 40. 8 まで	4,763,257	1,874,639
(317) 大阪郵政局管内				
堺郵便局	事務員 半野某	41. 2 から 〃 5 まで	1,465,649	1,000,000

柳沢某が特定郵便局長として、滝沢某が同局長代理としてそれぞれ勤務中、地方公共団体の収入役と共謀し、簡易生命保険及び郵便年金積立金の短期貸付に関する書類を偽造して郵政局長に提出し、正規の借入申込と誤信させて貸付の認可を受け、貸付金相当額を領得したものである。

(316)　金沢郵政局管内

西浦郵便局　郵政事務官　本間某　36. 6 から 40. 8 まで　4,763,257　1,874,639

同人が窓口で現金受払事務に従事中、定額郵便貯金もしくは通常郵便貯金預入金の預入報告をしないでもしくは少額にして、または通常郵便貯金払いもどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

(317)　大阪郵政局管内

堺郵便局　事務員　半野某　41. 2 から 〃 5 まで　1,465,649　1,000,000

同人が貯金課外務員として郵便貯金の募集および集金事務に従事中、定額郵便貯金預入金の預入手続をしないで、または局外で払いもどしを依頼された定額郵便貯金払いもどし金を預金者に交付しないなどの方法により領得したものである。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間 年月	不正行為金額 円	補てんされた額(41. 9.30現在) 円
(318) 熊本郵政局管内				
大分郵便局	出納員 郵政事務官 佐藤某	37. 5 から 40. 7 まで	969,581	0
	同人が貯金課窓口で現金受払事務に従事中、公務扶助料給与金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。			
(319) 同				
上穂北郵便局	出納員 郵政事務官 三谷某	40. 7 から 41. 3 まで	1,038,000	46,435
	同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金払いもどし金受領証を偽造して、または通常郵便貯金預入金の預入報告を少額にするなどの方法により領得したものである。			
(320) 仙台郵政局管内				
八森郵便局	出納員 郵政事務官 斉藤某	36. 9 から 41. 4 まで	3,300,702	438,420
	同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金等の預入金の預入報告をしないで、または通常郵便貯金払いもどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。			
計			47,537,189	8,411,863

改善の意見を表示した事項

小包配達業務の運営について

(昭和41年11月24日付41検第325号)

都市における郵便局の小包配達業務は、各郵便局に配備されている軽自動四輪車または軽自動三輪車に郵便局員が単独乗務して直営で実施するほか、運送業者に郵便物の運送を委託し、受託者の提供する郵便専用自動車に郵便局員が同乗して配達作業を実施しているが、従来1回の配達数量が多い場合には主として郵便専用自動車による請負によっていたものである。

しかして、昭和40年度中、名古屋、大阪両郵政局管内の23郵便局においては、小包配達をいずれも直営と請負とを併用して実施しているが、このうち名古屋東ほか16

郵便局についてみると、交通規制等に伴い請負配達区の区域が逐次縮小したため、請負配達区の郵便専用自動車の1両当りの1日の作業時間、走行粁程および配達個数の実績は直営配達区の軽自動車のそれと大差のないものとなっていることから、積載容量の大きい郵便専用自動車22両に代えて、単独乗務の軽自動四輪車により直営で業務を行なうこととしても支障がないものと認められ、しかも、前記各郵便局には、それぞれ相当数の運転免許取得者が勤務していて、服務の調整等の処置をとれば直営で実施することが可能な状況であり、いま、仮に軽自動四輪車を新たに購入して直営により作業を行なうこととすれば、郵便専用自動車22両分の年間請負料減額分約2560万円に対し、軽自動四輪車に要する経費1両当り年間約30万円としても22両分約660万円で足り、差引き年間約1900万円を節減することができることとなる。

このような事態を生じているのは、両郵政局において、前記各郵便局の小包配達業務の実態を把握していなかったことによるもので、これら各郵便局における小包配達業務については、できる限りすみやかにこれを直営に改める要があると認められる。

第10 労 働 省

不 当 事 項

保 険 (321)-(323)

(321) 労働者災害補償保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(労働者災害補償保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入
(款)雑収入 (項)雑収入

労働者災害補償保険事業における保険料の徴収の適否について、北海道ほか18労働基準局で、管内の503,259事業場のうち1.8%に当たる9,358事業場について保険料算定の基礎となる賃金総額を調査したところ、事業主の申告額が事実と相違しているのに調査が不十分であったため、保険料の徴収不足をきたしているものが北海道ほか16労働基準局において見受けられ、これを是正させたものが前記9,358事業場の4.1%に当たる385事業場で追徴金を合わせ9,934,451円あり、労働基準局ごとに集計すると次表のとおりである。

また、以上のほか、有期事業(事業の期間が予定される事業)にかかる保険料の徴収に関し、北海道ほか9労働基準局につき、国および地方公共団体等が昭和39年度中に発注した2,643工事について調査したところ、これら労働基準局において44工事はすでに工事が終了しているものであるのに徴収処置をとっていなかったので、注意したところ、保険料および追徴金1,857,138円の徴収決定を了した。

労働基準局	調査済納付義務者数	徴収不足			
		納付義務者数	保険料	追徴金	計
			円	円	円
北海道	1,266	39	1,032,086	103,192	1,135,278
岩手	167	18	380,980	32,949	413,929
秋田	170	10	136,850	13,679	150,529
群馬	303	19	431,785	43,169	474,954

労働基準局	調査済納付義務者数	徴収不足			
		納付義務者数	保険料	追徴金	計
			円	円	円
千葉	401	27	521,424	52,130	573,554
東京	1,529	51	2,301,506	230,127	2,531,633
神奈川	431	23	528,203	52,810	581,013
長野	264	8	69,568	6,953	76,521
岐阜	330	28	361,298	36,116	397,414
愛知	751	24	372,832	37,273	410,105
京都	467	8	267,797	26,776	294,573
大阪	1,666	64	1,058,372	105,812	1,164,184
兵庫	451	7	77,957	7,792	85,749
広島	479	37	509,394	50,927	560,321
香川	58	7	37,073	3,703	40,776
福岡	122	10	753,210	75,317	828,527
大分	82	5	195,812	19,579	215,391
合計	8,937	385	9,036,147	898,304	9,934,451

(322) 失業保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(失業保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入
(款)雑収入 (項)雑収入

失業保険事業における保険料の徴収の適否について、北海道ほか24都府県で、管内の401,959事業所のうち2.5%に当たる10,131事業所について保険料算定の基礎となる賃金総額を調査したところ、事業主の申告額が事実と相違しているのにその調査が不十分であったため、保険料の徴収不足をきたしているものが前記都道府県のすべてに見受けられ、これを是正させたものが調査済事業所の9.7%に当たる990事業所で追徴金を合わせ32,233,108円あり、都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

都道府県名	調査済納付義務者数	徴収不足			
		納付義務者数	保険料	追徴金	計
			円	円	円
北海道	1,191	92	1,684,644	218,350	1,902,994

都道府県名	調査済納付義務者数	徴収不足 納付義務者数	保険料	追徴金	計
			円	円	円
青森県	107	26	709,489	70,800	780,289
岩手〃	167	18	783,469	74,500	857,969
秋田〃	170	23	244,720	24,100	268,820
茨城〃	238	26	271,261	25,300	296,561
群馬〃	303	34	963,509	94,800	1,058,309
千葉〃	374	47	1,545,697	159,900	1,705,597
東京都	1,529	140	6,120,085	594,100	6,714,185
神奈川県	392	49	2,108,335	208,200	2,316,535
長野〃	172	31	409,024	38,100	447,124
岐阜〃	330	20	299,444	24,900	324,344
愛知〃	751	74	1,217,193	101,700	1,318,893
京都府	467	61	5,466,046	648,400	6,114,446
大阪〃	1,677	65	1,114,178	115,300	1,229,478
兵庫県	546	44	1,152,791	106,500	1,259,291
奈良〃	109	18	516,756	51,300	568,056
和歌山〃	160	24	439,684	43,400	483,084
広島〃	443	43	577,469	54,800	632,269
山口〃	279	35	480,159	42,600	522,759
香川〃	209	26	377,279	31,200	408,479
高知〃	118	18	115,190	8,100	123,290
福岡〃	122	32	2,112,295	203,700	2,315,995
大分〃	100	16	252,112	27,400	279,512
宮崎〃	74	7	60,495	6,300	66,795
鹿児島〃	103	21	214,034	24,000	238,034
合計	10,131	990	29,235,358	2,997,750	32,233,108

(323) 保険給付の適正を欠いたもの

(失業保険特別会計) (項)保険給付費

失業保険事業における保険給付の適否について、全国653箇所の公共職業安定所等のうち札幌公共職業安定所ほか226箇所で、一般失業保険の保険給付金受給者94,270人を調査したところ、受給者が再就職するなどして受給要件を欠いているのに被保険者資格取得届等の調査が不十分なまま、または離職証明書記載の賃金額が事実と相違しているのにその調査が不十分なまま保険給付金を支給したため、給付の適正を欠いたものが札幌公共職業安定所ほか100箇所で201人5,551,040円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

都道府県別	公共職業安定所等	受給者調査人員	保険給付の適正を欠いたもの 人員	保険給付の適正を欠いたもの 金額
		人	人	円
北海道	札幌ほか12箇所	7,250	27	190,490
青森県	青森ほか5箇所	4,117	27	1,115,240
岩手〃	盛岡ほか7箇所	4,080	13	106,180
秋田〃	秋田ほか5箇所	4,269	10	182,570
群馬〃	前橋ほか1箇所	48	2	79,880
千葉〃	千葉ほか1箇所	39	4	117,700
東京都	飯田橋ほか11箇所	15,441	25	1,575,400
新潟県	柏崎ほか1箇所	112	7	26,200
長野〃	上田ほか3箇所	230	4	106,460
岐阜〃	岐阜ほか1箇所	270	3	64,090
愛知〃	名古屋中ほか3箇所	2,507	6	81,040
京都府	京都西陣ほか1箇所	1,523	12	194,550
大阪〃	堂島ほか9箇所	7,997	17	556,920
兵庫県	神戸ほか6箇所	4,067	12	435,290
香川〃	高松ほか1箇所	97	2	30,480
高知〃	高知	16	2	66,690
福岡〃	福岡ほか11箇所	3,263	16	296,210
大分〃	三重	133	4	125,940
鹿児島〃	鹿屋ほか4箇所	538	8	199,710
合計		55,997	201	5,551,040

改善の意見を表示した事項

都道府県労働基準局および労働基準監督署における経理について

（昭和41年9月16日付41検第267号）

都道府県労働基準局および労働基準監督署（以下「局署」という。）について、昭和41年中、その経理を検査した結果、次のとおり適切を欠き改善の処置を要すると認められるものがある。

全国46労働基準局および管内労働基準監督署において、40年4月から41年6月までの間に、労働基準協会等の団体（以下「協会」という。）から調査費、研究費、協力費等として現金を受領したり、管内事業場に対し関係法規の解説書等の刊行物もしくは安全用品等の売りさばきをあっせんしまたは刊行物に掲載する広告を募集して手数料を受領したりする方法により68百万余円（39年度からの繰越額を含む。）を保有し、これを各種の会議に要する経費、職員の福利厚生のための経費、旅費、庁用の諸雑費等の支払に充てているものがある。このうちには、局署の業務に関連する会議に要する経費、事業場の指導調査に要する旅費、局署で使用する消耗品の購入経費等に充てたものがあり、これらはいずれも国費で支弁すべきものであるのに、上記のような取扱によったのは予算の制をみだすものであって処置当を得ないものと認められる。

このような事態を生じているのは、協会の事務所が局署の庁舎内にあったり、局署の職員が協会の経理事務に関与したりしていたため局署と協会との業務が混同される傾向があったこと、局署において適正に経理を執行する認識に欠けていたことなどから、安易に協会等から金員の提供を受けていたことによるものと認められる。このような取扱については、労働省においても各労働基準局長に対して前記のような資金を保有しないよう指示したところであるが、協会との関係等については従前から適正を期するよう数次にわたり指示していたにもかかわらずなお前記のような事態が生じていることにかんがみ、局署に対する指導、監督を強化するなどして、厳正な経理の執行を確保する要があるものと認められる。

また、労働基準監督署のうち37箇所において協会所有の折りたたみいすほか74品目824点を無償で使用しているものがあるが、これは監督官署における会計経理として処置が適切を欠くものである。このような事態については、労働省においても従前から是正するよう注意しているところであるのになお是正されていない状況であるので、局署に対する指導監督をさらに徹底するなど適切な処置をとる要があるものと認められる。

昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

失業対策事業の執行および経理について

失業対策事業の執行および経理について、事業の計画等の内容が水増しされていたり、設計上の配慮が足りなかったり、吸収人員、作業能率等について事実に反した実績報告および精算を行なっているなど適正を欠いていると認められたので、作業能率の基準について就労者の労働能力等を勘案して再検討を行ない、資材費補助金の交付について算定基準を定めこれによって適正な交付を行なうなど制度および運用の改善の方途を講じその適正を期するよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、労働省においては、作業能率の基準について、工事の分類およびそれぞれの作業歩掛率を実情に即するよう改訂し、これに基づいて適切な作業能率を定めるよう都道府県に指示し、また、資材費補助金は就労計画人員に一定額を乗じて算定交付することと改めるなどの処置を講じている。

第11　建　設　省

（一般会計）

（道路整備特別会計）

（治水特別会計）

昭和40年度歳出決算額は、一般会計4899億2177万余円、道路整備特別会計3419億0529万余円、治水特別会計1114億3984万余円で、そのおもなものは、一般会計においては揮発油税等財源道路整備事業費2122億7900万円、治水事業費751億0181万余円、道路整備事業費512億0836万余円、河川等災害復旧事業費395億6429万余円、道路整備特別会計においては道路事業費1955億4606万余円、街路事業費422億3905万余円、首都圏道路整備事業費389億8298万余円、北海道道路事業費382億8116万余円、治水特別会計においては河川事業費447億8329万余円、砂防事業費185億4522万余円である。

41年中、北海道開発局および各地方建設局が直轄で施行した道路改良、河川改修等の工事および地方公共団体が国から補助金等の交付を受けて施行した公共土木施設の建設、改良、災害復旧等の工事について検査を実施した結果、別項記載のとおり、直轄工事の施行が不良なもの（129ページ）、公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの（131ページ）が見受けられたほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

なお、災害復旧事業については、事業費査定の適否につき検査したところ、別項記載のとおり、査定額を減額させたもの（133ページ）がある。

（バイパス造成工事の施行について）

道路整備事業のうちバイパス造成工事（40年度事業費約234億円）は、混雑の著しい地域の交通の迅速化を直接の目的とするものであるから、緊急度の高い路線から順次

採択し、早期に完成し一般交通の用に供すべきものと思料されるのに、その採択および施行の実情をみると、毎年度多額の残事業があるのに予算規模に比べ新規に採択する路線が多いため、1路線当りの事業費が少額となり、その施行が全般的に長期化して供用の開始が遅れがちとなり、取得した用地のうちには長期にわたり遊休化しているものがあるなど投資効果が十分発揮されず不経済な事例が見受けられるので、新規路線の採択、着工後の予算の重点的使用などについて検討の要があると認められる。

不当事項

工　事

（324）
（↓326）

直轄工事の施行が不良なもの

（道路整備特別会計）（項）道路事業費
（治水特別会計）（治水勘定）（項）河川事業費

北陸、近畿両地方建設局で、工事の施行にあたり、監督および検査が当を得なかったため施行が設計と相違していて設計に比べて工事の効果が低下していると認められるものが次のとおりある。

（324）北陸地方建設局で、昭和40年7月、指名競争契約により株式会社藤田組に104,250,000円で請け負わせ施行した茶屋ヶ原第2道路工事は、41年3月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、扶壁式鉄筋コンクリート擁壁および2号海岸擁壁を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、一般国道8号線のうち新潟県直江津市茶屋ヶ原地先の道路延長1,068メートルを改良するもので、うち扶壁式擁壁延長30メートル141立方メートルは、設計書および仕様書によると、立方メートル当りセメント220キログラム配合の鉄筋コンクリートで施行することとなっているのに、実際はうち延長20メートル94立方

メートル（工事費1,682,278円）のコンクリートは、つき固めが不十分であったためモルタルと粗骨材とが分離した粗悪なものとなっていて空げきを生じており、扶壁式擁壁としての強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。また、2号海岸擁壁延長316メートルは、設計書および図面によると、基礎コンクリートの上部に法こう配1割、高さ3.28メートル、厚さ70センチメートルのコンクリート法覆工および波返工を施行しているものであるが、うち法覆工4箇所、延長200メートル（工事費5,056,314円）は、法覆工背後の盛土法面の転圧が不十分であったなどのため法覆工が傾斜し、法覆工の下部と基礎との間に1.5センチメートル程度の間げきを生じている状況で、波浪のためコンクリートの摩耗、浸食をはやめ破損のおそれがあり、海岸擁壁としての強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

（325）　近畿地方建設局で、昭和40年9月、随意契約により西松建設株式会社に11,650,000円で請け負わせ施行した天理第2改良その3工事は、12月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、法面保護工を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、一般国道25号線のうち奈良県天理市福住町地先において盛土区間の法面崩落防止工事を施行するもので、うち法面保護工延長6,283メートル27,912平方メートル（工事費9,645,239円）は、設計書および仕様書によると、末口直径7.5センチメートル、長さ1.5メートルまたは2メートルの杉丸太ぐい10,503本を0.6メートル間隔に打ち込み、さく高部分0.5メートルには竹しがらを組んで法面保護をすることとなっているのに、実際はくいは末口直径が6.0センチメートルに満たないもの、長さが1.4メートルまたは1.9メートルに満たないものなどが約44％使用されており、なかには末口直径が5.0センチメートル、長さが0.8メートル程度のものもあり、法面保護工としての強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

（326）　近畿地方建設局で、昭和40年12月、指名競争契約により株式会社木村組に12,700,000円で請け負わせ施行した田辺法覆工事は、41年3月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、護岸法わくの中詰コンクリートを設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、京都府綴喜郡田辺町大字田辺地先の淀川水系木津川左岸の護岸延長258メートルを改修するもので、うちコンクリート法わく工3,103平方メートルは、設計書および仕様書によると、鉄筋コンクリート格子わくに立方メートル当りセメント220キログラム配合の中詰コンクリートを厚さ10センチメートルで施行することとなっているのに、実際はうち1,615平方メートルの中詰コンクリート総量119立方メートル（工事費574,123円）は、練混ぜが不十分であったため粗悪なものとなっており、また、つき固めが不十分であったため空げきが多く、容易に破砕される状況で、中詰コンクリートとしての強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

補　助　金　(327)—(366)

（327）—（365）　公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

（一般会計）（組織）建設本省　（項）都市計画事業費　（項）河川等災害関連事業費　（項）河川等災害復旧事業費　（項）昭和40年発生河川等災害復旧事業費　（項）国土総合開発事業調整費　（項）昭和40年発生河川等災害関連事業費
（道路整備特別会計）（項）道路事業費　（項）北海道道路事業費　（項）首都圏道路整備事業費
（治水特別会計）（治水勘定）（項）河川事業費　（項）砂防事業費

地方公共団体が施行した公共土木施設の建設、改良および災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金（以下「国庫補助金」という。）は、道路整備緊急措置法（昭和33年法律第34号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）等に基づいて交付されるものである。昭和41年中、全国の工事現場84,418箇所のうち北海道ほか31都府県につきその9.4％に相当する8,007箇所（事業費157,000,839,311円、国庫補助金88,530,235,827円）を実地に検査したところ、国庫補助金の経理当を得ないと認められ国庫補助金を除外すべきことの判明したものが、北海道ほか23都県において、除外すべき額1工事10万円以上のもので53工事

33,181,149円あり、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると別表第3（260ページ）のとおり39件31,017,278円である。

公共事業関係国庫補助金の経理については、不当と認めた事例を毎年度の検査報告に掲記して注意を促し、また、40年、これら不当な事態の発生を防止するため適切な処置を講ずるよう改善の意見を表示したところ、建設省においては、事業主体に対し、工事の施行については業者の選定、工事の早期発注、監督、検査の徹底および適正な工事費の積算に留意するよう通達を発するなど指導の強化に努力の跡が見受けられる。しかしながら、なお上記のように不当な事例が絶えないことにかんがみ、今後一層指導監督の強化徹底を図るなど工事の適正な施行について配慮の要があるものと認められる。

いま、検査の結果不当な事項の態様について述べると、(ア)護岸および水路工事等において、練積石垣の胴込、裏込コンクリートの施行量が不足していたり、冬期間の施行であるのに養生が十分でなかったため凍結したりしているもの、締切、水替等が十分でなかったため底張コンクリートのモルタルと粗骨材とが分離しているものなどが21工事（国庫補助金9,549,798円）あり、(イ)道路の舗装工事において、路盤や基層、表層の厚さが設計に比べて不足したり、アスファルトコンクリート舗設の際温度の低下したアスファルト混合物を使用し転圧も十分でなかったなど施行管理が適切を欠いたりしたため舗装としての強度が低下しているものなどが15工事（国庫補助金15,275,722円）あり、(ウ)コンクリート擁壁工事において、根入れを全く施行していないもの、根入れが不足しているもの、配合の悪い粗悪なコンクリートで施行し、つき固めも十分でなかったものなどが9工事（国庫補助金3,073,526円）あり、(エ)鉄線じゃかご工事で詰石を規格外のもので施行しているものなどが8工事（国庫補助金5,282,103円）ある。

しかして、これらのうち設計に比べて強度が著しく低下していると認められるもののおもな事例を示すと次のとおりである。

1　山梨県韮崎市が2,696,000円（国庫負担金2,124,448円）で施行した八幡沢川40年災害復旧工事は、護岸延長568メートルを練積石垣834平方メートルで復旧したものであるが、実際は、うち354平方メートルは、設計に比べて築石の控が不足しているものがあるばかりでなく、冬期間の施行であるにもかかわらず養生が十分でなかったため胴込コンクリートが凍結しており、練積石垣としての強度が設計に比べて著しく低下している。（262ページ(338)参照）

2　熊本県が6,797,000円（国庫補助金3,398,500円）で施行した県道玉名長洲線舗装新設工事は、道路延長1,540メートル7,960平方メートルをアスファルトコンクリートで舗装するものであるが、上層路盤は、設計では砕石厚さ15センチメートルまたは10センチメートルで施行することとなっているのに、実際は、平均8.8センチメートルまたは7センチメートルを施行したにすぎないため、舗装としての強度が設計に比べて著しく低下している。（269ページ(360)参照）

3　青森県が1,162,000円（国庫負担金802,942円）で施行した県道酸ガ湯高田線39年災害復旧工事は、道路延長25メートルを復旧したものであるが、土留コンクリート擁壁25メートル120立方メートルは、設計では根入れ1.1メートルから1.5メートルで施行することとなっているのに、実際は、うち13メートルは根入れを全く施行していないため、擁壁としての強度が設計に比べて著しく低下している。（261ページ(331)参照）

（366）　災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

（一般会計）

地方公共団体が施行する公共土木施設の昭和40年発生災害復旧工事の査定を了したもの（建設省査定額103,931,970,000円）に対する検査は、査定額の比較的多かった北海道ほか18県を選び、40年12月から41年4月までの間に、総工事数46,745箇所査定額76,724,298,000円のうち11,212工事37,440,974,000円について実施した。

その結果は、場所打ちコンクリートで足りる護岸の天ばを練石張としたり、石積等

の裏込コンクリート量を必要以上に多く見込んだりしたなど設計が過大となっているもの、または準備工の仮締切費等を必要以上に過大に見込んだり、多量の土砂掘さくは機械を使用することとすべきであるのに人力で施行することとしたり、工事費の計算を誤ったりしたなどのため積算が過大となっているものがあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、前記19道県において次表のとおり857工事172,422,000円(国庫負担金相当額135,886,000円)を減額是正する旨の回答があった。これを道県別、態様別に示すと次表のとおりである。

道県別＼類別	建設省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費					
					設計過大		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円
北海道	2,333	6,870,403	1,198	3,803,357	4	416	145	37,791	149	38,207
新潟県	2,189	8,745,711	1,045	5,519,120	2	130	99	29,648	101	29,778
石川〃	956	1,286,296	464	764,520	1	161	25	1,947	26	2,108
福井〃	3,273	12,697,759	676	5,132,379	2	683	32	7,923	34	8,606
山梨〃	1,186	2,664,884	513	2,013,979			85	17,334	85	17,334
長野〃	2,490	4,741,220	572	2,295,710	2	87	26	4,499	28	4,586
岐阜〃	1,241	2,596,905	273	1,394,844	2	845	19	4,020	21	4,865
静岡〃	765	1,501,940	426	1,004,799	1	1,463	26	5,101	27	6,564
愛知〃	984	1,306,035	442	923,931	1	71	49	7,580	50	7,651
三重〃	2,473	2,753,491	601	1,443,329	6	808	36	11,981	42	12,789
滋賀〃	1,582	3,189,905	367	1,386,639			21	3,113	21	3,113
兵庫〃	6,846	6,527,279	820	2,360,406			21	3,369	21	3,369
奈良〃	2,461	2,949,757	613	1,285,100	4	506	28	2,910	32	3,416
和歌山〃	1,387	1,793,419	359	902,717	4	161	23	2,384	27	2,545
島根〃	4,776	4,189,271	446	1,416,500	7	1,201	40	6,763	47	7,964
岡山〃	3,239	4,172,063	347	1,838,040	8	1,208	43	8,880	51	10,088
広島〃	4,098	3,563,464	625	1,339,066	2	306	24	2,485	26	2,791
香川〃	1,363	1,550,965	455	689,114	6	601	34	2,708	40	3,309
熊本〃	3,103	3,623,531	970	1,927,424	1	107	28	3,232	29	3,339
合計	46,745	76,724,298	11,212	37,440,974	53	8,754	804	163,668	857	172,422

以上のほか、査定の時と状況が変化したため現場から近距離の地点で所要の骨材を採取することができるようになったり、または査定と関係なく別途に工事を施行中のため災害復旧工事として施行する要がなくなったりしたものを注意して減額是正させたものが、8工事8,864,000円(国庫負担金相当額8,073,000円)ある。

しかして、前記の是正させたもののうち、おもな事例を示すと次のとおりである。

1　設計が過大と認められるもの

静岡県磐田郡佐久間町県道天竜水窪線40年災害復旧は、査定額9,241,000円(国庫負担金6,163,747円)で道路延長92メートルを路側コンクリートブロック練積1,014平方メートルおよび天ば練石張670平方メートルで復旧することとしていたが、うち天ば練石張はこれに代えて厚さ30センチメートル程度のコンクリートを打設すれば足りるため、工事費1,463,000円(国庫負担金975,821円)が過大となっていた。

2　積算が過大と認められるもの

(1)　新潟県両津市河崎川40年災害復旧は、査定額95,208,000円(国庫負担金76,166,400円)で護岸延長4,577メートルを練積石垣4,964平方メートル、コンクリートブロック練積7,108平方メートル、河道掘さく9,843立方メートル等で復旧するもので、河道掘さく9,843立方メートルは人力により施行することとしていたが、うち5,906立方メートルは現地の状況からみて機械施行が可能であり、また、準備工の水替は大型の木樋を使用することとしていたが、河状からみて簡易な構造の小型木樋を使用すれば足りるなどのため、工事費6,236,000円(国庫負担金4,988,800円)が過大となっていた。

(2)　三重県鳥羽市桃取東海岸40年災害復旧は、査定額12,691,000円(国庫負担金10,152,800円)で護岸延長143メートルを復旧するもので、根固めコンクリートブロックは365個であるのに計算を誤って513個としたため、工事費3,128,000円

(国庫負担金2,502,400円)が過大となっていた。

昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

(1)　補助工事の施行および災害復旧事業費の査定について

建設省所管公共土木施設の建設、改良、災害復旧等の工事の施行については、事業主体の実施体制が十分でないなどのため工事の適正な施行を阻害していたり、工事費の積算が適切を欠いていたりする事例が見受けられ、また、災害復旧事業費の査定については、現地に適合した設計、積算の検討が十分に行なわれていないなどの不当な事例が見受けられたので、これらにつき適正な処置を講ずるよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、建設省においては、工事の施行については事業主体に対して業者の選定、工事の早期発注、監督、検査の徹底および適正な工事費の積算に留意するよう通達を発するとともに、工事監督員等の研修を強化し、また、査定については積算基準の一部改正を行なって機械施行に関するものを追加するなどの処置を講じている。

(2)　立体交差化工事等の実施について

道路と鉄道との立体交差化工事等について、その施行が遅延し投資効果を十分発揮していないと認められるものが多数見受けられたので、日本国有鉄道との間において事業計画等について相互に調整するとともに、実施部局においては相互に連絡調整の緊密化を図るなどして立体交差化工事等の促進に努めるよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、建設省においては、41年2月、41年度の事業計画等について日本国有鉄道と調整を行ない、実施部局においては逐次道路鉄道地方連絡協議会を設置するなどし、相互の連絡調整を密にして事業の促進を図っている。

しかして、立体交差化工事または既設立体交差施設の改良工事が遅延していた27箇所については、41年9月までに22箇所が完成している。

第7節　会計事務職員に対する検定

第1　出納職員に対する検定

昭和40年12月から41年11月までの間に、出納職員が現金を亡失した事実について所管庁から報告を受理し処理を要するものは繰越分を含め173件96,096,672円、その処理をしたものは159件44,332,707円で、その所管別内訳は次表のとおりである。

所管	報告受理		処理済	
	件	千円	件	千円
大蔵省	1	2,068	1	2,068
文部省	2	421	1	145
厚生省	2	3,622	1	3,394
郵政省	164	89,765	152	38,505
労働省	3	198	3	198
建設省	1	19	1	19
計	173	96,096	159	44,332

報告を受理し処理をしたもの159件44,332,707円のうち出納職員に弁償責任があると検定したものは郵政省の8件597,406円で、そのうち1件93,456円は出納職員の不正行為によるものであり、7件503,950円は出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによるものである。

第2　物品管理職員に対する検定

昭和40年12月から41年11月までの間に、物品管理職員が物品を亡失しまたは損傷した事実について所管庁から報告を受理し処理を要するものは繰越分を含め3,926件470,536,040円、その処理をしたものは3,919件468,044,857円で、その所管別内訳は次表のとおりであるが、弁償責任があると検定したものはない。

所管	報告受理		処理済	
	件	千円	件	千円
総理府	2,179	311,728	2,177	309,605
法務省	16	1,035	16	1,035
大蔵省	4	48	4	48
文部省	18	12,869	18	12,869
厚生省	10	3,845	10	3,845
農林省	229	52,141	229	52,141
通商産業省	4	142	4	142
運輸省	85	31,170	85	31,170
郵政省	1,204	21,168	1,200	21,078
労働省	3	4,217	3	4,217
建設省	174	32,169	173	31,892
計	3,926	470,536	3,919	468,044

報告を受理し処理をしたもののうち、総理府の金額が多いのは主として防衛庁において火災により備品を亡失したことによるものであり、また、農林省、運輸省および建設省において金額が多いのは主として火災または天災により食糧および備品を亡失しまたは損傷したことによるものである。

第3章　政府関係機関その他の団体の会計

第1節　決算の検査完了

政府関係機関名	決算額	
	収入	支出
	円	円
日本専売公社	502,852,709,681	367,030,255,681
日本国有鉄道		
損益勘定	637,178,449,159	656,033,995,458
資本勘定	386,034,762,866	385,745,538,467
工事勘定	329,818,323,061	331,176,436,998
日本電信電話公社		
損益勘定	484,255,146,662	481,363,784,450
資本勘定	393,418,076,675	375,282,299,425
建設勘定	358,995,741,214	356,333,690,214
国民金融公庫	20,696,592,493	19,539,591,788
住宅金融公庫	25,049,237,955	24,342,140,725
農林漁業金融公庫	22,638,711,799	21,882,296,719
中小企業金融公庫	26,950,925,816	24,543,728,955
北海道東北開発公庫	9,024,433,966	7,556,957,020
公営企業金融公庫	11,270,773,342	11,364,540,954
中小企業信用保険公庫	5,614,746,703	6,115,370,400
医療金融公庫	2,947,133,544	2,796,890,683
日本開発銀行	65,148,675,067	42,890,837,853
日本輸出入銀行	21,345,356,221	20,590,976,712
計	3,303,239,796,224	3,134,589,332,502

上記各政府関係機関決算額は、これを検査完了した。

第2節　各機関別の事項

第1　日本専売公社

(事業概要について)

昭和40年度におけるたばこの製造数量は1803億3406万余本、輸入数量は17億3894万余本で、その販売数量は1744億6169万余本金額4685億3259万余円、塩の受入数量は国内産塩84万余トン、輸入塩359万余トン(うちソーダ工業用自己輸入塩315万余トン)計444万余トンで、その販売数量は439万余トン金額302億0722万余円となっていて、前年度に比べると、販売数量ではたばこ100億3771万余本の増加で、塩は2万余トンの減少となっており、また、販売金額ではたばこ446億0101万余円、塩9億3288万余円の増加となっている。たばこの販売数量が前年度に比べて増加したのは、主として、フィルター付たばこのハイライト、ひびきおよびピースの売れ行きが伸びたことによるものである。

40年度における施設整備の状況についてみると、たばこ製造工場に除骨方式を導入するなど施設の整備拡充を行ない198億9335万余円を支出しており、同年度中8たばこ製造工場および7原料工場の工事を実施している。なお、同年度末における同方式導入工場は、たばこ製造工場41のうち10工場、原料工場24のうち8工場となっている。

(資金について)

昭和40年度の所要資金5360億2463万余円については、年度首資金在高15億1547万余円および事業収入等5025億0916万余円のほか資金運用部資金の借入金320億円を充当し、40億8699万余円を翌年度に繰り越している。

しかして、前記資金運用部資金の借入金は、40年度における前年度専売納付金の国庫納付のための資金に不足を生じたので、手元資金繰りをも考慮して新たに借り入れたもので、40年度末における残高は、前年度末が皆無であったのに対し320億円となっている。

(事業損益について)

昭和40年度の純利益は1951億7421万余円で、前年度の純利益1776億3404万余円に比べて175億4016万余円増加している。

たばこ事業の利益は1955億0199万余円で、前年度に比べて184億6871万余円増加している。また、塩事業の損益は前年度6億0076万余円の利益に対し、本年度は3億2778万余円の損失となっているが、これは主として、塩田等の災害が多かったため災害復旧事業に対する補助金の交付額が前年度に比べて増加したことによるものである。

専売納付金として国庫に納付した額は、前記純利益から40年度中における固定資産および無形資産の額の合計額の増加額159億0323万余円を控除した1792億7097万余円で、一般会計収納済歳入額の4.7%を占めている。これを前年度に比べると141億2413万余円の増加となり、予定額に比べると149億8701万余円の増加となっている。

また、専売納付金に都道府県および市町村に納付したたばこ消費税1171億4413万余円を加算すると、国および地方公共団体に納付した額は2964億1510万余円となり、これを前年度における専売納付金1651億4683万余円、たばこ消費税1056億4154万余円計2707億8838万余円に比べると256億2672万余円の増加となっている。

第2 日本国有鉄道

(事業損益について)

昭和40年度における損益は、営業損益において損失1229億8384万余円、営業外損益において損失859万余円であって、合計1229億9243万余円の純損失となり、これを前年度の営業損失323億2120万余円、営業外利益23億0214万余円差引300億1905万余円の純損失に比べると、営業損益において906億6264万余円の損失の増加、営業外損益において23億1073万余円の利益の減少、純損益において929億7338万余円の損失の増加となっている。

営業損益において前年度に比べ損失が増加したのは、41年3月5日に平均25%の運賃値上げを行なったが、旅客において輸送量が5.9%、収入が424億3848万余円11.4%それぞれ増加したにとどまり、貨物において輸送量が4.2%、収入が107億6106万余円5.1%それぞれ減少したことなどにより、営業収入において338億6524万余円5.6%の増加にとどまったのに対し、一方、営業経費において減価償却費、人件費、利子及び債務取扱諸費等の増加により1245億2789万余円19.6%の増加となった結果によるものである。営業経費のうち減価償却費は1361億7131万余円で、前年度に比べて373億3587万余円37.7%増加しているが、これは、従来の固定資産の耐用年数は、30年4月、法人税法の規定に準拠して定められたものであるが、近年、資産の陳腐化等の現象が著しくなり、法人税法の耐用年数もこの間2度にわたり改正されている状況から、日本国有鉄道においても、40年度において、一般の固定資産については法人税法の規定に準拠し、また、電気保安設備等早期に陳腐化することが見込まれるものについてはその特性を考慮して耐用年数をそれぞれ短縮したことなどによるものである。

(資金について)

昭和40年度の所要資金1兆2607億3144万余円については、年度首資金在高318億8509万余円および事業収入6443億9569万余円のほか、債券発行による収入金2526億6569万余円、資金運用部資金の借入金405億円および簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金30億円等計5844億5065万余円を充当し、277億4966万余円を翌年度に繰り越している。

しかして、40年度末における長期借入金および債券発行残高は1兆1101億7590万余円で、前年度末の8313億0852万余円に比べて2788億6738万余円の増加となっており、40年度中の利子負担額は633億3957万余円で、前年度の520億4972万余円に比べて112億8985万余円の増加となっている。

(工事について)

昭和40年度の修繕費および工事経費の支出済額は、989億8192万余円および3311億7643万余円である。

工事経費についてみると、40年度は第3次長期計画の初年度に当たり、39年度をもって打ち切った第2次5箇年計画(実績額9498億円、進ちょく率70%)の残事業費を含め総額2兆9720億円で46年度までに通勤輸送の改善、幹線輸送力の増強および保安設備の強化等を図ることとなったことに伴い、その支出済額は前年度に比べて線路増設費、停車場設備費等の諸設備費において738億7322万余円、車両費において389億5914万余円、電化設備費において192億5869万余円等計1345億0212万余円が増加したのに対し、一方、東海道幹線増設費においてほとんどの工事が前年度までに完了したことにより625億8591万余円が減少し、差引719億1620万余円の増加となっている。なお、支出予算現額3526億8081万余円に対して208億5002万余円を翌年度に繰り越し、6億5435万余円を不用額としている。

(資材の調達管理について)

昭和40年度における貯蔵品の購入額は、2184億0014万余円で、前年度の1719億3664万余円に比べて464億6349万余円の増加となっているが、これは主として、従

来、貸借料を支払って車両製作会社等から借り入れていた車両の購入額が321億4180万余円に上ったことによるものである。また、40年度末残高は324億0138万余円で、前年度末の336億8706万余円に比べて12億8568万余円減少しており、その回転率を石炭および車両を除いた一般貯蔵品についてみると3.87回となっていて、前年度の4.15回に比べて低下している。

検査の結果、別項記載のとおり、保守用踏切舗装工事の施行にあたり計画当を得ないため不経済となっているもの（145ページ）、舗装工事の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの（146ページ）、アーマーロッドの購入にあたり不必要なベリリウム銅粉を塗布させることとしたため不経済となっているもの（147ページ）があり、また、自動信号化等工事に伴う撤去機械信号機器の活用について、昭和41年11月、日本国有鉄道総裁あて改善の意見を表示した（149ページ）ほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

（交流電化に伴う通信設備の誘導支障補償について）

東北、北陸および鹿児島各本線の交流電化に伴い交流電流が鉄道線路に近接した日本電信電話公社（以下「電電公社」という。）の通信設備に誘導支障を及ぼすので、これを改修するための補償費を電電公社に支払っているが、補償額の算定についてみると、電電公社では改修工事実施の際あわせて回線数を増加する改良を行なう場合が多いが、このような改修工事を施行する場合の補償額算定にあたり、主要材料費については既設、新設両設備の心線数の比によって負担割合を決定し、その他の材料および労務費等はすべて日本国有鉄道側で負担することとしたり、電電公社が行なう改良計画と関係なく、既設設備を在来の規模、位置で改修する場合に要する工事費を算定してこれを負担することとしたりしているなど補償額の算出が区々となっており、また、交流電化工事の実施について電電公社当局との連絡協議が適切に行なわれなかったため、電化による誘導支障が発生することとなる箇所に電電公社の通信回線が増設され、その完成後間もなくこれに対しても別ルートに移転するための補償を行なう必要を生ずる結果となったものも見受けられた。

よって、今後交流電化工事は年々その工事量が大幅に増加する傾向にあることにかんがみ、誘導補償を要する場合も多数発生することも予想されるので、補償について、合理的な基準を設けるとともに、交流電化工事の実施について電電公社との間の連絡協議を一層緊密に行なう要があると認められる。

不当事項

工事　（367）（368）

（367）　保守用踏切舗装工事の施行にあたり計画当を得ないため不経済となっているもの

（損益勘定）（項）修繕費
（工事勘定）（項）東海道幹線増設費

日本国有鉄道東海道新幹線支社東京保線所で、昭和39年12月、指名競争契約により潤生興業株式会社ほか3会社に東海道幹線矢上ずい道入口ほか3箇所通路踏切新設工事ほか3件の同種工事を計40,824,946円で請け負わせ、40年4月から6月までの間にしゅん功しているものがあるが、保守作業の実態等を考慮することなく施行したため、踏切の舗装はほとんど使用されないまま工事費約170万円をもって解体撤去されている状況である。

本件工事は、機動力のある保守用車両を通行させるため、本線外側に沿った保守用通路とずい道の中央にある保守用通路とをずい道出入口で連絡させる59箇所の踏切を鋼製わくに角材を敷き並べた幅3.37メートル、長さ12.2メートルの長方形の踏板で舗装したものであるが、踏切舗装は、これを通行する保守用車両が実用化されていないためほとんど利用されないうえ、軌道整備の作業を行なうのに支障となるため、工事しゅん功後間もなく40年6月から41年8月ごろまでの間にすべてこれを撤去し、

線路わきなどに仮保管している状況である。

しかして、39年10月の東海道新幹線開業前、名古屋、大阪両幹線工事局で施行した保守用通路踏切20箇所は、前記同様の理由で、開業後間もない39年10月から11月ごろまでに全部撤去されている状況であって、本件工事を施行しても同様な結果となることが容易に判明し得たものであるから、工事の計画にあたっては、保守作業の実態を考慮し、軌道の安定と保守用車両の実用化をまって設計、施行するなどの処置をとるべきであったのに、新幹線建設当時参考として考えられていたものを漫然とそのまま採用して実施したため、しゅん功後間もなくすべて撤去するような不経済な結果となったものと認められる。

(368)　舗装工事の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの

(工事勘定)(項)諸設備費

日本国有鉄道下関工事局で、昭和40年7月、指名競争契約により株式会社藤田組に博多港コンテナ設備新設土工その他工事を21,771,321円(当初契約額15,200,000円)で請け負わせ施行しているが、機械施行が可能な切取等を人力で施行することとして積算したなどのため予定価格が過大となり、ひいて工事費が約260万円高価となっていると認められる。

本件工事は、博多港駅の一部を改良して、コンテナを取り扱うことができる施設とするものであって、その大部分はコンクリート舗装を施行して地平積卸場を新設する工事であるが、その予定価格についてみると、

(ア)　旧貨物積卸用低床ホームの切取1,212立方メートルおよび舗装新設のための根掘り1,411立方メートルは、人力で掘さくし、ベルトコンベヤによりダンプトラックに積み込むものとして計2,657,637円と積算しているが、本件工事の施行現場は障害物のない平地で、トラクタショベル等による機械施行が可能であるから、人力施行より有利な機械施行によるのが適切であったと認められる。

いま、仮に切取等をトラクタショベルで施行するものとして、日本国有鉄道の積算基準により計算すると1,034,600円となり、当局の積算額はこれに比べて1,623,037円過大となっている。

(イ)　コンクリート舗装に使用するスチールリング26,305個は、高さ8ミリメートル、内径530ミリメートルのものを使用することとして1個当り50円として1,675,208円と積算しているが、本件スチールリングは製作会社の価格表によると1個30円のものであるのに、誤って内径は同じであるが高さが11.5ミリメートルのものの価格を採用したものである。

いま、仮にスチールリングの価格を1個当り30円として計算すると1,005,125円となり、当局の積算額はこれに比べて670,083円過大となっている。

(ウ)　路盤およびコンクリート舗装に使用する砂、切込砂利等3,300立方メートル、生コンクリート880立方メートル計4,180立方メートルは取卸場所から敷きならし箇所まで平均5メートルおよび10メートル小運搬するものとして立方メートル当り0.07人から0.1人を見込み、小運搬費488,025円と積算しているが、砂、切込砂利等の材料は直接敷きならし箇所まで搬入することができ、また、生コンクリートは直接アジテータトラックから打設することができるものであるから、小運搬費は積算する要がないものと認められる。

以上各項により工事費を修正計算すると19,083,043円となり、本件工事費はこれに比べて約260万円高価となっていると認められる。

物　　件

(369)　アーマーロッドの購入にあたり不必要なベリリウム銅粉を塗布させることとしたため不経済となっているもの

日本国有鉄道関東地方資材部ほか3箇所(注)で、昭和40年9月および10月、公開競争契約または公開競争後の公正協議による契約により古河電気工業株式会社ほか2会社

からアーマーロッド21,410組を単価2,830円総額60,590,300円で購入しているが、不必要なベリリゥム銅粉を塗布させることとしたため、約640万円が不経済となっていると認められる。

本件アーマーロッドは、径3.7ミリメートルの丹銅線10本をより合わせたもので、新幹線電車線のちょう架線が支持箇所で断線したとき、その垂下を防止し、兼ねて一時的にちょう架線の代用をさせるためちょう架線に巻きつけておくもので、東海道新幹線支社が40年8月その仕様書を定めるにあたっては、前記古河電気工業株式会社に依頼して、ベリリゥム銅粉を塗布しないもので引張試験等を行ない、その結果により機能を十分満足するように材質、巻きつけ部分の長さおよび引張強度等の仕様を決定しているものである。

しかしながら、前記各購入箇所における購入の実情をみると、いずれもは持力を増大し導電率を良好にするため必要であるとしてアーマーロッドのちょう架線との接触面の一部に、前記仕様書に規定されていないベリリゥム銅粉を塗布させることとしその塗布経費1組当り306円を積算したうえこれを購入しているが、前記のとおり所定の仕様のもので十分その用に足りるとしているものであり、本院で、当局に対し、その現品について調査を依頼した結果によっても、ベリリゥム銅粉を除去したものはは持力は、前記仕様書の所定値である引張荷重2トンを上回るばかりでなく、ちょう架線の強度に近い4トン程度にも耐えるものであり、また、その導電率はベリリゥム銅粉を塗布したものとの間に差違がないものであるから、ベリリゥム銅粉を塗布させる必要はなかったものと認められるのに、その必要性について十分検討を行なわないまま前記仕様書に規定されていない不必要なベリリゥム銅粉の塗布を行なわせて購入したのは処置当を得ない。

いま、仮にベリリゥム銅粉を塗布しないものを購入したとすれば、1組当り価格は2,530円となり、総額では54,167,300円となって、本件購入価額に比べて約640万円を節減することができたものと認められる。

(注)　関東、中部、関西各地方資材部、静岡資材事務所

改善の意見を表示した事項

自動信号化等工事に伴う撤去機械信号機器の活用について

(昭和41年11月16日付41検第318号)

日本国有鉄道においては、安全輸送を確保するなどの目的で信号の自動化等を図るため、昭和40年度中に全国25線において現在使用している機械信号機を撤去して新たに電気信号機を設置する工事を約31億円で実施しているが、同工事に伴って撤去された機械信号機等の機器の処置をみると、各電気工事局、新潟支社および旭川ほか8鉄道管理局においては、一部を再使用しているだけで、その大部分を廃用品としており、このうちには、再使用可能として整理しながら、発生した地域限りでさしあたり使用の見込がないとして廃用品としたものも相当数含まれている状況である。

他方、各電気工事局、鉄道管理局等においては、機械信号機を新設しまたは取り替える場合は、資材局および各地方資材部に対して本件撤去機器とほとんど同規格のものの調達を要求しており、その調達金額は40年4月から41年5月までの間に約6億9000万円(うち40年度分約5億8000万円)に達しており、また、このほか、工事の実施にあたり、これら信号機器を請負業者持ちとしているものも多数見受けられる実情である。

しかして、機械信号機の主要機器は堅ろうで、かつ、簡易な構造のものが多いのであるが、会計実地検査の結果、本件撤去機器のうちに残存耐用年数の長いものが多数あり、また、前記のように再使用可能として整理していた事例や現に再使用している事例が見受けられたことにかんがみ、本件廃用品とした撤去機器のうちに再使用してなんら支障のないものが多数あったと認められるので、機械信号機を新設しまたは取り替える場合には、これら撤去機器の活用を十分図るべきであったと認められるの

に、ほとんどの場合新品を設置している状況である。

このような事態を生じているのは、本件撤去機器等については、電気工事局、鉄道管理局等地方機関または現業機関の長限りで運用する体制となっているため、電気工事局、鉄道管理局等相互間または支社相互間における広域運用が行なわれがたいことによるものと認められる。

ついては、第3次長期計画において電気信号機新設工事が大幅に計画され、機械信号機のほとんどは数年の間に逐次電気信号機に取り替えられることとなっているので、今後新設しまたは取り替える機械信号機も短期間で撤去されることとなるものが多いと予想されることにかんがみ、今後機械信号機を新設しまたは取り替えるにあたっては、再使用可能と認められる撤去機器を設置することが適当な場合が多いと認められるから、撤去機器の広域運用を行なう体制の整備を図るなど適切な処置を講じ、極力活用を図る要があると認められる。

昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

（1） ケーブル埋設工事における労務費の積算等について

ケーブル埋設工事については、掘さく、埋めもどしおよび敷設の労務人工数等の積算基準について実情に即した改訂を図るなどして予定価格の適正を期し、また、踏切警報機新設工事のケーブル敷設工事については、関連のある同種ケーブル敷設工事との重複施行を避けるなどして工事費予算の効率的使用を図るよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、日本国有鉄道においては、ケーブル埋設工事については、他の同種作業の歩掛りおよび工事の実情を考慮するなどして掘さく、埋めもどしおよび敷設の基本歩掛りを改訂し、また、踏切警報機新設工事については、工事計画を早期に樹立するとともに、できるだけ線区別に集中的に施行してケーブルの重複施行を避けるなどの処置を講じている。

（2） ずい道工事における工事費の積算について

ずい道工事における工事費の積算について、覆工コンクリートにおける骨材の配合割合の決定、巻厚変更の場合の単価の算定、掘さく支保工の矢板および軌道用移動式分岐器の種類の選定が施行の実情にそわないため積算基準を改めるなどして実態に即した積算を行なうよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、日本国有鉄道においては、機械施行する場合の覆工コンクリート用骨材については、実情を調査検討し標準的な所要量を定め、覆工コンクリートの巻厚を変更する場合の単価については、固定費部分を別に区分したコンクリート単価にするなど適切なものとするよう改め、支保工の矢板には雑木の使用を考慮し、また、ずり運搬等軌道用の移動式分岐器については、実情を調査して積算の標準を定めるなどの処置を講じている。

（3） 道路と鉄道との立体交差化工事について

道路と鉄道との立体交差化工事等について、道路管理者との協議の渋滞によりその施行が遅延し改良済道路が未供用となるなど不経済な事態を生じているものが多数見受けられたので、事業計画等について相互に調整し、必要に応じて協議の基準としている現行基本協定について費用負担の割合および負担方法を検討するとともに、実施部局においては相互に連絡調整の緊密化を図り、また、地方公共団体の管理する道路にかかるものについては協議の体制を整備するなどして、立体交差化工事等の促進に努めるよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、日本国有鉄道においては、41年2月、昭和41年度踏切立体交差化計画の旧一級国道関係について建設省との間に事前調整を行ない、実施部局においては逐次道路鉄道地方連絡協議会を設置して双方および部内の連絡調整を緊密化して事業の促進を図っており、基本協定については費用負担の割合およびその方法ならびに現状に即していない事項について検討中である。また、地方公共団体の管理する道路にかかるものについては、当該団体の財政事情を勘案して日本国有鉄道の事業計画を調整するなどの処置をも講じている。

しかして、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）の規定に基づき早期に立体交差化する必要があるとして指定された踏切道のうち39年度末未完成であった178箇所については41年9月までに51箇所が完成している。

第3　日本電信電話公社

（事業損益について）

昭和40年度における損益は、営業損益において利益392億1533万余円、営業外損益において損失40億2253万余円であって、差引351億9279万余円の純利益となり、これを前年度の純利益612億8151万余円に比べると260億8871万余円の減少となっている。

このように、純利益が前年度に比べて減少したのは、営業損益において電話収入等収益の増加が、減価償却費、労務費、利子及び債券取扱費等費用の増加に伴わなかったことおよび営業外損益においては財産除却等に伴う費用が増加したことによるものである。

営業損益を電話および電信事業別にみると、電話事業では、収入は4645億8267万余円、費用は3938億4026万余円で、差引707億4241万余円の利益となり、前年度に比べて183億3629万余円の利益減少となっており、電信事業では、収入は196億7246万余円、費用は511億9954万余円で、差引315億2707万余円の損失となり、前年度に比べて45億7763万余円の損失増加となっている。

（資金について）

昭和40年度の所要資金6918億9442万余円については、年度首資金在高130億2935万余円、事業収入等4970億0858万余円、債券発行による収入金1778億5648万余円、資金運用部資金の借入金40億円を充当し、93億6667万余円を翌年度に繰り越している。

しかして、40年度末における長期借入金および債券発行残高は8672億4750万余円で、前年度末の6721億5685万余円に比べて1950億9065万余円の増加となっており、40年度中の利子負担額は274億0910万余円で、前年度の199億0890万余円に比べて

75億0019万余円の増加となっている。

(建設工事について)

昭和40年度における建設勘定の支出予算現額は、3763億1468万余円、支出済額は3563億3369万余円で、199億8099万余円を翌年度に繰り越しており、前年度の支出済額2944億5184万余円に比べて618億8184万余円増加している。

40年度の建設工事においては、年度内に完了予定のものを加入電話の増設107万余、公衆電話の増設3万余個、電話局の建設225局、市外局の建設7局、市外電話回線の増設427万キロメートルおよび電報中継機械化1局としていたが、実績は前年度からの繰越分を含めて、それぞれ106万余、2万余個、218局、9局、436万余キロメートルおよび3局となっており、40年度末における加入電話自動化率は84%となっている。

なお、加入電話申込積滞数は40年度末187万余で、前年度末の161万余に比べて25万余増加している。

(資材の調達管理について)

昭和40年度における貯蔵品購買費支弁による物品の購入額は2005億4488万余円で、建設工事量の増大を反映して前年度の1836億9000万余円に比べて168億5487万余円の増加となっており、また、40年度末貯蔵品残高は113億1767万余円で、前年度末の120億8611万余円に比べて7億6843万余円減少している。なお、貯蔵品在庫回転率は4.87回となっていて、前年度の5.42回に比べて低下している。

検査の結果、別項記載のとおり、地下管路工事の土留工の積算にあたり工事単金の適用を誤ったため工事費が高価と認められるもの(155ページ)、ケーブル埋設工事の土砂入替が設計と相違しているもの(156ページ)があり、また、工事用図面等のトレース、青写真朱入れおよび青写真焼付の請負契約について、昭和41年11月、日本電信電話公社総裁あて改善の意見を表示した(158ページ)。

不当事項

工　事　(370)(371)

(370) 地下管路工事の土留工の積算にあたり工事単金の適用を誤ったため工事費が高価と認められるもの

(建設勘定)　(項)電信電話施設費

日本電信電話公社近畿電気通信局滋賀電気通信部で、昭和40年7月、指名競争契約により昭和電気建設株式会社に甲西局区内市内舗装先行工事(土木)を27,420,000円(当初契約額24,100,000円、ほかに支給材料14,849,000円)で請け負わせ施行しているが、地下管路の布設に伴う土留工の積算にあたり工事単金の適用を誤ったため予定価格が過大となり、ひいて工事費が約230万円高価となっていると認められる。

本件工事は、滋賀県甲賀郡甲西町の町道が舗装されるので、これに先行して地下管路(2条から8条まで)亘長4,805メートルを施行するものであるが、その予定価格27,507,000円についてみると、このうち地下管路2条亘長1,364メートルおよび同5条亘長2,174メートルの布設に伴う土留工事は、掘さく全延長の70%に4分の1土留工(切取法面を部分的に矢板で覆う簡易な土留工)を施行するものとし、100メートル当り工事単金を2条布設116,818円、5条布設133,005円として計算した8,851,957円に、運搬費32,194円を加えて8,884,151円を直接工事費として積算している。

しかしながら、上記工事単金は完全土留工(切取法面全部を矢板で覆う土留工)を施行する場合の単金であって、4分の1土留工の場合の工事単金は100メートル当り2条布設35,696円、5条布設40,643円にすぎないものであるのに、本件積算は誤って完全土留工を施行する場合の工事単金によったもので処置当を得ない。

いま、仮に上記適正な工事単金により工事費を修正計算すると、土留工事の直接工

事費は6,766,339円、総額は25,082,120円となり、本件工事費はこれに比べて約230万円が高価となっていると認められる。

(371)　ケーブル埋設工事の土砂入替が設計と相違しているもの

(建設勘定)　(項)電信電話施設費

日本電信電話公社信越電気通信局で、昭和40年2月、随意契約により日本通信建設株式会社に新潟、新津間市外施設整備工事(線路、土木)を59,770,000円(当初契約額30,700,000円、ほかに支給材料92,867,251円)で請け負わせ、41年1月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、ケーブル埋設に伴う土砂入替を設計と相違して施行したため工事費約325万円相当額の出来高が不足しているばかりでなく、契約更改にあたり契約金額増減の基礎となる工事量の算定を誤ったため工事費約63万円が過大に支払われた結果となっている。

本件工事は、新潟、新津間に地下管路亘長133メートル、管路ケーブル6,509メートル、直埋ケーブル亘長15,996メートル、マンホール21個を新設するものであるが、このうち、直埋ケーブル15,035メートルおよびマンホール18個の新設に伴う土砂入替工事についてみると、

(1)　新潟市道における直埋ケーブル亘長3,190メートルについては、道路面から深さ90センチメートルまたは110センチメートルを山砂または切込砂利に入れ替えて埋設するものであるが、実地検査の際15箇所について調査したところ、

(ア)　2,375メートルは掘さく土の全量を山砂に入れ替えることとなっているのに、実際は、1,938メートルは掘さく土をそのまま埋めもどし、436メートルは下部に掘さく土をそのまま埋めもどし、上部34センチメートルから35センチメートルを切込砂利で施行しており、施行が設計と相違している。

(イ)　残りの814メートルは、土質が悪いので、下部を山砂に上部50センチメートルを切込砂利に入れ替えることとなっているのに、実際は、494メートルは掘さく土をそのまま埋めもどし、320メートルは下部に掘さく土をそのまま埋めもどし、上部に切込砂利37センチメートルから40センチメートルを施行しており、施行が設計と相違している。

(2)　新津市道(私道を含む。)における直埋ケーブル亘長3,468メートルについては、道路面から深さ50センチメートルは切込砂利に入れ替えることとなっているのに、実地検査の際9箇所について調査したところ、実際は、うち1,172メートルは深さ24センチメートルから42センチメートルを施行したにすぎず、設計に比べて平均16センチメートル不足している。

(3)　亀田町道および亀田農道における直埋ケーブル亘長8,004メートルについては、道路面から深さ50センチメートルは切込砂利に入れ替えることとなっているのに、実地検査の際6箇所について調査したところ、実際は、深さ24センチメートルから40センチメートルを施行したにすぎず、設計に比べて平均18センチメートル不足している。

以上各項により、工事費約325万円相当額の出来高が不足している。

また、新津市道における直埋ケーブル亘長3,468メートルについては、下部に掘さく土を埋めもどし、上部は切込砂利に入れ替えることとして施行しているのに、契約更改にあたり、誤って下部を山砂に入れ替えることとして計算したため、工事費約63万円が過大に支払われた結果となっている。

不正行為

(372)　職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの

日本電信電話公社九州電気通信局長崎電気通信部佐世保電報電話局で、昭和40年6月から10月までの間に、出納員和田某により電信電話債券引受代金および電信電話債券をほしいままに領得されたものが現金235,680円、債券81枚評価額2,036,080

円計2,271,760円(うち41年9月末現在補てんされた額251,760円)ある。

本件は、同人が同電報電話局加入課第2加入係長として現金出納および電信電話債券取扱事務に従事中、債券引受代金を受領しながら受入手続をしないで、または保管中の債券を領得したものである。

改善の意見を表示した事項

工事用図面等のトレース、青写真朱入れおよび青写真焼付の請負契約について

(昭和41年11月24日付41検第326号)

日本電信電話公社の本社、各電気通信局および各電気通信部等では、建設工事に使用する図面等のトレース、青写真朱入れおよび青写真焼付の大部分を部外に請け負わせており、その数量および金額は、昭和40年度においてトレース31万枚約1億1600万円、青写真朱入れ134万枚約1億3900万円、青写真焼付3264万枚約2億7500万円総額約5億3100万円となっている。

上記のうち、

(1)　トレースは工事の設計図面等の元図をトレーシングペーパーに透写するものであり、青写真朱入れは青写真の図面に新設部分等の工程を朱書きするものであるが、これらの方法についてみると、近年製図用の鉛筆および感光紙等が良質となり、鉛筆によっても青写真が鮮明となりその使用上なんら支障がなく、これによれば、訂正も容易であり、価格も墨入れによった場合に比べて一般に相当低価となるにもかかわらず、格別の必要もないのに大部分のものを墨入れによることとしている。

(2)　トレースおよび青写真朱入れの契約価格についてみると、図面の寸法、作業の所要時間等によってこれを決定しているが、図面等の内容に大差がなく、所要時間が同程度と認められるものの間においても、その単価に著しい開差を生じている。

(3)　青写真焼付はトレーシングペーパーに透写した原図を感光紙に複写して工事用図面等を作成するものであるが、この図面等の契約寸法についてみると、近畿電気通信局等では16段階に細分しているのに対し、東海電気通信局等では4段階に区分しているにすぎないなど寸法の区分が区々となっており、なかには必要以上に大きな寸法で焼付させているものが相当見受けられる。

(4)　青写真焼付の契約価格についてみると、各部局とも作業内容、使用材料については同様の条件で契約するものであるのに、同一寸法のものの間においても、たとえば四六判全判の場合、関東電気通信局では27円であるのに対し九州電気通信局では41円50となっているなど著しい開差を生じている。

このような事態を生じているのは、複写関係の機器、材料の進歩改良に対応した経済的な作業方法についての検討が足りなかったり、作業の所要時間を判定する基準を設けていなかったり、仕様および契約価格等について他部局との比較検討が十分でなかったりしていることなどによるものと認められる。

ついては、今後工事量の増加に伴い工事用図面等のトレース、青写真朱入れおよび青写真焼付の契約額も増大することが予想されるので、とくに精度を必要とする特殊な図面を除きトレース、朱入れに鉛筆を使用することとし、青写真焼付の寸法を必要に即した適切なものとするなど仕様、規格を合理化し、また、契約価格については作業の所要時間や地域差等を十分調査のうえ合理的な標準単価とその明確な適用基準とを定めてその適正を期し、もってこれら経費の節減を図る要があると認められる。

第4　国民金融公庫

昭和40年度の貸付計画は当初2349億5100万円で、その後291億6200万円を追加し2641億1300万円と改訂したが、これに対し貸付実行額は2639億6249万余円となっている。これを貸付種類別にみると、普通貸付2418億9790万余円、恩給担保貸付211億6320万余円、特別給付金国庫債券担保貸付8億9166万余円等である。

貸付実行額から回収額2111億7675万余円および滞貸償却額8871万余円を差し引いた年間純増加額は526億9701万余円であり、年度末貸付残高は138万余件2751億5911万余円となっている。

40年度の貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金1146億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金20億円および回収金等1473億6249万余円を充当している。

40年度末において最終弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は21万余件20億8491万余円で、年度末貸付残高に対し件数において15.3％、金額において0.7％の割合となっており、前年度末に比べて5億3423万余円減少しているが、これは引揚者国庫債券担保貸付の延滞額が前年度末に比べて4億7136万余円減少したことなどによるものである。なお、更生資金貸付についてみると、元金延滞額は9万余件15億4989万余円で、その年度末貸付残高に対し件数において99.0％、金額において99.3％の割合となっている。

40年度においては、貸付金利息204億7891万余円等の利益211億4598万余円、借入金利息141億1219万余円、事務費46億0578万余円、業務委託費12億0249万余円、滞貸償却引当金繰入9億8563万余円等の損失211億4598万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第5　住宅金融公庫

昭和40年度の貸付計画は、当初1107億2400万円で、その後250億5000万円を追加し一般住宅資金貸付823億6700万円、産業労働者住宅資金貸付82億4300万円、災害復興住宅等資金貸付225億0200万円、宅地造成資金貸付226億6200万円計1357億7400万円と改訂したが、これに対し貸付契約額は一般住宅資金貸付824億2242万余円、産業労働者住宅資金貸付82億0300万円、災害復興住宅等資金貸付223億1677万余円、宅地造成資金貸付232億5204万円計1361億9423万余円となっている。

しかして、貸付計画については、公庫では、従来、融資わくを貸付種別に細分し金額および戸数等により表示していたものを40年度から上記のとおり整理統合して金額だけで表示することとしたものであるが、いま、貸付計画および実績を戸数等により表示すれば、計画は住宅17万2千余戸、宅地の取得2344万2千平方メートル、造成963万1千平方メートルで実績は住宅17万1千余戸、宅地の取得2387万1千余平方メートル、造成962万余平方メートルである。

40年度における貸付実行額は、前年度までの貸付契約分を含め一般住宅資金貸付670億5030万余円、産業労働者住宅資金貸付88億9892万余円、災害復興住宅等資金貸付208億4557万余円、宅地造成資金貸付196億0348万余円計1163億9827万余円で、これから回収額364億3384万余円および滞貸償却額411万余円を差し引いた年間純増加額は799億6031万余円であり、年度末貸付残高は4666億2183万余円となっている。

40年度の貸付金の原資については、政府出資金15億円、資金運用部資金の借入金929億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金20億円、債券発行による収入金17億3126万余円および回収金等182億6701万余円を充当している。

40年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は6億2270万余円（うち1年以上延滞のもの4億7105万余円）で、前年度末に比べて1億6660万余円（1年以

上延滞のもの2億6784万余円)増加しているが、そのおもな原因は、中高層耐火建築物貸付等で延滞額が増加したことによるものである。

住宅融資保険業務では、40年度において金融機関との間に保険関係が成立する保険金額45億6000万円(保険価額57億円の100分の80相当額)を予定したが、保険関係が成立した保険金額は11億9336万余円(金融機関が貸出を行なった額14億9170万余円の100分の80相当額)である。

40年度においては、貸付業務では、貸付金利息240億6802万余円、一般会計より受入7億4361万余円等の利益256億4139万余円、借入金利息202億3532万余円、業務委託費33億7948万余円、事務費14億0404万余円、滞貸償却引当金繰入4億4112万余円等の損失256億4139万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。また、住宅融資保険業務では、住宅融資保険料収入3528万余円等の利益7902万余円、支払保険金908万円、事務費3090万余円等の損失5666万余円で、差引き利益金2236万余円を生じ、これを積立金として積み立てた。なお、上記一般会計より受入7億4361万余円は、公庫が支払った資金運用部資金の借入金利息等の一部に相当する金額について政府の一般会計から補給を受けたものである。

昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

中高層耐火建築物等の住宅部分の無断用途変更の防止について

中高層耐火建築物および防災建築物の建設資金の貸付にかかる建築物の使用について、貸付契約の条件に違反して住宅金融公庫の承認を受けずに住宅部分を用途変更している事例が多数見受けられたので、貸付先から定期報告を徴することを制度化するなどして融資対象建築物の使用状況を十分は握するとともに、住宅部分が用途変更された場合には、住宅部分の床面積の減少に対応して非住宅部分にかかる貸付金についても繰上償還を請求することができる途を開き、また、用途変更していた期間について違約金を徴するなどの処置を講じ、無断用途変更の防止を図るよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、その趣旨に従い、41年3月、住宅金融公庫法の一部改正が行なわれて前記の場合に非住宅部分についても貸付金の全部または一部について繰上償還の請求をすることができることとなり、また、住宅金融公庫においては、同年6月、業務方法書の一部を改正して違約金を徴収することができることとし、8月、これらの処理手続に関する「中高層耐火建築物等用途変更処理要領」を定めたほか、融資対象建築物の使用状況をは握するため貸付先から定期報告を徴するなどの処置を講じている。

第 6　農林漁業金融公庫

昭和40年度の貸付計画は、経営構造改善426億2000万円、基盤整備431億7000万円、一般施設164億1000万円、経営維持安定113億円、災害55億円計1190億円で、これに対し貸付決定額は経営構造改善402億5395万余円、基盤整備420億5350万余円、一般施設149億8695万余円、経営維持安定102億4327万余円、災害23億3972万余円計1098億7741万円となっている。

貸付決定額を事業別にみると、農業構造改善事業推進61億7099万余円、農地等取得221億0722万余円、土地改良および農業構造改善事業実施地域における土地基盤整備336億5698万余円、林業97億4312万余円、漁業76億4964万余円、共同利用施設、新規用途事業(ぶどう糖施設)および乳業61億9806万余円、自作農維持90億3284万余円等となっている。

40年度における貸付実行額は、前年度貸付決定分を含め農業構造改善事業推進59億4579万円、農地等取得206億4199万余円、土地改良および農業構造改善事業実施地域における土地基盤整備323億8160万余円、林業82億2371万余円、漁業68億7121万余円、共同利用施設、新規用途事業(ぶどう糖施設)および乳業48億9842万円、自作農維持83億9937万余円等計1016億3962万余円で、これから回収額363億2279万余円および滞貸償却額1億2764万余円を差し引いた年間純増加額は651億8918万余円であり、年度末貸付残高は4560億7557万余円となっている。

40年度の貸付金の原資については、政府出資金64億円、資金運用部資金の借入金763億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金10億円および回収金等164億6665万余円を充当している。

40年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は24億1166万余円(うち1年以上延滞のもの21億3813万余円)で、前年度末に比べて3億2081万余円(1年以上延滞のもの5億0788万余円)減少している。

40年度においては、貸付金利息210億0304万余円、一般会計より受入8億9748万余円等の利益240億3375万余円、借入金利息168億4079万余円、業務委託費48億5977万余円、事務費11億6848万余円、滞貸償却引当金繰入10億0708万余円等の損失240億3375万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。なお、上記一般会計より受入8億9748万余円は、公庫が支払った資金運用部資金の借入金利息等の一部に相当する金額について政府の一般会計から補給を受けたものである。

非補助小団地等土地改良事業助成基金の勘定では、基金預託利息4億6203万余円に対し利子補給額は8億1360万余円で、3億5157万余円の不足を生じたので基金積立金を取りくずして補てんし、年度末現在の基金総額は69億1056万余円となった。

第 7 中小企業金融公庫

昭和 40 年度の貸付計画は当初 1650 億円で、その後 310 億円を追加し 1960 億円と改訂したが、これに対し貸付実行額は 1974 億 8548 万余円となっており、このうち 5 億円は新たに中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第 101 号)の規定に基づき名古屋中小企業投資育成株式会社に対して貸し付けたものである。貸付実行額を貸付方式別にみると直接貸付 497 億 9270 万円(25.2 %)、代理貸付 1476 億 9278 万余円 (74.8 %) となっており、また、これを資金使途別にみると設備資金 1211 億 0898 万余円(61.3 %)、運転資金 763 億 7650 万円(38.7 %)となっている。

貸付実行額から回収額 1323 億 8387 万余円および滞貸償却額 5449 万余円を差し引いた年間純増加額は 650 億 4711 万余円であり、年度末貸付残高は 3646 億 9348 万余円となっている。

40 年度の貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金 923 億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金 20 億円、債券発行による収入金 299 億 2500 万円および回収金等 732 億 6048 万余円を充当している。

40 年度末において弁済期限を 6 箇月以上経過した元金延滞額は 47 億 7304 万余円(うち 1 年以上延滞のもの 37 億 4297 万余円)で、前年度末に比べて 10 億 0722 万余円(1年以上延滞のもの 8 億 4385 万余円)増加している。

40 年度においては、貸付金利息 275 億 3157 万余円等の利益 287 億 8485 万余円、借入金利息 165 億 7026 万余円、業務委託費 53 億 3894 万余円、事務費 21 億 2287 万余円、滞貸償却引当金繰入 19 億 6720 万余円等の損失 287 億 8485 万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第 8 北海道東北開発公庫

昭和 40 年度の事業計画は貸付 367 億円、出資 3 億円計 370 億円で、これに対し実績は貸付 370 億円となっている。貸付実行額を地方別にみると、北海道は 162 億円(紙およびパルプ工業 61 億 2300 万円、窯業土石製品製造業 13 億 8500 万円、海上運送業 11 億 6000 万円等)、東北地方は新潟地震災害復旧のための資金 39 億 7400 万円を含めて 208 億円(金属鉱物の採掘および製錬業 44 億 2800 万円、紙およびパルプ工業 29 億 9700 万円、化学工業 26 億 4100 万円、石油鉱業および石油精製業 16 億 2000 万円、石炭亜炭化学工業 14 億円、ガス化学工業 11 億 6000 万円等)である。貸付実行額 370 億円から回収額 191 億 1988 万余円および滞貸償却額 2023 万余円を差し引いた年間純増加額は 178 億 5988 万余円であり、年度末残高は 1262 億 6182 万余円(うち出資 8 億 7250 万円)となっている。

40 年度の貸付金の原資については、政府出資金 5 億円、資金運用部資金の借入金 70 億円、債券発行による収入金 199 億 5000 万円および回収金等 95 億 5000 万円を充当している。

40 年度末において弁済期限を 6 箇月以上経過した元金延滞額は 11 億 0684 万余円(うち 1 年以上延滞のもの 9 億 5819 万余円)で、前年度末に比べて 4900 万余円(1 年以上延滞のもの 5 億 9049 万余円)増加している。

40 年度においては、貸付金利息 94 億 3545 万余円等の利益 107 億 3752 万余円、借入金利息 11 億 2712 万余円、債券利息 72 億 6844 万余円、事務費 4 億 2414 万余円、滞貸償却引当金繰入 11 億 3844 万余円等の損失 107 億 3752 万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第 9　公営企業金融公庫

昭和 40 年度の貸付計画は当初 500 億円で、その後水道事業に対する貸付に充てるため 50 億円を追加し 550 億円と改訂したが、これに対し貸付実行額は水道事業 232 億 8400 万円、地域開発のためにする臨海工業用地等の造成事業 115 億 9800 万円、工業用水道事業 65 億 7800 万円、電気事業 45 億 2200 万円、公共下水道事業 15 億 0200 万円、港湾整備事業 14 億 0800 万円、観光施設 11 億 9800 万円等計 525 億 6900 万円で、これから回収額 95 億 5195 万余円を差し引いた年間純増加額は 430 億 1704 万余円であり、年度末貸付残高は 1804 億 5906 万余円となっている。

このほか、40 年度中に一時借入金の資金を貸し付けたものが 203 億 1600 万円あり、年度末までに全額回収している。

農林漁業金融公庫の委託を受けて、40 年度中に公有林造林資金を貸し付けたものが 22 億 2400 万円あり、年度末貸付残高は 69 億 8174 万余円となっている。

40 年度の貸付金の原資については、政府出資金 1 億円、債券発行による収入金 494 億 4200 万円および回収金等 30 億 2700 万円を充当している。

40 年度においては、貸付金利息 110 億 4237 万余円等の利益 127 億 9237 万余円、債券利息 122 億 5061 万余円、事務費 1 億 6810 万余円等の損失 127 億 9237 万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第10　中小企業信用保険公庫

昭和 40 年度における保険事業については、信用保証協会との間に保険関係が成立する保険価額 7060 億円を予定したが、これに対し保険関係が成立した保険価額は 5943 億 4017 万余円となっている。公庫が同年度中に受け付けた保険価額の増加額は 5793 億 8707 万余円、減少額は 4868 億 5145 万余円で差引き年間純増加額は 925 億 3562 万余円であり、年度末保険価額残高は 5658 億 8690 万余円となっている。

40 年度における融資事業については、信用保証協会に対する貸付額 190 億円を予定したが、これに対し貸付実行額は 176 億 4200 万円で、これから回収額 106 億 8000 万円を差し引いた年間純増加額は 69 億 6200 万円であり、年度末貸付残高は 256 億 2200 万円となっている。40 年度の貸付金の原資については、政府出資金 70 億円および貸付回収金等 106 億 4200 万円を充当している。

40 年度においては、保険料 24 億 6731 万余円、支払保険金にかかる回収金 20 億 2856 万余円、貸付金利息 5 億 6074 万余円、基金収入 5 億 5457 万余円、支払備金れい入 6 億 6751 万余円、責任準備金れい入 12 億 3074 万余円等の利益 75 億 1301 万余円、保険金 56 億 9057 万余円、事務費 4 億 2477 万余円、支払備金繰入 9 億 0273 万余円、責任準備金繰入 4 億 7232 万余円等の損失 75 億 1301 万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので資本金への組入れはなかった。

第11　医療金融公庫

昭和40年度の貸付計画は175億円で、これに対し貸付実行額は3,953件175億円となっている。貸付実行額を資金使途別にみると新築資金864件66億7049万円、増改築資金962件84億7388万円、機械購入資金1,396件20億0894万円および長期運転資金731件3億4669万円となっており、また、これを施設別にみると病院1,015件122億7975万円、一般診療所2,556件47億1867万円、歯科診療所354件4億4559万円および共同利用施設等28件5599万円となっている。

貸付実行額から回収額41億6803万余円を差し引いた年間純増加額は133億3196万余円であり、年度末貸付残高は527億3246万余円となっている。

40年度の貸付金の原資については、政府出資金5億円、資金運用部資金の借入金140億円および回収金等25億円を充当している。

40年度においては、貸付金利息29億2325万余円等の利益30億5916万余円、借入金利息21億0988万余円、業務委託費6億0734万余円、事務費2億1838万余円、滞貸償却引当金繰入1億2006万余円等の損失30億5916万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第12　日本開発銀行

昭和40年度の貸付計画は電力179億円、海運893億円、地域開発340億円、石炭140億円、その他497億円計2049億円で、とくに海運は前年度に比べて443億円増加しているが、これは前年度に引き続き海運国際収支改善のため、外航船腹量を拡充することとなったためである。

40年度における貸付実行額は、前年度の計画分を含め電力174億1700万円、海運892億7800万円、地域開発340億2600万円、石炭141億6000万円、その他447億9740万円計1996億7840万円となっている。これから回収額902億6743万余円および滞貸償却額7851万余円を差し引いた年間純増加額は1093億3245万余円であり、年度末貸付残高は1兆0370億2770万余円(うち外貨貸付829億9141万余円)となっている。

40年度の貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金1215億円、外貨債券2000万ドルの発行による収入金68億6831万余円および回収金等713億1008万余円を充当している。

40年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は53億2635万円(うち1年以上延滞のもの48億0866万余円)で、前年度末に比べて13億0184万余円(1年以上延滞のもの14億8166万余円)増加している。

このほか、海運貸付で元金の分割弁済期限の到来したものの償還を猶予している額は209億9341万余円で、前年度末に比べて151億8748万余円減少している。このように元金の償還が促進されたのは海運業の再建整備に関する臨時措置法(昭和38年法律第118号)の規定により利子の支払猶予を受けた貸付先が猶予利子に相当する金額を借入金の償還に充てたことなどによるものである。なお、日本開発銀行は国から猶予利子に相当する金額の交付金の交付を受けている。

40年度において外貨債務を保証した額は369億1394万余円、減少した保証額は221億7872万余円で、年度末保証残高は1355億9336万余円となっている。

40年度においては、貸付金利息562億6620万余円、受入交付金83億4310万余円等の利益652億2718万余円、借入金利息389億8443万余円、外貨債券利息17億6585万余円、事務費20億1878万余円、貸倒準備金繰入31億4700万余円等の損失464億1563万余円で、差引き利益金188億1155万余円を生じ、このうち72億5919万余円を法定準備金として積み立て、残額115億5235万余円を国庫に納付した。

第13　日本輸出入銀行

昭和40年度の貸出承諾額は2058億3383万余円で、前年度に比べて172億4396万余円減少している。これは、主として、外国政府等に対する借款において177億3280万余円増加したが、一方、40年度から輸出貿易手形制度の拡充に伴い従来日本輸出入銀行が行なってきた輸出金融の一部について一般の金融機関が取り扱うこととなったことなどのため輸出金融において333億5248万円減少したことによるものである。

40年度の貸出実行の計画は当初、前年度までの承諾分を含め1945億円であったが、資金需要の増加に伴い235億円を追加し2180億円と改訂した。これに対し貸出実行額は輸出資金1586億9726万円(船舶1059億1430万円、繊維機械114億8158万円、電気機械48億3560万円、鉄鋼製品41億5745万円、車両32億9620万円等)、技術提供資金18億6980万円、輸入資金(金属鉱物)14億6020万円、海外投資資金52億8001万円、海外事業資金21億7700万円、外国政府等に対する借款資金435億2676万余円計2130億1103万余円となっている。これから回収額1144億5261万余円を差し引いた年間純増加額は985億5842万余円であり、年度末貸出残高は5420億8082万余円となっている。

40年度の貸出金の原資については、政府出資金290億円、資金運用部資金の借入金950億円および回収金等890億1103万余円を充当している。

40年度において債務を保証した額は52億1556万余円、減少した保証額は3億8271万余円で、年度末保証残高は131億3759万余円となっている。

40年度においては、貸出金利息220億5580万余円等の利益259億6829万余円、借入金利息234億3790万余円、事務費7億8711万余円、貸倒準備金繰入6億9773万余円等の損失259億6829万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので法定準備金の積立はなかった。

第14　日本住宅公団

日本住宅公団の昭和40事業年度末資本金は768億6891万余円（うち政府出資は現物出資76億6858万余円を含め748億6858万余円）で、前事業年度末に比べて1億3932万余円(全額政府現物出資)増加している。

40事業年度に実施した事業のうち、住宅建設では、当初計画戸数4万戸（賃貸住宅2万6千戸、分譲住宅1万4千戸)で、その後1万3千戸(賃貸住宅1万1千戸、分譲住宅2千戸)を追加し、5万3千戸（賃貸住宅3万7千戸、分譲住宅1万6千戸）と改訂したが、これに対し56,262戸(賃貸住宅40,158戸、分譲住宅16,104戸)の請負契約を締結し、住宅建設費の債務負担済額は予算現額715億0905万余円に対し714億0544万余円で、前事業年度に比べて258億9996万余円増加し、支出決定済額は520億5383万余円である。しかして、上記発注戸数に対し前事業年度までに発注済の分を含め年度内に完成したのは34,009戸(賃貸住宅21,797戸、分譲住宅12,212戸)である。

宅地造成では、買収計画面積3071万余平方メートル（住宅用地872万余平方メートル、工業用地280万余平方メートル、研究学園都市用地1917万余平方メートル)に対し658万余平方メートル（住宅用地530万余平方メートル、工業用地127万余平方メートル)の購入契約を締結するなどし、宅地造成費の債務負担済額は予算現額364億1675万余円に対し181億2727万余円で、前事業年度に比べて16億3346万余円増加し、支出決定済額は161億9571万余円である。このように予算現額に対して債務負担済額が少なかったのは、主として東京都南多摩地区および研究学園都市の両開発事業で用地買収がはかどらなかったことによるものである。しかして、40事業年度中に譲渡した宅地の面積は計画面積577万余平方メートル(住宅用地72万余平方メートル、工業用地505万余平方メートル）に対し147万余平方メートル（住宅用地105万余平方メートル、工業用地41万余平方メートル）となっている。

40事業年度の所要資金1641億2784万余円については、政府補給金4億4107万余円、資金運用部資金の借入金381億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金23億円、生命保険会社等からの借入金670億円、債券発行による収入金95億8461万余円、家賃、分譲住宅等収入337億7606万余円、分譲宅地等収入25億9525万余円等を充当している。なお、上記補給金は、従来所要資金の原資の一部としていた政府出資金を借入金等に代えたことに伴う金利負担等の増加を軽減するために交付を受けたものである。

40事業年度の損益は、住宅管理部門では家賃、分譲住宅収入等収益383億8024万余円、その管理費および原価等費用345億9100万余円、宅地管理部門では分譲宅地収入等収益64億3465万余円、その原価等費用61億8940万余円、特別住宅管理部門では家賃、政府交付金等収益1億3044万余円、その管理費等費用1億3759万余円で、40億2734万余円の粗利益を生じ、これを減価償却引当金等に繰り入れたため収益、費用とも同額の449億5248万余円となっており、前事業年度に比べてそれぞれ55億5605万余円増加している。

検査の結果、別項記載のとおり、土地買収予定価格の評定について、41年12月、日本住宅公団総裁あて改善の意見を表示した。

改善の意見を表示した事項

土地買収予定価格の評定について

（昭和41年12月2日付41検第337号）

日本住宅公団における集団住宅の建設および宅地の造成のための土地買収は、近年、その事業量が著しく増大し、昭和40事業年度の買収実績は9,927,925平方メートル309億2847万余円に上っている。

しかして、これらの土地の買収予定価格の評定にあたっては、近傍類地の売買実例、課税上の評価額等を調査するほか、民間精通者の鑑定評価格を徴して評定資料を作成し、同公団の役員および職員で構成する土地等評価審議会においてこれを調査審

議することとしているが、本院において、本所および東京ほか4支所等について光明池ほか47地区の土地買収につき実地に検査したところ、

（1）　売買実例として調査した取引価格等が事実と相違していてその調査の根拠も明らかでなかったり、適切な売買実例等を調査した事跡がなかったり、類似性に乏しい売買実例を収集したりなどしているほか、売買実例の検討にあたり、位置、形状、造成費、有効面積等土地価格形成上の諸要素を十分比較考量していないもの、

（2）　特段の事由があるとは認められないのに、特殊価格として評価した民間精通者の、しかも1名だけの鑑定評価格をそのまま採用しているもの

などがあり、なかには、土地所有者等との価格交渉がほとんど成立した後にようやく売買実例の調査や鑑定評価の依頼を行なっているものも見受けられる状況で、買収予定価格の評定が適正に行なわれていないと認められるものが少なくない。

このような事態を生じているのは、売買実例等の収集および検討、鑑定評価の徴取等についての具体的手続に関する規程が整備されていないことならびに土地買収業務に従事する職員に経験に乏しい者が多いこと、職員の配置が公共用地を取得する他の団体に比べて十分でないことによるほか、土地所有者等との買収交渉が前記土地等評価審議会の調査審議の結果をまつことなく進められ、同審議会の審議結果を必ずしも十分に買収交渉に反映させることができるような体制となっていないこともあって、適正な買収予定価格の把握についての配慮を欠いていたことによるものと認められる。

ついては、同公団の土地買収の事業量は膨大に上り、その買収価格も他に影響するところが大であり、かつ、用地取得は今後ますます困難性を増す傾向にあることにかんがみ、土地買収予定価格評定について、執行機関等の責任体制を確立し、評定手続等に関する規程をすみやかに整備するほか、土地買収業務に従事する職員の配置、研修等について適切な処置を講ずるなど買収予定価格の適正化を図るよう格段の努力を傾注するとともに、土地買収業務の公明な運営を期する要があると認められる。

第15　愛知用水公団

昭和40事業年度においては、豊川事業区域にかかる事業において、前事業年度に引き続き幹線水路工事25億7895万余円、支線水路工事20億6913万余円、えん堤工事10億0916万余円、補助ため池工事2億8253万余円および開墾工事1億6648万余円を施行したほか、一般管理費5億8044万余円等を合わせ70億0069万余円を使用して総事業費335億5200万円の21％を実施し、41年3月末における事業進ちょく状況は総事業計画の76％となっており、このほか、水道事業者に対しその専用施設新設に必要な資金として4億円を貸し付けている。なお、事業の進ちょくに伴い、宇連ダム、二川チェック（水量調節せき）間に暫定通水を行ない、受益予定農地20,182ヘクタールのうち1,107ヘクタールに総量1226万余立方メートルのかんがい用水を補給した。

また、木曽川事業区域にかかる事業においては、愛知、岐阜両県、水道事業者、電気事業者の負担金等および受益農家に対する賦課金等30億7177万余円を徴収決定し、23億4790万余円（うち既往事業年度分1億7272万余円）を収納し、資金運用部資金の借入金等に対する元利返済金29億7720万余円を支払ったほか、管理業務等に必要な経費として1億5185万余円を使用している。

40事業年度の所要資金109億3090万余円については、豊川事業区域にかかる事業のための資金運用部資金の借入金40億3000万円および同事業に対する国庫補助金39億1612万余円ならびに木曽川事業区域にかかる事業における事業収入23億4790万余円等を充当している。

40事業年度の損益は、建設負担金収入27億4090万余円、受取利息7億3762万余円、豊川用水部門繰延勘定への繰入10億3264万余円等の収益49億3341万余円、支払利息24億7111万余円、減価償却引当損14億8351万余円、一般管理費6億5454万余

円等の費用46億6158万余円で、差引き当期純益金は2億7182万余円となっている。

愛知用水ほか2土地改良区に対する木曾川事業区域にかかる事業の建設賦課金は総額60億3461万余円で、37事業年度以降9年または14年の元利均等償還により徴収することとなっているが、39事業年度末までの既往3箇年におけるその収納済額は徴収決定済総額23億4573万余円（うち愛知用水土地改良区分22億8842万余円）に対し6553万余円にすぎず、このうち5629万余円は愛知用水土地改良区が農地を転用した受益農家から徴収したものを償還に充てているもので、39事業年度末においてなお22億8019万余円が未収金となっている。しかして、40事業年度においては、愛知用水土地改良区において初めて個々の組合員に対し賦課がなされるなどして上記未収金のうち9188万余円を収納したが、同事業年度分として徴収決定した7億9087万余円はその全額が収納されておらず、同事業年度末における未収金総額は29億7918万余円となっている。

第16　日本道路公団

日本道路公団の昭和40事業年度末資本金は450億1504万余円（全額政府出資）である。

40事業年度に実施した道路等の建設は、前事業年度からの継続事業として東名高速道路ほか2高速道路および第三京浜道路ほか19道路1駐車場1附帯事業施設、新規事業として新規高速道路および東京川越道路ほか3道路1附帯事業施設を建設する計画に対し、継続事業は3高速道路19道路1駐車場1附帯事業施設、新規事業は1道路の建設を行ない、建設費の決算額は予算現額1031億4649万余円に対し856億6009万余円で、前事業年度の決算額に比べて243億8639万余円増加している。建設費のうち、高速道路関係建設費は予算現額760億5026万余円に対し決算額669億0310万余円で、一般有料道路等の建設費は予算現額270億9623万余円に対し決算額187億5698万余円であり、建設費予算の残額は174億8640万余円となっている。このように予算残額を生じたのは中央高速道路等で用地買収がはかどらなかったことなどによるものである。

40事業年度の所要資金1286億0651万余円については、債券発行による収入金922億6875万円、国際復興開発銀行借入金123億9790万円、業務収入152億4600万余円等を充当している。

40事業年度の損益は、料金収入等の収益155億9234万余円、管理業務費18億8324万余円、諸引当損47億7801万余円、支払利息120億7174万余円等の費用204億5088万余円、差引き当期損失48億5854万余円で、前事業年度に比べて収益で25億0754万余円、費用で38億0741万余円増加し、12億9987万余円の損失増加となっている。

しかして、33年4月工事を開始した名神高速道路は、40年6月一宮、小牧間8キロメートルが完成し、すでに営業を開始していた西宮、一宮間181キロメートルと合わせ全延長189キロメートルの工事を完了し、同年7月全線が開通した。その建設費の総額

は1144億9220万余円となっており、40事業年度におけるその損益は、料金収入等の収益49億5988万余円をあげたが、管理業務費5億1233万余円、支払利息77億0527万余円等の費用93億4231万余円を要したため差引43億8243万余円の損失を生じている。また、一般有料道路等について、同事業年度末現在営業中のものは66道路4駐車場4附帯事業施設(うち同事業年度中に新たに営業を開始したもの3道路)であるが、その損益を道路、駐車場および附帯事業施設の各別にみると、道路では京葉道路ほか34箇所で減価償却前利益36億0903万余円をあげ、第三京浜道路ほか30箇所で損失9億3825万余円を生じ、駐車場では日比谷自動車駐車場で利益4078万余円をあげ、長堀自動車駐車場ほか2箇所で損失2億1825万余円を生じ、また、大津サービスエリアほか3附帯事業施設では利益1億1254万余円をあげている。

検査の結果、別項記載のとおり、高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等について、41年12月、日本道路公団総裁あて改善の意見を表示した(181ページ)ほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(鉄筋コンクリート基礎くい工の監督および検査について)

日本道路公団が施行している高速自動車国道建設工事においては、基礎くいに鉄筋コンクリートくいを使用する設計によっている工事が多数あり、昭和40年度契約分だけみても基礎くい工は約3億9000万円に上っているが、高速道路静岡、京浜、八王子各建設局で施行中の東名、中央両高速道路建設工事のうち静岡工事ほか6件工事につき、日本工業規格および特殊規格の遠心力鉄筋コンクリート基礎くい6,229本についてその内部に使用されている鉄筋等を検査したところ、監督および検査が適切を欠いたため、うち2,569本について、仕様書に比べて径の細い軸筋、組立筋を使用しているもの、軸筋の使用本数が不足しているもの、軸筋、組立筋に規格外の再生鋼材を使用しているもの、組立筋を全く使用していないもの、くいの外径やコンクリートの肉厚が不足しているものなどが見受けられた。

基礎くい工は、工事完成後における施行状況の確認や手直しが不可能なものであるから、その施行過程における監督および検査を適確に行ない、適正な施行を確保する要があると認められる。

改善の意見を表示した事項

高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等について

(昭和41年12月1日付41検第335号)

日本道路公団における高速自動車国道の建設は、昭和40年度に完成した名神高速道路のほか、東名、中央両高速道路を43年度末の完成を目途に施行中であり、さらに41年7月には延長約1,010キロメートルに及ぶ中央自動車道甲府小牧線ほか5路線の施行命令が発せられ、施行延長も逐年増加している。しかして、41年中、本院において、東名、中央両高速道路建設工事のうち40年度中に発注された春日井工事ほか53件約507億円の土工を主体とした工事について、その設計、予定価格の積算、施行の状況等を調査した結果、積算が施行の実情にそっていなかったり、設計、積算、検収相互間の考え方に一貫性がなく取扱も区々となっていたりしているため、不経済な結果となっているなどの事例が下記のとおり見受けられた。

このような事態を生じているのは、工事実施部門と積算担当部門との連絡調整が十分でないなどのため現行の積算基準およびその運用が工事施行の実情に適応していなかったり、仕様書等の内容が明確を欠いていたりしていることなどによるものと認められる。

しかして、高速自動車国道の建設工事は、同種工事をきわめて大きな規模で発注しており、工事費の積算にあたり、機械損料、材料費等の算出単価にわずかな開差があっても総額においては大差を生ずるものであり、しかも工事量が逐年増加する状況にあるのであるから、諸積算要領や仕様書等を検討するとともに、先行工事または調査、試験工事の実績等を適確に反映するよう関連部門間の連絡調整を十分にし、建設

費の効率的使用を図る必要があると認められる。

記

（1）　建設機械の損料の積算については、36年に建設省が定めた機械損料率と当時の機械購入価格とを基礎にして同公団が制定した「建設機械器具損料表」によって算定しているものであるが、その後建設機械の性能の向上に伴い、これら建設機械のうち土工工事において多く使用されるダンプトラック、ブルドーザ等は、耐用時間が長くなったり、定期整備費等が減少したりしているなどのため、時間当り損料は低価となっている状況であるのに、前記損料表をそのまま適用しているのは実情にそわないと認められる。

（2）　ダンプトラックによる土砂の運搬費の積算については、土砂の積載量は土質ごとに定められている土の立方メートル当り重量等により算出し、その積載容量限度をダンプトラックの荷箱容量の3割増しまでとして運搬費を算定することとしているものである。しかして、6トン積ダンプトラックについては、その積載容量を35年当時製造されていたダンプトラックの荷箱容量により3.5立方メートルを基準として計算しているが、37年以降製造された同ダンプトラックの荷箱容量はすべて4立方メートルとなっているものであるから、上記の荷箱容量3.5立方メートルを基準として運搬費を積算しているのは実情にそわないと認められる。

（3）　現場打鉄筋コンクリートくい工のうち全ケーシング工法による場合の使用機械の損料の積算については、同公団制定の損料表にはフランスベノトEDF—55、アースドリル20—THおよび国産ベノトBT—2の3機種について規定しているが、他方、「現場打杭積算要領」による能率基準には、上記3機種のうち国産ベノトBT—2についての規定を設けておらず、このため、通常掘さく長が20メートル以下の工事の場合、その施行にあたっては国産ベノトBT—2の使用をも承認していながらアースドリル20—THの損料と能率とによって算出している。

しかしながら、国産ベノトBT—2はアースドリル20—THに比べて損料が低価であり、また、これらの機械はそれぞれ工法上の特性を有するものであるから、現地の土質等に適応した機械で積算すべきであり、国産ベノトBT—2について能率基準を定めていない前記要領は実情にそわないと認められる。

（4）　基礎工事等に使用する既製鉄筋コンクリートくいにかかる諸経費の積算については、通常の諸経費率により算定しているが、同品は請負業者が既製品を購入するものであり、PSけた、鋼くい、ガードレール等他の二次製品と同様その取扱等に要する経費が少額で足りるものであるから減額計算すべきであるのに、通常の諸経費率により算定しているのは実情にそわないと認められる。

（5）　現場打鉄筋コンクリートくい工の積算にあたっては、使用する機械の稼働時間について「現場打杭積算要領」に定める数値をそのまま採用し算定しているが、この種機械の能率は現地の土質や作業条件等の影響を大きく受けるものであり、とくに、土質や作業条件が同一で作業量が多い工事の場合は、通常事前に実施している試験工事の結果を検討のうえ、適切な数値を採用すべきであり、前記積算要領に定められている数値をそのまま適用しているのは実情にそわないと認められる。

また、ダンプトラックによる土砂の運搬費の積算についても、同公団制定の「高速自動車国道設計要領」で定めている土質ごとの立方メートル当り重量の平均値をそのまま適用し算定しているが、その重量は土の組成内容、密度等によって異なるものであるから、客土掘さくのように均質土を大量に運搬する場合は事前に実施した土質調査の結果を検討のうえ適切な数値を採用すべきであり、前段同様その積算は実情にそわないと認められる。

（6）　ブロック積工等の積算については、工事に使用する間知ブロック等の強度、形状に関して仕様書、図面に具体的に示されておらず、また、その工事費の積算に関しても同公団制定の「土工関係積算要領」に明確な定めがないため、同一建設局内におい

ても平方メートル当り工事費に開差を生じているものがあるほか、建設局によってはブロック積工に使用する胴込コンクリート量等について、間知ブロックの形状等からみて過大と認められる所要量を定めているものがある。

また、工事の施行にあたって使用する間知ブロックの強度、形状については、工事の監督員がこれを承認することとなっているが、その承認につき明確な基準を定めていないため、圧縮強度がまちまちとなっていたり、建設局によっては高速道路工事用には適当でないとして使用を承認していない製品を他の建設局においては監督員がその使用を承認したりしている状況で、取扱が区々となっている。

(7) 敷砂工の積算にあたっては、敷砂のロス、沈下およびめり込み等を考慮して工事施行図面に示された敷砂の設計量に対し最低10％から最高56％の割増量を見込んで算出している。

しかしながら、同公団制定の「土木工事共通仕様書」には敷砂工の検収の時期および方法について具体的な規定もなく、実際は、敷砂工を行なった直後に施行図面を基として出来形を検収している状況であって、この場合本院調査の結果によれば敷砂量は設計量を多少上回る程度で足りていて、前記積算に見込まれているようなロス、沈下およびめり込み等の割増量は、実情にそわないものとなっており、敷砂工の積算と検収の考え方に一貫性がないと認められる。

昭和39年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

高速自動車国道建設工事における土工量の精算について

高速自動車国道建設工事における土工量の精算にあたり、広域な土取場等における地山の測量方法が適切でなかったり、切土に先立って実施される伐開除根に伴う表土の切取深度が施行の実情にそわなかったり、捨土場所の事前調査等が適確でなく捨土

量のは握が正確を欠いていたりしているなどの事例が見受けられたので、地山検測の採用に対応する基準、仕様書の整備改善、現場の施行管理の徹底を図るなどして、地山検測における土工量の精算および工事費支払の適正を期するよう、昭和40年11月、改善の意見を表示したところ、日本道路公団においては、41年6月、「高速道路土木工事施行取扱要領」を改め、広域な土取場等の原地盤の高さを正確には握するため、横断測線上の地盤高の測量を縦断測量に準じた測定方法によって行なうようにし、伐開除根に伴う表土の切取深度を原地盤に垂直に30センチメートルとし、また、その掘さく土と他の掘さく土とを区別して捨土させることとし、捨土場所の原地盤の高さを事前に調査しておくとともに捨土検測の方法を改めている。

第17　首都高速道路公団

首都高速道路公団の昭和40事業年度末資本金は162億9800万円(うち政府出資81億4900万円)で、前事業年度末に比べて30億円増加している。

40事業年度に実施した道路等の建設は、前事業年度からの継続事業として都道首都高速1号線ほか9路線および5関連街路（高速道路建設工事施行上密接な関連を有する都市計画街路で地方公共団体の委託によるもの)、新規事業として都県道高速横浜羽田空港線関連街路および都道首都高速2号線高架下施設を建設する計画に対し、高架下施設を除き計画箇所の建設を行ない、業務費の決算額は予算現額377億9088万余円に対し296億4701万余円で、前事業年度の決算額に比べて25億7875万余円増加している。業務費のうち、高速道路建設費は予算現額246億9713万余円に対し決算額193億3403万余円、高架下施設建設費は予算現額1億円に対し支出したものはなく、関連街路建設費は予算現額96億5785万余円に対し決算額75億9363万余円であり、業務費予算の残額は81億4386万余円となっている。このように予算残額を生じたのは、都県道高速横浜羽田空港線をはじめ各路線等の用地買収がはかどらなかったことなどによるものである。

40事業年度の所要資金480億5464万余円については、政府出資金15億円、東京都等地方公共団体出資金15億円、東京都等地方公共団体交付金46億0900万円、債券発行による収入金228億4275万円、料金収入43億9336万余円、受託業務収入75億9834万余円等を充当している。

40事業年度の損益は、収益において業務収入44億2021万余円、業務外収入1億3906万余円計45億5928万余円、費用において管理業務費10億5951万余円、支払利息47億6903万余円等計60億5107万余円、差引き当期損失14億9178万余円で、前事業年度に比べて9億0097万余円の損失増加となっている。

40事業年度末現在営業中のものは、都道首都高速道路では1号線の本町、羽田空港間等31キロメートル、駐車場では汐留ほか4駐車場である。

第18　水資源開発公団

水資源開発公団の昭和40事業年度末資本金は7億9000万円(全額政府出資)で、前事業年度末に比べて9000万円増加している。

40事業年度においては、前事業年度に引き続き利根川水系における矢木沢ダム、下久保ダム、利根導水路の各建設事業および群馬用水、印旛沼開発の各事業ならびに淀川水系における高山ダム建設事業を実施したほか、新たに、利根川水系における利根川河口堰建設事業、淀川水系における青蓮寺ダム建設事業をそれぞれ総事業費130億円、55億円の計画で実施している。

しかして、その建設事業実施額は、ダム等建設事業145億2469万余円、用水路等建設事業110億4781万余円計255億7251万余円の計画に対し、ダム等建設事業104億5833万余円、用水路等建設事業74億1369万余円計178億7203万余円となっている。このように計画に比べて実施額が少なかったのは、利根導水路建設事業等で用地買収がはかどらなかったことなどによるものである。

また、40事業年度において長柄可動堰改築事業の事業費が8億4987万余円と確定したので、水道事業者および工業用水道事業者の負担となる事業費についての徴収は、同事業費からすでに収納した上記事業者等の負担金等5億0143万余円を除いた3億4844万余円について、同事業年度以降、18年割賦で行なわれることとなり、40事業年度分として収納した額は1022万余円となっている。

40事業年度の所要資金217億5581万余円については、政府出資金9000万円、資金運用部資金の借入金31億円、政府交付金47億1641万余円、国庫補助金18億6581万余円、債券発行による収入金24億9375万円、負担金収入45億1610万余円、受託業務収入25億5222万余円等を充当している。

第19　日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団の昭和40事業年度末資本金は341億5356万余円(政府出資25億円、日本国有鉄道出資316億5356万余円(現物出資171億9795万余円を含む。))で、前事業年度末に比べて85億円増加している。

40事業年度において、鉄道新線建設を実施したものは、前事業年度から継続の久慈線ほか62線の工事および津軽海峡線ほか2線の調査であり、その決算額は予算現額225億4460万余円に対し177億1196万余円で、48億3264万余円を翌事業年度に繰り越している。このように繰越額を生じたのは関係地方公共団体等との間の構造物等についての設計協議および用地取得がはかどらなかったことなどによるものである。40事業年度中に日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設は油須原線の一部である。

40事業年度の所要資金285億6657万余円については、政府出資金10億円、日本国有鉄道出資金75億円、資金運用部資金の借入金40億円、債券発行による収入金123億8780万円および前事業年度からの繰越金27億0645万余円等を充当している。

40事業年度の損益は、鉄道貸付収入1億8193万余円、政府からの補給金1億1869万余円および補助金6100万円等の収益5億4461万余円に対し事業資産減価償却費2億7582万余円等の費用6億5737万余円で、差引1億1276万余円の損失となっている。なお、上記補給金は債券の支払利子の一部について、また、補助金は日本国有鉄道に無償で貸し付けた鉄道施設の減価償却費相当額の一部について政府の一般会計から交付を受けたものである。

第20　雇用促進事業団

雇用促進事業団の昭和40事業年度末資本金は459億8318万余円（うち政府出資450億6520万余円）で、前事業年度末に比べて134億6491万余円増加している。

40事業年度の一般業務の計画のうちおもなものは、移転就職者用宿舎の建設12,676戸117億3195万余円、職業訓練の実施27億5602万余円および福祉施設設置資金の貸付105億1006万円で、これに対し実績は、移転就職者用宿舎の建設11,360戸（うち工事中のもの7,224戸）65億4021万余円、職業訓練の実施25億4703万余円および福祉施設設置資金の貸付51億3731万円となっている。このうち移転就職者用宿舎の建設が計画を下回っているのは、建設用地の買収がはかどらなかったため工事の着手が遅延したことなどによるものであり、また、福祉施設設置資金の貸付が計画を下回っているのは、貸付先における住宅等の建設がはかどらなかったことなどによるものである。

炭鉱離職者援護業務の計画のうちおもなものは、移住資金の支給7億4923万余円、雇用奨励金の支給8億1696万余円、労働者住宅確保奨励金の支給8億2364万余円および再就職奨励金の支給3億2698万余円で、これに対し実績は、移住資金の支給1億6557万余円、雇用奨励金の支給4億6566万余円、労働者住宅確保奨励金の支給3億2708万余円および再就職奨励金の支給1億0045万余円となっている。

40事業年度の所要資金は、一般業務については政府出資金134億6491万余円、政府交付金27億6800万円、資金運用部資金の借入金46億円等を、また、炭鉱離職者援護業務については国庫補助金として受領した21億3493万余円のうち8億8410万余円および石炭鉱業合理化事業団交付金として受領した1億7822万余円のうち1億4651万余円等をそれぞれ充当している。しかして、炭鉱離職者援護業務にかかる国庫補助金および石炭鉱業合理化事業団交付金は計12億8253万余円の使用残額を生じ、これを前受金に計理して翌事業年度に繰り越しているが、これは実績が計画を大きく下回ったことによるものである。

40事業年度の損益は、一般業務にかかる会計（一般会計）においては、収益43億8901万余円に対し、費用48億4196万余円で、差引4億5295万余円の損失となっており、また、炭鉱離職者援護業務にかかる会計（炭鉱離職者援護事業特別会計）においては、収益15億0603万余円に対し、費用17億8144万余円で、差引2億7540万余円の損失となっている。

検査の結果、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

（移転就職者用宿舎の建設について）

雇用促進事業団では、広域職業紹介活動にかかる公共職業安定所の紹介によって就職する移転就職者に貸与することを目的として、移転就職者用宿舎を建設しており、昭和40事業年度においては39事業年度中に着工したものを含め11,360戸（用地費および工事費計約125億円）の建設を行なっているが、このうち、愛知県額田郡幸田町所在の幸田六栗ほか4箇所440戸（用地費および工事費計4億8152万余円）については、各建設用地買収当時、すでにその付近に移転就職者用宿舎5箇所560戸が設置されており、これらの入居率は11％から48％と著しく低いばかりでなく、さしあたり、これらの箇所には本件のように多数の宿舎増設を必要とするような格別の事由があるとは認められないものであるから、今後、移転就職者用宿舎の建設にあたっては、既設宿舎の入居状況等をも十分勘案して建設箇所を選定するよう配慮する要があると認められる。

第21　海外移住事業団

海外移住事業団の昭和40事業年度末資本金は51億0996万余円（全額政府出資）で、前事業年度末に比べて2億円増加している。

40事業年度の業務の計画のうちおもなものは、ブラジル国現地法人の分を含めて、移住者の送出および受入業務3億0022万余円、渡航費貸付1億6932万円、入植地業務1億9242万余円および事業資金貸付2億7150万円で、これに対する実績は、移住者の送出および受入業務2億6742万余円、渡航費貸付7910万余円、入植地業務1億0967万余円および事業資金貸付2億4551万余円となっていて、渡航費貸付の実績が計画を大きく下回っているが、これは、同事業年度においても海外移住が低調であって、渡航費貸付の対象人員が2,000名の計画に対し818名にすぎなかったことによるものである。

入植地業務については、40事業年度において、入植地131ロッテ3,380ヘクタールを造成し、116ロッテ2,421ヘクタールを分譲しており、同事業年度末の造成済地は2,639ロッテ63,450ヘクタール、分譲済地は1,524ロッテ36,794ヘクタールとなっている。

渡航費貸付および事業資金貸付については、事業団本部扱の40事業年度末の貸付金残高は渡航費貸付54億4383万余円および事業資金貸付7億9554万余円となっている。しかして、弁済期限が到来して40事業年度に回収を要する元金は渡航費貸付1億3764万余円および事業資金貸付4億3705万余円であるが、同事業年度末において延滞となっているものは渡航費貸付1億3716万余円、事業資金貸付3億1260万余円である。また、ブラジル国現地法人扱の同事業年度末の貸付金残高は事業資金貸付13億7077万余クルゼイロで、このうち元金延滞額は1億8536万余クルゼイロとなっている。

40事業年度の所要資金については、政府出資金2億円、政府交付金10億9324万余円、資金運用部資金の借入金4億円、政府の一般会計からの借入金7910万余円（渡航費貸付資金）等を充当している。

40事業年度の同事業団の損益は、交付金収入10億8408万余円、受取利息8222万余円等の利益12億2126万余円、業務経費8億0946万余円、現地法人交付金1億0540万余円等の損失12億2989万余円で、差引863万余円の損失を生じ、これに前事業年度からの繰越損金9億0673万余円を加え、9億1536万余円を当期未処理損金として翌事業年度に繰り越している。

また、ブラジル国現地法人の損益は、ジャミック移植民有限責任持分会社で2億2146万余クルゼイロの純損失を生じ、当期未処理損金は3億0151万余クルゼイロ（41年3月31日の外国為替相場で換算すれば4957万余円）となっており、イジュウシンコウ信用金融株式会社で7035万余クルゼイロの純利益を生じ、当期未処理益金は6170万余クルゼイロ（41年3月31日の外国為替相場で換算すれば1014万余円）となっている。

第22　日本原子力研究所

日本原子力研究所の昭和40事業年度末資本金は462億9244万余円（うち政府出資445億7984万余円）で、前事業年度末に比べて65億0950万円増加している。

40事業年度において、原子炉等の建設については、新たに大洗地区において材料試験炉等の建設を行なっており、東海地区においては高速炉臨界実験装置特別研究棟の第1期工事が41年1月完成し、引続き第2期工事を施行中である。また、試験研究等については、研究炉等の運転および利用、動力炉の開発研究、各種の基礎研究等を行なっている。

これらの建設費および試験研究費等の決算額は、予算現額82億7848万余円に対し、原子炉等施設費13億9488万余円、研究施設等の建設、改修に要した施設費21億8898万余円、原子炉の運転、各種の試験研究等に要した経費32億1209万余円計67億9596万余円で、12億5218万余円を翌事業年度に繰り越し、2億3033万余円を不用額としている。

40事業年度の所要資金については、政府出資金64億6100万円、民間出資金及び寄付金1億0614万円等を充当している。

40事業年度の損益は、施設利用収入1431万余円、受取利息6597万余円等の利益2億0067万余円、試験研究費44億3047万余円等の損失54億1903万余円で、差引52億1835万余円の損失を生じ、これに前事業年度からの繰越欠損金168億0278万余円を合わせ220億2113万余円を繰越欠損金として翌事業年度に繰り越している。

第23　東北開発株式会社

東北開発株式会社の昭和40営業年度末資本金は60億1000万円（うち政府出資59億0750万円）で、前営業年度末に比べて12億円増加している。

40営業年度は同会社再建5箇年計画の第2年度に当たり、前営業年度に引き続き事業の体質改善、合理化を図っている。

40営業年度のおもな生産品の販売計画は、セメント50万トン、カーバイド3万9千余トン、ハードボード1万2千余トンで、これに対する実績はセメント51万3千余トン、カーバイド3万1千余トン、ハードボード1万3千余トンとなっている。

40営業年度の新規事業は、直轄工場の整備等5億4000万円、投融資事業等3億1500万円、新事業予備費5億円計13億5500万円の計画に対し、実績は直轄工場の整備等2億9620万余円、投融資事業2億9500万円計5億9120万余円で、計画に比べて7億6379万余円減少しているが、これは砂鉄事業に代わるものとして新事業予備費で予定していた事業が具体化しなかったことなどによるものである。また、前営業年度からのおもな繰越事業で40営業年度に実施したものは、直轄工場の整備等3億9859万余円である。

40営業年度の所要資金110億7880万余円については、政府出資金12億円、社債発行による収入金20億円、銀行からの借入金10億1000万円、営業収入44億9193万余円、前期繰越金19億7190万余円等を充当している。

40営業年度の収益は49億2089万余円、費用は69億2769万余円で、当期損失金は経常損益で10億9149万余円、特別損益で9億1530万余円計20億0680万余円となっており、これを前記再建計画における第2年度の予想損失金11億8249万円に比べると8億2431万余円増加しているが、これは主として、砂鉄事業の企業化を取りやめたことに伴い、むつ製鉄株式会社および砂鉄原料株式会社の解散等の新たな事態が発生した